

横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人及び
子育てひろば私立常設園選定委員会
第1回会議 次第

1 議題

- (1) 選定委員会について（資料1、2）
- (2) 西区子育て支援拠点の概要（資料3）
- (3) 西区の子育て世帯の概況（資料4）
- (4) 運営事業者の選定方法について（資料5）

【資料一覧】

- 資料1 委員名簿
- 資料2 選定委員会について
- 資料3 横浜市の地域子育て支援拠点の概要
- 資料4 西区の子育て世帯の概況
- 資料5 運営事業者の選定方法について
- 資料6 横浜市西区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱
- 資料7 横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会要綱
- 資料8 拠点事業5か年のまとめ（7事業評価シート）
- 資料9 横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人募集要項
- 資料10 令和3年度横浜市西区地域子育て支援拠点事業仕様書（案）
- 資料11 横浜市西区地域子育て支援拠点事業実施要綱
- 資料12 横浜子育てサポートシステム事業実施要綱
- 資料13 横浜子育てサポートシステム事業実施要領
- 資料14 横浜子育てサポートシステム会則
- 資料15 横浜市版子育て世代包括支援センターの基本的な考え方

横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人及び
子育てひろば私立常設園選定委員会委員名簿

	区分	所属	委員名
1	有識者	日本女子大学 家政学部児童学科 特任教授	西 智子
2	地域・支援者	西区連合町内会・自治会連絡協議会 会長	金子 勝雄
3		横浜市西区社会福祉協議会 事務局長	武井 哲也
4		西区民生委員・児童委員協議会 会長	武田 容子
5		西区民生委員・児童委員協議会 主任児童委員 代表	西田 千寿子
6		藤棚幼稚園 園長	吉井 文子
7		ろぜっと保育園 園長	相馬 範子
8		子育て支援者 代表	中尾 尚美
9		当事者	障害児自主訓練会キャロット

(敬称略)

選定委員会について

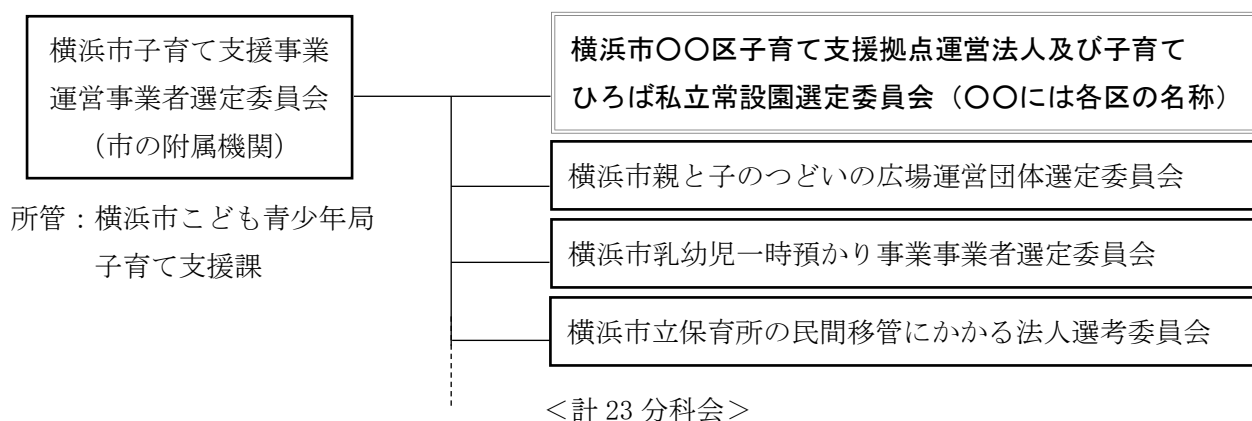
1 設置目的

平成 22 年 1 月に設置された西区地域子育て支援拠点「スマイル・ポート」は、令和元年 4 月からの運営第 3 期目の 2 か年度目となる本年度をもって、現法人による運営期間が終了します。

令和 3 年度から次期 5 か年の運営を担う法人を選定するため、「横浜市西区子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会」を設置します。

2 選定委員会の位置づけ

【下部組織（分科会）】



3 横浜市西区子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会について

参考資料 1 「横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会要綱」に基づき運営を行う。

(1) 担当事務

横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人に応募をした法人について、「横浜市西区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱（資料 2）」第 8 条に規定する運営法人の選定基準に基づき審議すること。

審議にあたっては、応募法人の提出書類を審査、評価するとともに、応募法人に対してヒアリングを実施し、その内容を評価する。

(2) 組織

ア 委員数

9 名

イ 委員構成

横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会の委員長が指名する委員、子育て支援に理解のある地域関係者、有識者及びその他区長が必要と認める者

ウ 任期

令和 2 年 11 月 24 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

エ 身分

非常勤特別職職員

4 会議の公開について

本委員会は市の附属機関と位置づけられているため、会議は原則公開となっています。このため、書面開催とする第1回会議につきましては、意見交換の過程を速やかに公開することとします。また、第2回会議については、法人や団体に関する具体的な情報を取り扱うこととなるため、公開することで法人や団体に不利益を及ぼすおそれがあることから非公開として開催します。

なお、本委員会の会議録については、委員名簿と併せて後日、西区のホームページで公表させていただくことをご了承ください。

5 委員としての注意

- (1) 選定のうへで知りえた団体や個人に関する情報は外部に口外されないようお願いいたします。
- (2) 選定の公平性を確保するため、応募法人との接触は極力避けて頂くようお願いいたします。

横浜市の地域子育て支援拠点の概要

令和2年11月

西区こども家庭支援課

「地域子育て支援拠点」とは？

横浜市子ども・子育て支援事業計画
～子ども、みんなが主役！ よこはま わくわくプラン～

上記計画における基本政策のひとつである「地域における子育て支援の充実」の推進に向けて、地域における子育て支援の拠り所となる施設。

【事業の目的】

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

※「地域子育て支援拠点事業実施要綱」（雇児発0529第18号（平成26年5月29日）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局制定）から抜粋

地域子育て支援拠点における7つの事業

子育て家庭への支援

- ①親子の居場所事業
- ②子育て相談事業
- ③情報収集・提供事業
- ④利用者支援事業

子育ての支援者への支援

- ⑤子育て支援ネットワーク事業
- ⑥子育て支援人材育成事業

地域の中での子どもの
預かり合いの促進

- ⑦横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業

各事業ごとの業務内容①

①親子の居場所事業

乳幼児の遊びと育ちの場や、その子育て当事者同士の交流の場として、週5日以上、1日6時間以上、居場所の提供を行う。

②子育て相談事業

子どもと家庭に関する相談に対応することを通じて、支援につながっていないニーズを適切な支援につなげていく。居場所や相談室での対応や電話相談を行う。

③情報収集・提供事業

区内等の子育てに関する情報を一元化し、情報コーナーの設置や多様な媒体を活用して情報提供することを通じて、子育てに対する閉塞感や不安感の解消を図る。

④利用者支援事業（子育てパートナー事業）

個々のニーズに応じた相談対応や、施設・事業の利用を支援する。
また、これらの利用者支援の円滑な実施のため、関係機関との協働の体制づくりや人材育成等の地域連携を行う。

各機能ごとの業務内容②

⑤子育て支援ネットワーク事業

子育てに関する支援活動を行う者同士の連携を進めることを通じて、様々な地域の子育て支援活動の質の向上、活動の活性化、活動の課題解決を図る。

⑥子育て支援人材育成事業

子育て支援人材の育成、当事者のサークル活動等の支援を通じて、子育て支援に関わる市民の増加、活動の多様化、活性化を図る。

⑦横浜子育てサポートシステム※区支部事務局運営事業

地域の中で子どもを預け・預かることで、人と人とのつながりを広げ、地域ぐるみでの支えあいの促進を図る。

※横浜子育てサポートシステム

子どもを預かってほしい人（利用会員）と子どもを預かる人（提供会員）が相互の信頼関係のもとに、子どもの預け・預かりを行うシステム。

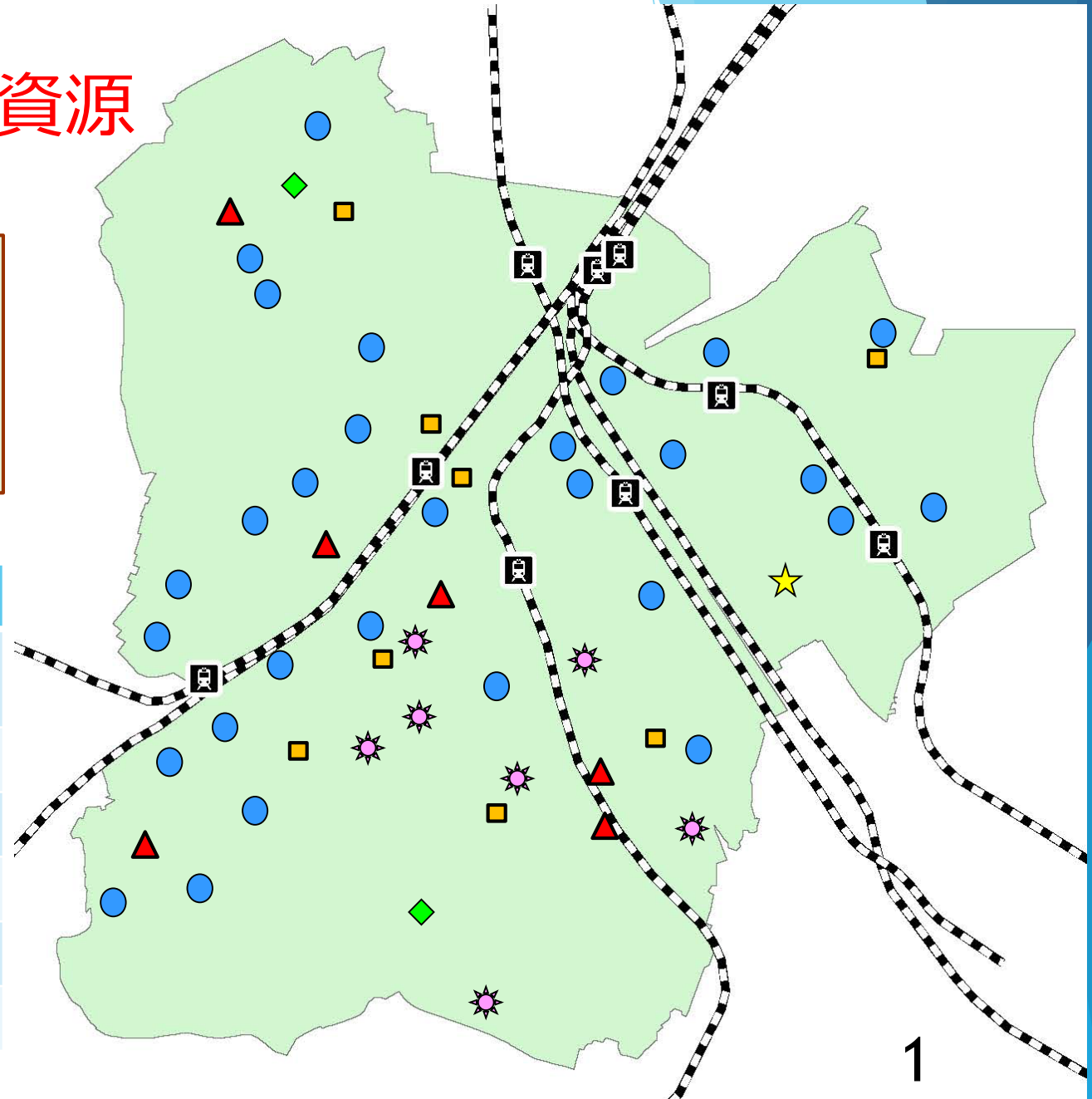
西区の子育て世帯の概況

令和2年11月
西区こども家庭支援課

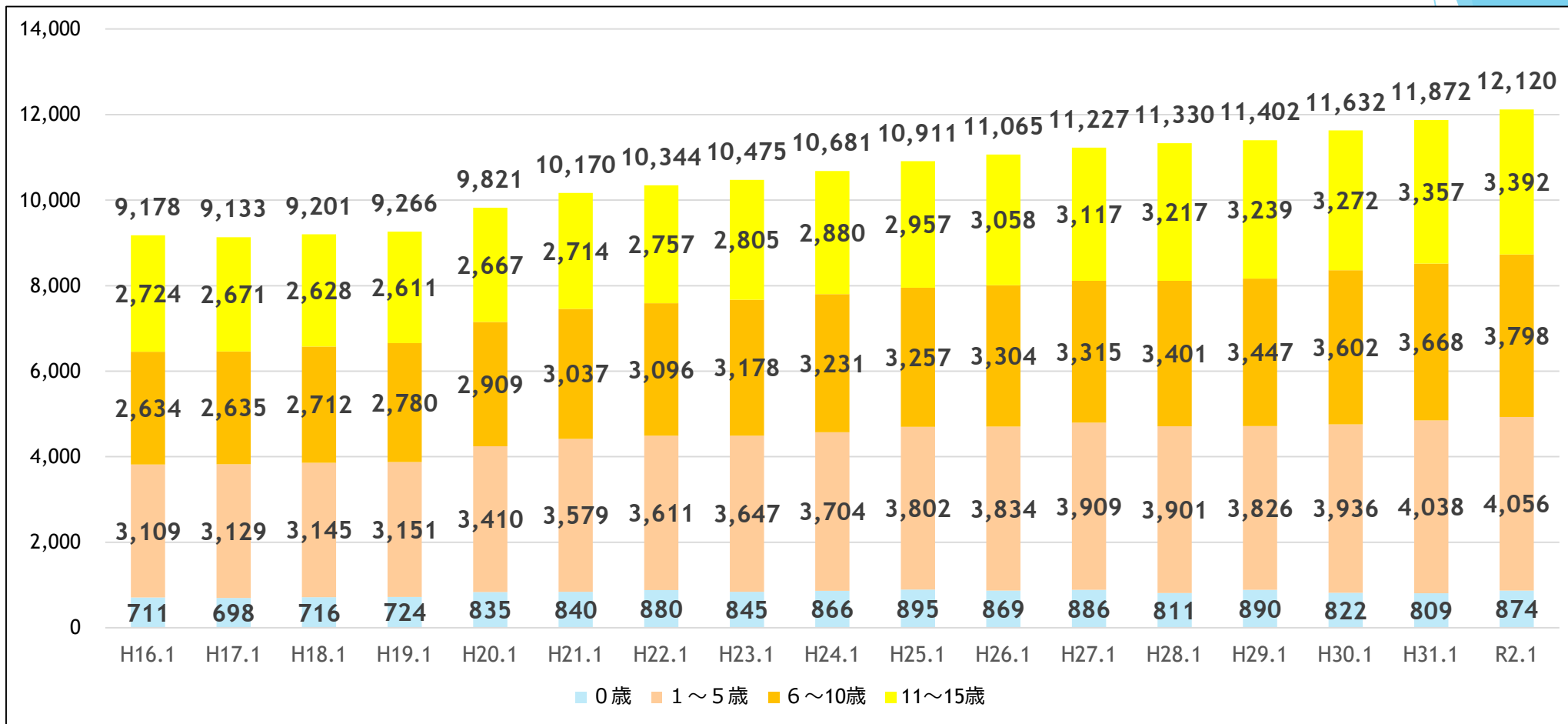
①基本情報・西区の子育て資源

- 面積：6.98km²
- 人口：103,985人（令和2年1月時点）
- ⇒面積・人口ともに18区の中で最も小さな区

	子育て資源	か所数
★	西区地域子育て支援拠点 (スマイル・ポート)	1か所
●	認可保育所	29園
■	地域型保育事業	8園
☀	幼稚園	7園
◆	親と子のつどいの広場	2か所
▲	地域子育てサロン	6か所



②西区の年齢別人口推移



- 平成19年以前と比べると0歳児が150人程度増えている
- 近年の0歳児人口はほぼ横ばい

③ 転入・転出者数（令和元年中）及び転入・転出割合

転入者数	合計	0～14歳			15～64歳	65歳以上
		計	0～5歳	6～14歳		
西区	10,220	730	456	274	9,088	402
転入者の割合	9.83%	0.70%	0.44%	0.26%	8.74%	0.39%
横浜市	226,883	21,744	13,327	8,417	190,959	14,180
転入者の割合	6.05%	0.58%	0.36%	0.22%	5.09%	0.38%
市全体との比較	3.78%	0.12%	0.08%	0.04%	3.65%	0.01%

転出者数	合計	0～14歳			15～64歳	65歳以上
		計	0～5歳	6～14歳		
西区	8,610	689	466	223	7,497	424
転出者の割合	8.28%	0.66%	0.45%	0.21%	7.21%	0.41%
横浜市	210,698	21,420	13,408	8,012	175,398	13,880
転出者の割合	5.62%	0.57%	0.36%	0.21%	4.68%	0.37%
市全体との比較	2.66%	0.09%	0.09%	0.00%	2.53%	0.04%

- 西区全体の転入者の割合（9.83%）は市内1位
- 0～5歳の転入者の割合（0.44%）は市内4位

- 西区全体の転出者の割合（8.28%）は市内2位
- 0～5歳の転出者の割合（0.45%）は市内3位

- 0～5歳では、転出者数が転入者数を上回っている

※全体の人口はR2.1現在の数字をもとに算出。西区：103,985人 横浜市：3,749,929人

④出生の状況

	平成28年			平成29年			平成30年		
	西区	横浜市	順位	西区	横浜市	順位	西区	横浜市	順位
出生数	882人	28,889人	17位	803人	27,763人	16位	774人	27,170人	18位
出生数に占める 第一子の割合	57.9%	50.9%	2位	55.5%	50.0%	2位	57.6%	50.1%	1位
35歳以上で出産 する人の割合	37.5%	33.7%	3位	39.1%	33.4%	2位	54.0%	50.0%	3位

※令和2年12月22日加筆

平成30年の「出生数に占める第一子の割合」の数値及び順位について誤りがありましたので、訂正します。

誤：57.6%、50.1%、1位

正：54.0%、50.0%、3位

- 出生数は近年減少傾向
- 出生数（平成30年 774人）は市内第18位
- 出生数に占める第一子の割合
~~（平成30年 57.6%）は市内第1位~~
 （平成30年 54.0%）は市内第3位
- 35歳以上で出産する人の割合
 （平成30年 39.8%）は市内第2位



- 初めて子育てを経験する世帯が多い
- 高齢出産を経験する世帯が多い

運営事業者の選定方法について

1 選定のスケジュール

時期	内容
11月下旬	第1回会議 ※書面開催 趣旨説明、選定委員会委員長の選定、地域子育て支援拠点の概要説明、評価方法の説明等
12月2日(水) 〆切	応募法人が区に「提案書」を提出(受付開始は11月25日(水)から)
12月3日(木)以降	区から委員あてに「提案書」一式を送付 各委員は「提案書類」をもとに評価指標で事前評価を実施。
12月14日(月)	第2回会議 ※非公開 応募法人によるプレゼンテーションおよび質疑応答 必要に応じて事前評価を修正し、評価を確定 事務局による集計、次期運営法人の選定
12月下旬	西区入札参加資格審査・指名業者選定委員会(※) 選定委員会での選定結果を審査、次期運営法人を決定
12月28日(月)	選定結果通知(ホームページでも公表)

※運営法人の決定は西区入札参加資格審査・指名業者選定委員会が行います。第2回選定委員会での選定結果を業者選定委員会委員長である区長に報告し、審議を経て運営法人が決定します。

2 評価方法

(1) 選定基準

「横浜市西区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱(資料6)」の第8条に規定する運営法人の選定基準を総合的に判断して選定を行います。

横浜市西区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱(抜粋)

(運営法人の選定基準)

第8条 運営法人の選定については、次に掲げる事項等を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解し、これらの者への交流の場の提供、子育てに関する相談並びに子育てに関する情報の収集及び提供等の支援を通じて、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができる法人であること。
- (2) 地域において子育てに関する支援活動を行う者(以下「活動者」という。)との連携を図り、これらの活動を活性化させるとともに、地域のニーズを踏まえた活動者の育成、支援を行うことで、子育てを地域全体で支援する地域力の創出が図れる法人であること。
- (3) 地域子育て支援拠点事業の趣旨について十分理解し、事業運営について適切な事業提案を行っているとともに、継続して安定した事業運営が見込まれる法人であること。
- (4) 事業運営にあたって、区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる法人であること。

(2) 評価指標

資料5別紙「評価指標」を参照してください。

ア ①の「判断材料」に記載されている応募法人からの提出書類をもとに、提案内容を評価します。

イ 「1 基本的事項」、「2 事業計画」、「3 管理運営」の各項目について、②「基礎点」のあてはまる点数（5点～1点）に○を記入してください。

ウ 基礎点数×重要度が最終的な各項目の評価点数となります。基礎点数×重要度の計算は事務局において行います。

※「2事業計画」の各項目にある基準「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れているについては、該当する場合に③「基礎点」の5点に○を記入してください。（該当しない場合はそのままにしてください。）

※「4 財務状況等」については事務局で評価を行います。

3 評価の判断材料となる主な資料

(1) 応募法人からの提出書類

法人の概要や法人の子育て支援活動実績の他、次期5年間で行う事業提案内容等が記載されています。

(2) 7事業評価シート

今年度上半期に、区役所と現運営法人で5年間（平成26～30年度）の拠点事業を総括し、今期の成果と次期5年間に取り組むべき課題について記載しています。【資料8】

平成30年度に、区役所と現運営法人で5年間（第2期：平成26～30年度）の拠点事業を総括し、今期の成果と次期5年間に取り組むべき課題について記載しています。なお、西区地域子育て支援拠点「スマイル・ポート」は今年度で開所から12か年度目（第3期2年目）となりますが、第3期目については5か年の事業評価を実施していないため、当資料が直近となります。

4 その他

(1) 第2回選定委員会を欠席される場合、事前に評価票の提出があった場合は点数を集計します。

(2) 各委員の評価点数（324点満点）の合計が、総評価点数の33%に満たない点数の法人については非選定とします。

(3) 評価が同点の法人があった場合は委員の多数決により当該同点者の順位を決定します。多数決においても同数の場合には委員長の判断により決定します。

(4) 応募法人の提案内容（提案書及び質疑応答）をもとに独立して評価を行ってください。各法人の優劣や評価等について委員同士で審議することがないようにご注意ください。

採点の記載例

横浜市西区地域子育て支援拠点 運営法人選定委員会 評価指標

資料5別紙

●評価基準 5:特に優れている 4:優れている 3:標準的な水準にある 2:やや劣っている 1:劣っている

●評価点数 = 評価 × 重要度

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料	
1 基本的事項	(1)子育て支援に対する理念、取り組み状況	子育て支援への理念や取り組みが優れているか			(30)	① 提出書類 様式Ⅱ	
		法人の子育て支援の理念や考え方	⑤	4・3・2・1	10		
		本市の子育て家庭のニーズや課題に関する考え方	5	4・3・2・1	10		
		子育て支援関連事業の経験・実績	5	4・3・2・1	10		
	(2)地域子育て支援拠点運営理念	地域特性を踏まえた運営理念が				(30)	様式Ⅲ-1
		地域子育て支援拠点事業運営の考え方	5	4・3・2・1	×2	10	
		区の地域特性を踏まえた運営の考え方	5	4・3・2・1	×2	10	
	(3)経営方針等	経営方針及び職員採用、育成に対する考え方が優れているか				(30)	様式Ⅲ-2 Ⅲ-3 Ⅲ-4
		経営効率、費用対効果を高める取組についての考え方や計画	5	4・3・2・1	×2	10	
		拠点の運営理念や事業計画を踏まえた、職員採用・配置の計画	5	4・3・2・1	×2	10	
2 事業計画	(1)親子の居場所について	居場所の場づくり、子育て支援ニーズの把握、また、交流促進等に対する考え方が優れているか				(25)	様式Ⅲ-5① Ⅲ-6
		利用者を温かく迎え入れる場づくり	5	4・3・2・1	×1	5	
		多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場づくり	5	4・3・2・1	×1	5	
		養育者と子どものニーズ把握のための工夫	5	4・3・2・1	×1	5	
		親自身が親として育ち、また子どもが育つ場としての環境づくり等	5	4・3・2・1	×1	5	
	「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	⑤				5	
	(2)子育て相談について	子育て相談に関する考え方が優れているか				(25)	様式Ⅲ-5② Ⅲ-6
		気軽に育児に関する相談ができるよう実施方法	5	4・3・2・1	×1	5	
		養育者の相談内容に応じた、関係機関との連携、継続した支援についての考え方	5	4・3・2・1	×1	5	
		相談におけるプライバシーへの配慮についての考え方	5	4・3・2・1	×1	5	
		子育て相談における職員の役割や相談対応にあたっての基本姿勢についての考え方	5	4・3・2・1	×1	5	
	「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5				5	
	(3)子育てに関する情報の収集及び提供について	子育てに関する情報の収集及び提供についての考え方が優れているか				(20)	様式Ⅲ-5③ Ⅲ-6
		区内の子育てや子育て支援に関する情報を集約・提供するための方法	5	4・3・2・1	×1	5	
		子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることを、区民に認知してもらうための方法	5	4・3・2・1	×1	5	
		拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わるための方法	5	4・3・2・1	×1	5	
「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5				5		
(4)地域団体等との連携・交流について	子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携・交流に関する考え方が具体的であり、優れているか				(20)	様式Ⅲ-5④ Ⅲ-6	
	子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携	5	4・3・2・1	×1	5		
	ネットワークを活かして、地域の情報を収集するための方法	5	4・3・2・1	×1	5		
	ネットワークを活かして、利用者を地域へつないでいくための方法	5	4・3・2・1	×1	5		
「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5				5		

②各項目について、「基礎点」のあてはまる点数(5点~1点)に○を記入してください。

事務局で計算します

①応募法人からの提出書類のうち、「判断材料」に記載されている書類をもとに、提案内容を評価します。

③該当する場合に5点に○を記入してください。(該当しない場合はそのままにしてください。)

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料	
2 事業計画	(5)子育て支援人材の育成、支援について	子育て支援人材の育成等に関する考え方が優れているか			(30)	様式Ⅲ-5⑤Ⅲ-6	
		地域の子育て支援活動を活性化するための方法、工夫	5・4・3・2・1	×1	5		
		あらたな子育て支援人材の発掘・育成等に関する考え方、方法	5・4・3・2・1		5		
		地域で子育て支援に関わる人のスキル向上のための支援に関する考え方、方法	5・4・3・2・1		5		
		子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気作りの取組	5・4・3・2・1		5		
		妊娠期の方やそのパートナー、学生に対しての、子育てについて考え学び合う機会づくりについての考え方、方法	5・4・3・2・1		5		
		「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5			5	
	(6)地域の中での預け預かりあいの促進について	地域の中での預け預かりあい等に関する考え方が優れているか			(25)	様式Ⅲ-5⑥Ⅲ-6	
		子育てサポートシステムに、多くの地域の人や養育者が参画を得る方法、工夫	5・4・3・2・1	×1	5		
		会員が安心・安全な活動を行えるように、コーディネーターが果たすべき役割についての考え方	5・4・3・2・1		5		
		相談内容に応じて、子育て相談及び他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげるための考え方、方法	5・4・3・2・1		5		
		会員の活動継続を支えるための研修会や交流会等の方法、工夫	5・4・3・2・1		5		
		「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5			5	
	(7)利用者支援事業について	子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関する考え方が適切であり、優れているか			(25)	様式Ⅲ-5⑦Ⅲ-6	
		利用者支援事業を区民や関係機関に広く周知する方法や気軽に利用できるための工夫	5・4・3・2・1	×1	5		
個別相談対応における姿勢・養育者等への適切な支援についての考え方、対応方法		5・4・3・2・1	5				
関係機関及び地域の社会資源との協働の関係づくりについて、拠点の他の機能を活用した取組		5・4・3・2・1	5				
利用者支援の専任職員に求められる資質についての考え方		5・4・3・2・1	5				
	「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5			5		
3 管理運営	(1)事業内容の質の確保・向上に関する考え方について	区役所との協働、利用者意見の把握、個人情報保護管理、リスクマネジメントの考え方が優れているか			(40)	様式Ⅲ-7Ⅲ-5①の5	
		区役所との協働、連携に対する考え方	5・4・3・2・1	×2	10		
		利用者意見、要望の把握、対応方法	5・4・3・2・1		10		
		個人情報保護等情報管理についての計画	5・4・3・2・1		10		
		事故防止等のリスクマネジメントについての計画	5・4・3・2・1		10		
4 財務状況等【事務局評価】	(1)財務状況 (安定的な事業実施が可能な財務状況であるか)	財務分析結果が36点以上である	8				財務分析結果
		財務分析結果が28点以上36点未満である					
		財務分析結果が20点以上28点未満である					
		財務分析結果が20点未満である					
	(2)ワークライフバランスに関する取組	①従業員101人未満であり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	1点	事務局で評価を行います。			提出書類
		②従業員301人未満であり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	1点				
		③次世代育成支援対策推進法による認定(くるみん、プラチナくるみん)がされている					
		④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)がされている	2点				
		⑤青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定がされている					
		⑥よこはまグッドバランス賞の認定がされている(※認定期間(1/1~12/31)内であること)	2点				
(3)障害者雇用に関する取組	⑦従業員45.5人以上であり、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している。	1点					
	⑧従業員45.5人未満であり、障害者(1週間の所定雇用時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用される者(見込みを含む))を1人以上雇用している。	2点					
合計					324		
事務局評価を除く合計					300		

③ 該当する場合に5点に0を記入してください。
(該当しない場合はそのままにしてください。)

横浜市西区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱

制 定 平成21年7月3日 西こ第660号（西区長決裁）

最近改正 平成28年8月31日 西こ第732号（西区長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市西区地域子育て支援拠点事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第2項の規定に基づき、横浜市西区地域子育て支援拠点事業を運営する者（以下「運営者」という。）について、公平かつ適正に選定するために必要な手続を定めることを目的として制定する。

2 横浜市西区地域子育て支援拠点事業の受託候補者をプロポーザル方式により選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の例による。

（実施の公表）

第3条 実施の公表にあたっては、当該要綱、募集要項、事業実施要綱等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・仕様等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 選定委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（運営者）

第4条 運営者は、法人格を有する団体とする。

2 前項の団体は、次の各号に掲げる法人とする。

- (1) 市内の保育所等の児童福祉施設を経営する社会福祉法人等
- (2) 市内の医療施設を経営する医療法人等
- (3) 市内における子育て支援の活動実績を有する特定非営利活動（NPO）法人
- (4) 市内の幼稚園を経営する学校法人等

（運営法人の選定）

第5条 区長は、原則として運営者とする法人（以下「運営法人」という。）を公募し、応募した者の中から、次条以下に定める事項に基づき、運営法人の選定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要と認めるときは運営法人の選定を公募によらず行うことができる。ただし、この場合においても、次条以下に定める事項に基づき、運営法人の選定を行わなければならない。

(運営法人の応募資格)

第6条 運営法人の応募資格については、次の各号全てに該当する法人とする。

- (1) 横浜市的一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていること又は委託契約を締結するまでの間に登載されていることが見込まれること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(提案書の内容)

第7条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(運営法人の選定基準)

第8条 運営法人の選定については、次に掲げる事項等を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解し、これらの者への交流の場の提供、子育てに関する相談並びに子育てに関する情報の収集及び提供等の支援を通じて、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができる法人であること。
- (2) 地域において子育てに関する支援活動を行う者（以下「活動者」という。）との連携を図り、これらの活動を活性化させるとともに、地域のニーズを踏まえた活動者の育成、支援を行うことで、子育てを地域全体で支援する地域力の創出が図れる法人であること。
- (3) 地域子育て支援拠点事業の趣旨について十分理解し、事業運営について適切な事業提案を行っているとともに、継続して安定した事業運営が見込まれる法人であること。
- (4) 事業運営にあたって、区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる法人であること。

(評価)

第9条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(運営法人選定委員会)

第10条 区長は、運営法人を選定するにあたっては、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱（以下、「運営事業者選定委員会運営要綱」という。）第7条第1項第3号に規定する横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見等を聴く。

2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営事業者選定委員会運営要綱第7条第4項の規定に基づき、横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会要綱に定める。

3 選定委員会におけるプロポーザルの評価結果については、西区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「業者選定委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第11条 業者選定委員会は、選定委員会から評価結果の報告があったときは、業者選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 選定委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 選定委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(運営法人選定の報告)

第12条 区長は、運営法人を選定したときは、こども青少年局長へ報告するものとする。

(選定の効力)

第13条 運営法人選定の効力は、当該選定された運営法人が事業を開始した年度から起算して5か年度とする。

2 前項の規定にかかわらず、運営法人が次の各号のいずれかに該当し、下記の事項により運営法人として適当でないと認めるときは、区長は運営法人の選定を取り消し又は運営の停止を命じることができる。

- (1) 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき
- (2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき
- (3) その他運営法人として適当でないと区長が認めるとき

(その他)

第14条 その他この要綱の運用において必要な事項は区長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年7月3日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 8 月 31 日から施行する。

横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会要綱

制 定 平成 21 年 7 月 3 日 西こ第 660 号 (西区長決裁)

最近改正 平成 28 年 8 月 31 日 西こ第 732 号 (西区長決裁)

(趣 旨)

- 第 1 条 この要綱は、横浜市西区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱第 10 条第 2 項及び育児支援センター園及び子育てひろば私立常設園の指定に係る手続等に関する要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、「横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的として制定する。
- 2 選定委員会の組織及び運営については、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(担 任 事 務)

第 2 条 選定委員会は次に掲げる事務を担当する。

- (1) 横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人に応募をした法人（以下「拠点応募法人」という。）について、横浜市西区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱第 8 条に規定する運営法人選定基準に基づき審議すること。
 - (2) 子育てひろば私立常設園に応募をした法人等（以下、「子育てひろば応募法人等」という。）について、育児支援センター園及び子育てひろば私立常設園の指定に係る手続等に関する要綱第 2 条第 1 項に規定する指定基準に基づき審議すること。
 - (3) 前 2 号に掲げる事項に関し、横浜市西区長（以下「区長」という。）に意見等を述べること。
- 2 前項の審議にあたっては、拠点応募法人又は子育てひろば応募法人等の提出書類を審査、評価するとともに、拠点応募法人に対して、ヒアリングを実施し、その内容を評価するものとする。

(組 織)

第 3 条 選定委員会は、5 人以上 10 人以内の委員をもって組織する。

- 2 選定委員会の委員は、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会（以下「運営事業者選定委員会」という。）の委員長が指名する運営事業者選定委員会の委員若干名のほか、子育て支援に理解のある地域関係者、有識者、その他区長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、運営事業者選定委員会の委員の任期の終期を越えないものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の従事する業務に直接の利害関係がある場合は、審議から除くものとする。
- 5 委員は、再任することができる。

(委 員 長)

第 4 条 選定委員会に委員長を 1 名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、第 4 条第 2 項の規定に基づき委員長を定めるまでの間は、区長が招集する。

- 2 選定委員会の会議は、委員の 5 分の 4 以上の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議への委員の代理出席については、これを認めない。

(守秘義務)

第6条 委員は、選定のうゑで知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 選定委員会の事務局は、西区福祉保健センターこども家庭支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年7月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の選定委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人選考委員会の委員又は委員長に選任されている者は、この要綱の施行の日において、それぞれ、横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会要綱の規定による選定委員会の委員又は委員長に選任されたものとみなす。

3 第3条第3項の規定にかかわらず、前項の規定により選任されたものとみなされる選定委員会の委員の任期は、平成27年10月27日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

西区地域子育て支援拠点事業 5か年のまとめ 実施概要

対象事業	西区地域子育て支援拠点事業
対象期間	平成26年度～30年度(5か年)
事業の実施者	特定非営利法人はぐっと
	西区こども家庭支援課
実施目的	<p>1 今期5か年の事業を振り返り、成果や課題、今後の方向性などを整理します。</p> <p>2 市民協働事業の実践を通じて経験を蓄積し、その後の市民協働や市民協働事業に活かします。また、当該協働事業の当事者だけでなく、多くの市民等の協働への参加意欲を高めるため、当該評価を公開し、透明性を高めます。</p>
実施時期	平成30年7月～平成30年9月
実施について	<p>拠点事業は、区と運営法人との協働により進めています。</p> <p>毎年度、事業ごとに定めている「目指す拠点の姿」に沿って役割を分担し、行動計画を立て、年度末には「振り返りの視点」に沿って取組の振り返りを行いながら事業を進めてきました。また、中間期には「有識者を交えた事業評価」を実施し、事業の運営・管理にフィードバックして拠点運営の向上を図っています。</p> <p>今回は、中間期に行った「有識者を交えた事業評価」にその後の事業振り返りを加え、今期5か年のまとめとしました。</p> <p>【参考】 拠点の7事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供(親子の居場所事業) 2 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること(子育て相談事業) 3 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること(情報収集・提供事業) 4 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること(ネットワーク事業) 5 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること(人材育成、活動支援事業) 6 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関すること (横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業) 7 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関すること(利用者支援事業)

1 親子の居場所事業

目指す拠点の姿	(参考)1期目振り返りの課題	自己評価(A~D)		
		法人	区	
①利用者を温かく迎え入れる雰囲気のある場になっている。	○拠点での交流を地域に広げていくための工夫や働きかけを行う。 ○外国籍の親子に対して、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健診等を通じて、拠点の周知を図るとともに、拠点内の事業につないでいく。 ○利用者のニーズをより深く把握し、居心地のよい空間を提供できるよう検討・改善する。 ○子育て関連施設連絡会や、西区子どもを育てる地域連絡会等の機会を利用して幼稚園と拠点との連携関係を構築し、双方の当事者のニーズを把握・解決に向けた取組みを行う。	A	A	
②多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場になっている。		A	A	
③養育者と子どものニーズ把握の場になっている。		A	A	
④親(養育者)自身が親として育ち、また子どもが育つ場となっている。		A	A	
評価の理由(法人)				
(主なデータ) 【H28利用者アンケート(拠点実施)・乳幼児健診アンケート(区実施)】 問:利用者を温かく迎え入れる雰囲気や親子が安心して過ごせるひろばがあると思いますか ⇒あると思う 98%(拠点実施) 90%(区実施) 問:利用して良かったこと ⇒子どもが楽しく遊べた 88%(拠点実施) 71%(区実施) 問:異年齢の子どもの様子を見たり、交流する中で、自分の子どもの成長の見通しを持てるようになった ⇒そう思う 51% ややそう思う 36%(拠点実施) 問:利用中に周囲に困っている養育者がいたら「手伝いましょうか」と声をかけられますか また、自分が困っている時に「手を貸してください」と言えますか ⇒そう思う 46% ややそう思う 39%(拠点実施)				
【利用実績】				
	26年度	27年度	28年度	29年度
【父親の利用】	1,062人	1,235人	1,167人	1,053人
【祖父母の利用】	345人	438人	456人	334人
【プレママの利用】	27人	22人	33人	22人
【ママグラッド】外国につながる親子の日 延べ参加者数:136組(28年度)・66組(29年度)				
【青空子育て】公園あそび 延べ参加者数:241組(28年度)・239組(29年度)				

様式1-1 地域子育て支援拠点事業評価シート

1 居心地のよいひろばづくり

- (1)どんな利用者も笑顔で迎え、利用者の立場に立って、適切な対応と言葉かけに配慮している。
- (2)新規利用者には、利用方法や地域資源等についても丁寧に説明し、他の利用者をつないでいる。
- (3)利用者どうしが遊びや会話を通して、自然に関わりあえるように、遊具や家具の選定・配置等、環境を設定している。

2 多様な養育者への配慮

- (1)外国につながる親子の日「ママグラッド」を当事者が主体となって実施している。
⇒利用者支援事業との連携により、参加者の国籍も広がり、支援が必要な養育者も増えている。
同時に、活動を手伝いたいという保護者からの申し出も増えている。
横浜市国際交流協会との共催により、共通の課題について学びあう講座を開催した。
- (2)「プレママの日」を子育てサポートシステム入会説明会と共に土曜日に実施することにより、夫婦での参加が多くなり、家族全体を視野に入れた支援や提案が可能となった。
プレママ向けのチラシを作成し、区の両親教室、地域の病院等で配布した。
- (3)「スマイルパパの日」を実施し、父親どうしの本音の語り合いの中から、父親の子育て中のストレスについて課題を見出した。
- (4)「双子・三つ子の日」「小さく生まれたお子さんの会」など、共通性のある親子をひろばでつなげ、当事者どうしが支えあえる関係性を作った。

3 日々の会話からニーズを把握

- (1)利用者との日々の会話や相談からニーズや意見を日常的に把握し、事業や講座、ひろばの環境設定に活かしている。

4 親育ち・子育てを支える

- (1)親も子も学びあい、関わりあえる、独自の講座を企画実施している。(ママ育講座、スマイルパパの日、キッズママくらぶ、わが子の育ちトーク、復職応援企画、各種講演会など)
- (2)幼稚園との連携を深めることにより、「幼稚園を学ぶ講座」を区内の全幼稚園の協力のもと、毎年実施し、利用者のニーズに応えている。
- (3)講座の中で、親子を意識的に地域の子育て支援資源につなぎ、フォローを継続している。
- (4)当事者を主体とするサークル活動を支援している。(ちくちく友の会※1、関西人の会、ママグラッド※2)
※1 手芸・工作等で、ひろばの遊具等を作成する会
※2 外国につながる親子の日

評価の理由(区)

1 拠点の状況確認

- (1)定例会や、拠点での赤ちゃん教室の実施時など、区職員が拠点に出向く機会を活用し、利用状況や季節のイベントに合わせた遊具等の配置などについて、確認・共有している。

2 区民の意見の反映

- (1)区役所事業の中でかかわった利用者の意見を定例会以外の場面でも随時情報共有し、対応について一緒に検討した。

3 多様な養育者の利用の紹介

- (1)配慮や支援が必要な親子に関して、拠点の機能を伝え、利用につなげた。
- (2)個別にかかわった多様な養育者(外国籍、シングル、祖父母等)に対しても拠点の利用について紹介を行った。特に、外国につながる親子の日については、区の広報でコラムに掲載する等、周知に努めた。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- 多様なニーズに応えることで、利用者を温かく迎え入れる雰囲気や親子が安心して過ごせるひろばづくりにつながり、継続の利用者が増えている。
- 父親や祖父母の継続的な利用が増え、子どもの遊びをとおして、多世代の交流がみられる。
- 新規利用者が多く、個別の対応が必要な利用者が増えたことによりスタッフのスキルがアップし、多様な利用者どうしをつなぐなど、対応の幅を広げている。

(課題)

- 復職する人が増え、親子の育ちを限られた時間の中で支援できるように、居場所や事業において仕組みを作っていく。
- 他区と比較してプレママの利用登録者数が少ないため、区と協力して仕掛けづくりに取り組む必要がある。
- 土曜日の利用者が増えて混み合っているため、一人一人のニーズに応じていく工夫が必要である。

振り返りの視点

- ア いつでも気軽に訪れることができ、安心して過ごせるような配慮、工夫をしているか。
- イ 居場所を訪れる様々な利用者(養育者、子ども、ボランティア等)の間に、交流が生まれるように工夫しているか。
- ウ 多様な養育者と子どもを受け入れる配慮や工夫をしているか。
- エ 養育者と子どものニーズを把握するための工夫をしているか。
- オ 把握されたニーズを区こども家庭支援課や関係機関と共有し、ニーズに応じて必要な支援や新たな事業、事業の見直しにつなげているか。
- カ 子どもの年齢・月齢に応じた遊びの環境が整備されているか。
- キ 子ども同士の関わりが尊重され、子どもが健やかに育つために必要なことに養育者が気付き、学ぶ機会を提供する場となっているか。
- ク 養育者同士が相談、情報交換し、課題解決し合う仕組みや仕掛けがあるか。

2 子育て相談事業

目指す拠点の姿	(参考)1期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①養育者とスタッフとの間に安心して相談できる信頼関係ができ、気軽に相談ができる場となっている。	○スタッフ会議や実地見学の機会を活用し、相談スキルの向上を図る。 ○相談環境の改善について、具体的に検討し試行する。	A	A
②相談を受け止め、内容に応じて、養育者を関係機関につなげている。また、必要に応じて継続したフォローができています。		A	A

評価の理由(法人)

(主なデータ)

【H28利用者アンケート(拠点実施)・乳幼児健診アンケート(区実施)】

問:スタッフには気軽に相談できる雰囲気がありますか

⇒あると思う 91%(拠点実施) 77%(区実施)

問:利用して良かったこと

⇒スタッフに相談できた 33%(拠点実施) 25%(区実施)

問:スタッフや他の保護者との交流を通して、子育ての悩みや孤立感が減りましたか?(拠点実施)

⇒そう思う 52% ややそう思う 32%

【相談実績】

相談内容	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
1 ひろば相談	1,980件	1,018人	2,071件	1,065人	1,631件	827人	2,112件	867人
2 個別相談	270件	119人	218件	88人	214件	94人	305件	104人
3 子育てパートナー相談			205件	110人	933件	436人	1,250件	504人
合計	2,250件	1,137人	2,494件	1,263人	2,778件	1,357人	3,667件	1,475人

1 日々の傾聴によるスタッフへの信頼感

(1)スタッフは傾聴、受容、共感を基本とし、一人ひとりに寄りそう対応を心がけ、信頼関係を築いている。

(2)相談しやすい方法を養育者が自ら選べるように工夫し、周知している。

(年齢や相談内容に応じた相談日の設定)

(3)利用者支援事業の実施に伴い、相談室の環境を整備した。

2 相談対応におけるスタッフのスキルアップ

(1)法人内及び外部の研修に積極的に参加し、自己研鑽を積める環境を作っている。

3 適切につなぐ

(1)様々な子育て支援機関と連携し、相談内容に応じた支援が受けられるようにつなぎ、フォローしている。

評価の理由(区)

1 相談事業の周知

(1)乳幼児健診や地域子育て支援事業の場で、拠点の広報誌等を用いて相談事業の周知を行っている。

2 相談の質の向上

- (1)相談体制や相談内容について、特別な配慮が必要な案件への助言や協力を行った。
- (2)拠点での相談内容や傾向について、定例会を利用し共有している。
- (3)保育・教育コンシェルジュ等の相談を実施し、養育者のニーズに応えるように支援した。

3 継続的な支援

(1)特別な配慮が必要な案件について関係機関へつなげたあとも、拠点と連携を取りながら継続的にフォローを続けている。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- 1期目の課題としてあがっていた相談室の環境を改善した。
⇒音響設備を導入し、相談内容が外に漏れないようにした。
- 養育上の共通の特性(こどもの年齢等)を持った養育者をグループで対応することにより、効果的な相談事業になった。
⇒支援者のスキルアップにもつながった。
- 子育てサポートシステムが拠点事業になったことにより、ひろばや相談事業との連携が可能となり、相談の幅が広がった。
- 身近な相談に丁寧に対応することの積み重ねが、育児支援につながっている。

(課題)

- 相談件数や内容について区の特性による課題を抽出・分析し、その内容に沿った支援が必要。
- 新規利用者が多い拠点であるが、継続利用者の相談ニーズにも丁寧に対応できるよう配慮が必要。

振り返りの視点

- ア 養育者が相談しやすい仕組みづくりや工夫をしているか。
- イ どのような相談に対しても傾聴し、相手に寄り添う相談対応を行っているか。
- ウ 相談内容の傾向を把握し、振り返りを行い、望ましい対応の検討や共有に努めているか。
- エ 区子ども家庭支援課との連携のもと、各種専門機関の役割を把握し、養育者への効果的な支援を行うための連携、連絡体制を作っているか。
- オ 専門的対応が必要と考えられる相談について、区子ども家庭支援課と相談しながら適切に対応しているか。
- カ 関係機関とつながった後にも、役割分担に応じて、継続的な関わりを持っているか。

3 情報収集・提供事業

目指す拠点の姿	(参考)1期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①区内の子育てや子育て支援に関する情報が集約され、養育者や担い手に向けて提供されている。	○拠点事業の地域展開や情報の周知方法を評価・検討するため、引き続き地域ニーズの把握を行い、拠点と共有する。	A	A
②子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることが、区民に認知されている。		A	A
③拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わっている。		A	A
評価の理由(法人)			
<p>(主なデータ)</p> <p>【H28利用者アンケート(拠点実施)・乳幼児健診アンケート(区実施)】</p> <p>問:スマイル・ポートのホームページや広報誌は、子育てに関する情報が充実していると思いますか ⇒そう思う 69%(拠点実施) 57%(区実施)</p> <p>問:スマイル・ポートを利用して良かったこと ⇒子育てに関する情報が得られた 27%(拠点実施) 32%(区実施)</p> <p>問:子育てに関する情報をインターネットから収集している ⇒34%(拠点実施) 64%(区実施)</p> <p>問:拠点を知ったきっかけ(区実施) ⇒こんにちは赤ちゃん訪問 37.4%(第1位) 母子訪問 26.2%(第2位) 赤ちゃん教室 22.6%(第3位)</p> <p>【スマイル・ポートつうしんの発行】</p> <p>○毎月2,000部発行 区内全ての子育て関連施設・区民利用施設に配布</p>			
<p>1 受け手にあわせた情報提供</p> <p>(1)「にしく子育て航海図※」を活用し、地域の居場所の様子を伝え、当事者をつないでいる。 ※「にしく子育て航海図」・・・区内の子育て支援機関に関する情報誌(法人受託事業 年間4000部発行)</p> <p>(2)ホームページの情報を随時更新し、スマートフォンで見やすい対応を考える等、内容も充実させている。 (拠点のカレンダー・地域のカレンダー・英語の案内)</p> <p>(3)拠点内の情報コーナーについて、他の利用者を気にせずじっくり見られるよう配置を工夫した。</p> <p>(4)区内幼稚園全園のパンフレット・入園案内をファイリングし情報提供するとともに、幼稚園に関する講座を実施し、入園を考えている養育者からの相談につなげている。</p>			
<p>2 拠点の情報収集・提供機能の周知</p> <p>(1)スタッフが地域の居場所にアウトリーチに出向いた際に地域の情報を把握し、拠点で発信している。</p> <p>(2)幼稚園、保育園、親と子のつどいの広場等と連携し、拠点の内外でパネル展を実施している。</p> <p>(3)乳幼児健診、プレパパママ教室に出向き、拠点の機能等について説明している。</p> <p>(4)区役所キッズスペース(法人受託事業)と連携し、拠点に来られない親子にも拠点と同じ情報発信ができて いる。</p>			
<p>3 当事者・活動者からの発信</p> <p>(1)子育てサークル応援ウィークにて、活動中の当事者から発信できる場を作っている。</p> <p>(2)活動者が自分の活動を伝えるために、拠点内の掲示や配布を積極的に活用している。</p>			

評価の理由(区)

1 情報提供の機会づくり

- (1) 拠点の広報誌である「スマイル・ポート通信」の発行に際し、読み手により伝わりやすい内容になるよう、確認・助言を行った。
- (2) 広報区版の「子育て支援情報」欄において、拠点で実施する事業の周知を年間を通じて実施した。
- (3) 乳幼児健診やプレパパママ教室等において、拠点職員が拠点の機能等についてPRする時間を確保し、周知した。
- (4) 区で実施している関係機関会議(幼稚園・保育園・学校等が参加)において、拠点の情報提供機能を周知している。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- 日常の相談を通じてニーズのある情報を把握し、情報収集・提供ができています。
- 拠点の情報発信機能が地域に認知され、地域から情報が集まるようになっている。

(課題)

- 区内外から寄せられる情報が多岐にわたるため、提供する情報の取捨選択の必要が生じている。
- 区(市)外からの転入者に対して、拠点の機能について、情報提供の機会や方法等を検討する必要がある。

振り返りの視点

- ア 養育者や担い手が必要としている情報が何かをとらえ、区内の幅広い地域の子育てや子育て支援情報を収集・提供しているか。
- イ 来所が困難な養育者や担い手も含め、情報を入手しやすいよう、さまざまな媒体や拠点以外の場を通して情報発信しているか。
- ウ 利用者が情報を入手しやすく、自ら選べるひろば内の工夫をしているか。
- エ さまざまな子育て支援の場に出向いて収集した具体的な情報や、関係機関及びネットワークを通じて得た情報を養育者や担い手に提供しているか。
- オ 拠点の情報収集・提供機能を幅広く区民に周知しているか。
- カ 養育者や担い手から拠点に情報が届けられる仕組みや工夫があるか。
- キ 情報収集・提供の企画に養育者や担い手が関わる仕組みや工夫があるか。

4 ネットワーク事業

目指す拠点の姿	(参考)1期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①地域の子育て支援活動を活性化するためのネットワークを構築・推進している。	○5か年で拠点が培ってきたネットワークを活かし、既存の連絡会に参加している団体が、それぞれ当事者として子育て支援を考え、活動を展開していけるよう支援する。 ○区内幼稚園に対して、拠点の存在や役割を伝え、連携できる関係を構築する。	A	B
②ネットワークを活かして、拠点利用者を地域へつないでいる。		A	A
評価の理由(法人)			
<p>(主なデータ)</p> <p>【H28利用者アンケート(拠点実施)・乳幼児健診アンケート(区実施)】</p> <p>問:住んでいる地域をより身近に感じたり、地域の人と知り合う機会が増えましたか(拠点実施) ⇒そう思う 35% ややそう思う 41%</p> <p>問:利用して良かったこと ⇒地域の親子の居場所に行くきっかけとなった 20%(拠点実施) 10%(区実施)</p> <p>問:拠点を知ったきっかけ(区実施) ⇒こんにちは赤ちゃん訪問 37.4%(第1位) 母子訪問 26.2%(第2位) 赤ちゃん教室 22.6%(第3位)</p> <p>【地域子育て支援活動者向け研修会の実施を通じたネットワークづくり】</p> <p>(H26)おはなし会読書ボランティア研修 30名 発達障がい理解講座 40名 (H27)事故予防講座 23名 おはなし会読書ボランティア研修 39名 (H28)居場所の防災研修 21名参加 (H29)発達障がいに関する研修 37名参加</p> <p>【地域の親子の居場所へのアウトリーチ】</p> <p>地域子育てサロン等への出張による運営支援 H28年度 157か所 H29年度 169か所</p> <hr/> <p>1 アウトリーチによる信頼関係</p> <p>(1)地域の親子の居場所に向いて活動者との信頼関係を構築している。 (2)地域における活動者が感じている課題を共有し、研修会を実施している。 (3)新規子育てサロンの開設にあたり、具体的な支援を行っている。 (4)区内全ての地域ケアプラザにおいて、ママ育講座を実施している。</p> <p>2 既存の連絡会を活用</p> <p>(1)子育て関連施設連絡会の研究会に参加し、地域子育て支援の手引き「育ちと関わり」を作成。 (2)ひろば連絡会を実施し、親と子のつどいの広場との連携を強化。 (3)自立支援協議会に参加し、障がい児の支援について連携を強化。 (4)区社会福祉協議会の活動(こども食堂のネットワークづくり)に、拠点におけるこれまでのノウハウを提供する等の協力を行っている。</p> <p>3 当事者を地域につなぐ</p> <p>(1)ママ育講座に参加した0歳児をもつ親子を地域の居場所に同行してつなぐことにより、親子の利用が定着している。 (2)キッズスペースや子育てサポートシステムなど、他の子育て資源や制度につないでいる。 (3)区内全ての幼稚園と連携し、合同で説明会を開催するなど、活きた情報を共有している。 (4)区内の親子の居場所へアウトリーチすることで、当事者の地域での様子を把握している。 (5)子育てサークルの活動を地域施設につなぎ、連携のきっかけを作っている。</p> <p>4 地域企業との連携</p> <p>(1)地域の企業と共催で事業等を実施し、当事者の声と子育て支援の必要性を社会に伝えている。</p>			

評価の理由(区)

1 各機関の周知

(1) 子育て関連施設の機能を掲載した情報(子育てマップ・「にしく子育て航海図」)の製作および配布を行い、拠点を中心とした区内の子育て支援会場の周知を行った。

2 関係機関との関係づくり

- (1) 子育て関連施設連絡会への幼稚園の参加を促し、子育て支援機関同士のネットワークづくりを行った。
- (2) 定例会等を通じて地域ごとの課題や子育て支援の需要を共有し、新たな地域子育てサロンの設立につなげた。
- (3) 拠点と地域子育てサロン等との連携に関する区役所の役割が不明確だった。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- 地域の活動者が支援活動における課題等について、助言を求めてくるようになった。
- 地域子育てサロンの設立に向けて、開設日、遊具の選定、環境の設定等について相談を受け、立ち上げを支援し、開設後もフォローしている。
- これまで課題となっていた幼稚園との関係について、合同での講座を開催する等、良好な関係を築くことができた。
- 保育園・幼稚園・区社会福祉協議会など、関係機関との顔の見える関係が構築できている。

(課題)

- 地域特性や地域課題を区と拠点で共有する機会がなかった。地域の特性に応じた支援方法を検討していく必要がある。
- 区として、ネットワークの構築・推進に向けての立場や役割を分担し、適切な支援を進めていく必要がある。

振り返りの視点

- ア 子育て家庭や地域の子育て支援関係者のニーズを踏まえ、連携促進に取り組んでいるか。
- イ 地域の子育て支援関係者が、互いに知り合い、理解し、子育て家庭の状況及び子育て支援の情報や課題を共有するための場、機会をつくりだしているか。
- ウ 地域の子育て支援関係者が協力し、支え合えるように、関係者同士をつないでいるか。
- エ 養育者を身近な地域の子育て支援の場につなげているか。
- オ 子育て支援活動に関心のある方を丁寧に受け止め、必要に応じて身近な地域の活動へつないでいるか。

5 人材育成・活動支援事業

目指す拠点の姿	(参考)1期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①地域の子育て支援活動を活性化するため、担い手を支えることができている。	○地域の担い手の声を聞きながら、それぞれの地域活動の目的、親子への関わり方、活動の意義や、拠点の役割について伝えていく。	A	A
②養育者に対して地域活動の大切さを伝えるとともに、地域の子育て支援活動に関心のある人が、活動に参加するきっかけを作っている。		B	B
③広く市民に対して、子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気づくりに取り組んでいる。		A	A
④これから子育て当事者となる市民に対して、子育てについて考え、学び合えるように働きかけている。		A	A
評価の理由(法人)			
<p>(主なデータ)</p> <p>【H28利用者アンケート(拠点実施)】(再掲) 問:利用中に周囲に困っている保護者がいたら「手伝いましょうか」と声をかけられますか。 また、自分が困っている時に「手を貸してください」と言えますか。 ⇒そう思う 46% ややそう思う 39%</p> <p>【子育て支援活動者 利用人数】 (H26)504人 (H27)486人 (H28)557人 (H29)710人</p> <p>【夏休み中学生ボランティア】 (H26)40名 (H27)43名 (H28)39名 (H29)38名 西区内の全中学校から参加あり</p> <p>【見学・実習受け入れ】 (H28)10校から65名 (H29)8校から70名</p> <p>【ひろばサークル】 関西人の会 のべ参加者数:(H28)39組 (H29)43組 ママグランド のべ参加者数:(H28)136組 (H29)66組</p> <p>【サークルリーダー研修】 (H28) 実施回数:2回 参加組数:24組 (H29) 実施回数:2回 参加組数:20組</p> <p>【お話し会ボランティア】 (H28) 実施回数:8回 参加団体:3団体 (H29) 実施回数:9回 参加団体:3団体</p> <p>【英語の手遊び】 (H28・H29) 実施回数:2回/月 活動者:3人</p>			

様式1-5 地域子育て支援拠点事業評価シート

1 アウトリーチで活動者を支える

- (1)当事者の生の声、区内や市域での子育て支援の動向を迅速に伝え、区内の子育て環境を地域活動者と共につくっている。
- (2)地域の活動者の困り事には、できる限りその場で対応し、共通課題に対しては区域の研修会を実施している。
- (3)拠点のスタッフがすべての子育てサークルを訪問し、活動の様子を把握するほか、PRや活動等について、地域の子育て支援施設等と連携し、支援を行った。
- (4)新設の子育てサロン、親と子のつどいの広場等のスタッフを対象に研修を実施した。

2 養育者から活動者へ

- (1)拠点利用者が、わが子の成長とともに、地域の活動者として関われるように、様々な子育て支援資源(地域子育てサロン・区役所キッズスペース・おはなしボランティア・子育てサポートシステム両方会員・地域ケアプラザ・子育てサークル等)につないでいる。

3 当事者の声を地域づくりへ

- (1)地域福祉保健計画、自立支援協議会、地域子育て支援の手引き作成の研究会等において、当事者の声を代弁し、地域づくりに活かしている。

4 学生との協働

- (1)多くの学校から見学・実習を受け入れることにより、多様な世代が拠点を利用し、地域子育て支援に関する学びあいの場となっている。また、ボランティア体験をした学生から、新たな学生へとつながりが広がっている。

評価の理由(区)

1 現在・未来の担い手や子育て当事者への支援

- サークルリーダー研修を拠点と協力して実施し、サークル活動に関する実践的な支援を行った。
- 地域の活動者への運営支援にかかわる研修会を拠点と協働で毎年実施した。(防災、誤飲等、事故対応)
- 中学生のボランティア体験について、学校との調整(校長会に出席し協力依頼等)を行っている。
- 母子健康手帳の交付時や、プレパパママ教室の開催時等に拠点事業を案内し、これから子育ての当事者になる方がスムーズに拠点を利用できるよう周知した。

2 広く市民への働きかけの実施

- 広報区版に毎月子育て情報欄を設け、子育て事業の周知を行った。
- 西区内の子育てマップを作成し、ホームページ上での公表や配布を行うことで子育て支援施設等の紹介を行った。
- 子育てについて考え、学ぶ機会の創出を目的として、子育てに関する講演会を開催した。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- サークルリーダー研修の全体研修への区内のサークルの参加率が100%に近い。
- ボランティア団体が増え、定例で活動が行えている。

(課題)

- サークルリーダー研修等を通じて、地域の自主的な活動に結び付けていく必要がある。
- 幅広い世代の方々を積極的に受け入れ、拠点や地域で活躍する機会作りが必要である。

振り返りの視点

- ア 子育て家庭や担い手のニーズを踏まえ、活動意欲の向上やスキルアップにつながる取組がなされているか。
- イ 地域の子育て支援活動がより充実されるよう、必要に応じて新たな活動希望者を結び付けているか。
- ウ 新たな担い手を発掘・養成する取組がなされているか。
- エ 活動希望を丁寧に受け止め、拠点内の活動や身近な子育て支援活動等に結び付けているか。
- オ 養育者が地域を身近に感じ、地域の活動に関心を持てるように働きかけているか。
- カ 地域で子育て支援に関わる人が増えているか。
- キ 子育ての現状や子育て支援の必要性を周知・啓発しているか。
- ク 子育て家庭(妊娠期の方を含む)を温かく見る気持ちを持つことができるように働きかけているか。
- ケ これから子育て当事者となる市民と子育て中の親子がふれあい、学び合う機会や場を作っているか。

6 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業

目指す拠点の姿	自己評価(A~D)	
	法人	区
①子育てサポートシステムに、多くの区民の参画が得られている。	B	B
②養育者にとって、必要な時に利用しやすい事業となっている。	A	A
③会員が地域の支え合いの良さ、大切さを理解しながら、利用や活動を継続できるように、支えることが出来ている。	A	A
④養育者の利用相談内容に応じて、子育て相談や他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげている。	A	A
評価の理由(法人)		
<p>(主なデータ)</p> <p>【H28利用者アンケート(拠点実施)・乳幼児健診アンケート(区実施)】 問:子育てサポートシステムの認知度 ⇒知っている 82%(拠点実施) 61%(区実施)</p> <p>【会員数の推移】 (移管時H26.10)117人(利用:83 提供:27 両方:7) (H27.10)176人(利用:129 提供:38 両方:9) (H28.10)291人(利用:230 提供:47 両方:14) (H29.10)311人(利用:254 提供:42 両方:145)</p> <p>【入会説明会(実施回数/参加人数)】 (移管前H25)6回/34名 (H26)55回/142名 (H27)78回/207名 (H28)97回/223名 (H29)91回/208名</p> <p>【活動件数】 (移管前H25)497件 (H26)523件 (H27)1,024件 (H28)1,016件 (H29)1,230件</p> <p>【コーディネート件数】 (H26)34件 (H27)79件 (H28)82件 (H29)143件 *コーディネートはほぼ100%成立</p>		
<p>1 拠点移管による会員数の増加</p> <p>(1)地域のイベント、拠点の他の事業やネットワーク等様々な機会を活用して事業周知を行い、会員が増加した。</p> <p>(2)地域の施設等において出張説明会を開催し、拠点に来られない人にも対応している。</p> <p>(3)利用者の状況にあわせて、個別説明に柔軟に対応している。</p> <p>(4)提供会員予定者研修会を拠点で実施し、新たな人材を育成している。</p> <p>2 養育者のニーズへの柔軟な対応</p> <p>(1)ニーズや状況に合わせ、柔軟に個別説明やコーディネートを実施している。</p> <p>(2)入会説明会を平日と土曜に開催し、参加しやすい工夫をしている。</p> <p>(3)ニーズに応じ、拠点内での預かりに対応している。</p> <p>(4)他の支援制度を利用できない狭間のケースに、関連機関等と連携しながら丁寧に対応している。</p> <p>3 きめ細やかなコーディネートとフォロー</p> <p>(1)配慮が必要な養育者や、新規の提供会員の活動を支援するため、コーディネーターの同行援助や、電話や面談によるきめ細やかなフォローを行っている。</p> <p>(2)提供会員の研修・交流会を少人数で複数回開催し、日頃の活動について考える機会を提供した。</p> <p>(3)地域ケアプラザと共催で小児救急の研修会を実施し、事業の周知と会員のスキルアップをはかった。</p> <p>4 地域の子育て資源につなぐ</p> <p>(1)区内の様々な子育て資源や民間のサービス等の情報を提供し、養育者が自ら決定できるように支援し、つないだ後もフォローしている。</p> <p>(2)他区のコーディネーターや関係機関等と連携し、区域を超えた相談にも対応している。</p> <p>(3)子育てサポートシステムと他の支援制度の狭間のケースについて、関連機関と協議し、対応している。</p>		

評価の理由(区)

1 課題共有

(1)説明会や交流会の実施状況、周知状況について定例会にて課題を共有し、助言を行っている。

2 事業の周知

(1)母子訪問や地域での赤ちゃん教室、乳幼児健診等の区事業を通じて、子育てサポートシステムの周知を行っている。

(2)小・中学校の入学説明会の配布資料に子育てサポートシステムのちらしを封入し、PRを行った。
また、区のPTA協議会においても、ちらしの配布を行い、提供会員募集の声掛けを行った。

3 事業の支援

(1)特別な配慮が必要な場合の対応方法について、助言や支援の協力を行っている。

(2)子どもの預かりに関する子育て支援情報(一時保育等)をコーディネーターに情報提供している。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

○会員数が増えている。

⇒丁寧な説明を心掛けている成果が出ている。

○利用者のニーズに対して高い割合で対応ができています。

(課題)

○子育てサポートシステムの認知度をどうあげていくか。

⇒特に拠点等に行かない人たちに対してどう周知していくか。

○特定の提供会員に頼っている現状がある。より多くの提供会員の登録を促すため、拠点・区ともに事業の周知を行う。

振り返りの視点

ア 区民に対して、子育てサポートシステムについての周知活動を行っているか。

イ 提供会員数拡大に向けた取組がなされているか。

ウ 養育者に対して、必要時に利用相談しやすく感じられるような周知活動等の工夫をしているか。

エ 会員が相互の合意のもとに気持ちよく安全に活動できるよう、会員の状況に応じた活動方法の提案や、丁寧なコーディネートができていますか。

オ 会員の声の把握に努め、必要に応じて活動内容の調整や会員のフォロー、追加のコーディネート等を行っているか。

カ 提供・両方会員が活動の意義を感じながら、安心・安全な活動を継続して行えるよう、研修会等の取組がなされているか。

キ 会員の活動意欲を高めるため、会員間の交流をはかる取組がなされているか。

ク 就労に関する以外の養育者のリフレッシュ等の理由での利用を促進する取組がなされているか。

ケ 会員間で授受される個人情報会員が適正に取り扱うことが出来るよう、注意喚起や研修等の取組がなされているか。

コ 援助活動の調整等を通して把握した子育てに関するニーズを、必要な支援や新たな事業、事業の見直しにつなげているか。

サ 専門的対応が必要と考えられる相談について、こども家庭支援課との連携、連絡体制のもと、適切に対応しているか。

シ 子育てサポートシステム以外の子育てに関する相談に対して、情報提供等の支援ができていますか。

7 利用者支援事業

目指す拠点の姿	自己評価(A~D)	
	法人	区
①拠点における利用者支援事業が、区民に認知されている。	B	B
②個別相談に応じ、適した選択肢の提示や養育者主体の選択の支援、必要に応じた支援窓口等の案内や仲介を行っている。	A	A
③子育て家庭を支えるためのネットワークの一員として、包括的な視点を持って子ども・子育て支援に関する関係機関や地域の社会資源との協働の関係づくりを行っている。	A	A
評価の理由(法人)		
<p>(主なデータ)</p> <p>【H28利用者アンケート(拠点実施)・乳幼児健診アンケート(区実施)】 問: 横浜子育てパートナーの認知度 ⇒知っている 33%(拠点実施) 20%(区実施)</p> <p>【子育てパートナー相談件数】 (H27)205件/110人 (H28)933件/436人 (H29)1,250件/504人</p> <p>【アウトリーチ件数】 (H27)3件 (H28)55件 (H29)74件 (子育てサロン、青空子育て事業、親と子のつどいの広場等)</p> <p>【研修(局主催の必須研修を除く)】 (H27)2回 (H28)24回 (H29)20回</p>		
<p>1 区域での周知活動</p> <p>(1)拠点のネットワークを活用し、区内の関連施設や乳幼児健診等の区事業で子育てパートナーのカードやチラシを配布し、相談利用のきっかけを作っている。</p> <p>(2)拠点に来られない親子への支援として、拠点のネットワークを活かして地域の居場所にアウトリーチし、相談につないでいる。(親と子のつどいの広場にて毎月出張相談会を実施)</p> <p>(3)区内の関連施設、機関との連携ができるよう、各種連絡会等に参加し、パートナーの機能と役割を伝えた。</p> <p>(4)拠点の通信に毎月掲載している。</p> <p>2 多様な相談体制</p> <p>(1)ひろばスタッフと連携し、ひろば相談から子育てパートナーにつなぎ、継続的にフォローできる体制を構築した。</p> <p>(2)安心して相談できる環境を作るために、相談室の環境を整備した。</p> <p>(3)個別相談、電話相談、出張相談に対応するなど、多様な相談方法を提示し、利用者が選択できるようにしている。</p> <p>(4)他の利用者を気にせず、じっくり情報を見られるコーナーを工夫し、個別の相談につなげた。</p> <p>3 相談者に寄りそい、家庭全体を支援</p> <p>(1)相談者に寄りそい、信頼関係を築きながらニーズを探り、他の制度や地域資源を紹介し、必要な支援につないでいる。</p> <p>(2)多様な制度、支援、サービスの中から、個々のニーズに適した選択肢を提示し、利用者の選択を尊重している。</p> <p>(3)相談専門のスタッフ(子育てパートナー)が配置されたことにより、相談を目的とした来所者が増え、予防的な効果が見られる。</p> <p>(4)相談者だけではなく、家庭を単位として支援を考え、必要に応じ専門家のスーパーバイズを受けながら対応している。</p> <p>(5)多様な親子を支えるために、当事者どうしのつながりのきっかけを作り、支えあえる関係をサポートしている。</p> <p>4 つなぎとフォロー</p> <p>(1)地域の親子の居場所等に出向き、拠点に来られない親子を地域の居場所で継続的にフォローしている。</p> <p>(2)拠点の居場所機能を活かし、日常の些細な変化にも着目できるように、ひろばスタッフと連携して支援している。</p> <p>(3)相談者のニーズに応じた支援機関について情報提供し、その後も継続的にフォローをしている。</p>		

評価の理由(区)

1 区民と関係機関への周知

(1)こんにちは赤ちゃん訪問員の定例会や地域ケアプラザ連絡会、子育て関連施設連絡会等の既存の連絡会を活用し、関係機関や地域の担い手に対して利用者支援事業の説明や子育てパートナーの紹介を行っている。

2 子育てパートナーのスキルアップ

(1)定期的に相談状況や内容の報告を受ける場を設け、子育てパートナーが適切な支援を行えるように助言するとともに、必要に応じて連携しながら支援を行った。

(2)子育てにかかわる制度(予防接種等)の見直し等に係る情報を提供している。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

○子育てパートナーを配置したことで、今までの拠点では支えられなかった様々な家庭事情の相談も増えてきた。

○区内の関係機関への案内や仲介を行う際に、子育てパートナーとして顔が見える関係ができてきたことにより、的確な対応ができるようになった。

○出張相談を実施することにより、地域の親子の居場所の利用者と担い手から、地域子育て支援拠点を身近に感じてもらえるようになった。

(課題)

○アンケート結果で子育てパートナーの認知度が低いため、区民への認知度向上に向け、拠点・区ともに引き続き周知を継続していく必要がある。

○障害児等特別な配慮が必要な案件については、区との連携を深め、さらにスキルアップしていく必要がある。

振り返りの視点

ア 利用者支援事業を幅広く区民に周知しているか。

イ 養育者に対して、気軽に相談しやすい仕組みづくりや工夫をしているか。

ウ 常に最新の情報を収集し、提供しやすく整理しているか。

エ どのような相談に対しても、相手に寄り添い傾聴し、養育者の主体性を尊重した相談対応を行っているか。

オ 関係機関等への案内・仲介する場合、先方へ事前に連絡するなど、円滑かつ確実に利用できるような支援をしているか。

カ 関係機関へ案内・仲介した後も、役割分担に応じて継続的な関わりをもっているか。

キ 相談の対応状況や支援策の適切さ、拠点内外での連携状況等について、多角的な視点から振り返りや検討を行っているか。

ク 拠点のネットワークを活用し、関係機関や地域の社会資源(インフォーマルを含む)との間で、利用者支援に関連する情報の共有や関係性の強化を図っているか。

ケ 専門的な対応を要する相談については、内容に応じて速やかに関係機関に案内・仲介する等、適切な対応を行っているか。

コ 把握した課題を関係機関等と共有し、拠点事業の充実や、必要な支援の調整や見直し、不足する資源の調整や提案につなげているか。

横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人募集要項

横浜市西区地域子育て支援拠点の運営法人を募集します。

1 地域子育て支援拠点事業の概要、法人選定の趣旨

(1) 地域子育て支援拠点の施策上の位置付け及び運営法人募集の趣旨

地域子育て支援拠点（以下「拠点」という。）は、横浜市において策定された「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！ よこはま わくわくプラン～」において、基本施策のひとつである「地域における子育て支援の充実」の推進に向けて、地域における子育て支援の拠り所となる施設です。

西区（以下「区」という。）については、平成 22 年 1 月に拠点を設置し、現在運営をしておりますが、運営 3 期目から 2 か年度目となる本年度をもって現在の運営法人による運営期間が終了することに伴い、次年度以降の運営法人を募集するものです。

横浜市子ども・子育て支援事業計画はこちらを参照してください。

⇒ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/newplan.html>

(2) 事業実施の方法

事業は、区と運営法人が、事業目的を共有しながら協働で実施していくこととし、区と運営法人は、協働契約（委託契約型）を締結します。協働契約（委託契約型）に基づき、区は運営法人に対して、事業に係る経費を支払います。

契約締結の後、区が借り上げた建物（以下「実施施設」という。本募集要項の 2（3）キ 実施施設を参照。）において事業実施していただきます。

(3) 拠点の機能及び対象者

拠点の基本的な機能及び対象者としては、以下を想定しています。これらに加え区が必要と考える機能を付加する場合があります。なお、各機能の詳細（目指す姿）は、別添仕様書（案）の 4（3）業務内容を参照ください。

（原則として未就学児の）子育てをする家庭へのサービス提供の機能

- ①親子の居場所機能……………乳幼児等の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供
- ②子育て相談機能……………子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること
- ③子育て情報収集・提供機能……………子育てに関する情報の収集及び提供に関すること
- ④利用者支援機能……………個々のニーズに応じた相談対応と関係機関等との協働の関係づくりに関すること

地域で子育ての支援に関わる方への支援の機能

- ⑤子育て支援ネットワーク機能……………子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること
- ⑥子育て支援人材育成機能……………子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること

地域ぐるみでの子育て支援の促進

- ⑦横浜子育てサポートシステム区支部事務局機能
……………地域の住民同士で子どもを預け預かる支え合いの促進に関すること

(4) 運営法人選定の趣旨

拠点が、その機能を効果的に発揮できるよう、運営法人には「子育てをする家庭を支援する資質、能力」及び「地域の子育て支援関係者との連携、地域に必要な人材の育成など、地域力を創出できる資質、能力」を求めます。

このため、運営法人の選定は、提案の資格を満たす法人を広く公募し、応募法人の提出する事業計画書の審査及び応募法人のプレゼンテーション等を通じて、提案内容を評価します。(プロポーザル方式による委託の受託者の特定)

提案内容の事業運営に関する計画の記載については、これまで取り組んできた拠点事業の連続性や継続性も考慮し、別添「西区地域子育て支援拠点事業評価シート(平成30年度実施)」における成果と課題などの内容を十分踏まえたうえで計画、選定申請書類を作成してください。計画の評価に際しては、計画の内容がこれらの課題に対して優れたものであると判断する場合に、加点するよう評価項目を設定しています。

2 公募の条件

(1) 運営者とする法人の種類

運営者は、次のいずれかに該当する法人とします。

- ア 市内の保育所等の児童福祉施設を経営する社会福祉法人等
- イ 市内の医療施設を経営する医療法人等
- ウ 市内における子育て支援の活動実績を有する特定非営利活動(NPO)法人
- エ 市内の幼稚園を経営する学校法人等

(2) 提案の資格

提案の資格は、次の各号全てに該当する法人とします。

- ア 横浜市的一般競争入札参加有資格者名簿(※)に登載されていること又は協働契約(委託契約型)を締結するまでの間に登載されていることが見込まれること。
- イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

一般競争入札参加有資格者名簿について

※横浜市が委託等の契約を締結する上で、一定の審査(市税の滞納がないこと等)を行い有資格者として認められた者を登載した名簿です。名簿登載されるには、入札参加資格審査申請を行う必要があります。

※登録種目・細目コードは、333-Z(福祉サービス・その他)又は350-Z(その他の委託等)とします。

※本事業の申請締め切りまでに名簿登載が間に合わない場合でも、入札参加資格審査を申請済みで、資格について審査中である場合には、本事業の提案(申請)を受け付けます。

※入札参加資格審査申請については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」を参照してください。

URL <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>

(3) 事業実施内容等に係る基本的事項

拠点における事業実施内容等は、次の各項目の他、別添の仕様書(案)の定めによります。なお、仕様書(案)はあくまで現時点の案であり、実際の事業実施内容と異なる場合があります。

ア 運営期間

運営期間は、原則として令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

イ 実施施設

運営法人には、次の施設で実施していただきます。

所在地：横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号 三菱重工横浜ビル3階
構造等：鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造
床面積：延 244.36 m²

ウ 実施日

事業は土曜日及び日曜日のいずれか1日又は両日を含めて週5日以上実施するものとし、休業する曜日を設ける場合には、あらかじめ曜日を決め、休業日として定めることとします（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは休業日とします）。

エ 実施時間（勤務時間）

午前9時から午後5時まで

注1：親子の居場所事業については、週5日以上、1日6時間以上開設することが条件です。当該条件を満たしていれば、例えば午前10時から午後4時まで等、実施時間内で開設時間を別に設定することは可能です。

注2：横浜子育てサポートシステム区支部事務局については、開設時間は週5日、1日7時間以上とし、曜日及び時間帯の設定については、親子の居場所事業の開設時間帯との重複及び会員の利便性等に配慮してください。

注3：利用者支援事業については、親子の居場所の提供時間に合わせて実施してください。

オ 人員配置

別添仕様書(案)の4の(3)業務内容を確実に遂行できる人員配置を行うこと。

職員の種類	説明
常勤職員	週35時間以上勤務する者をいう。 ※常勤職員のうち1人を施設長とする。 ※また、施設長以外の1人を、主に子育てサポートシステムのコーディネーター（別添仕様書〔案〕を参照。以下「コーディネーター」という。）の業務を行う者とし、この者を原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の責任者とする。 さらに、施設長及びコーディネーター以外の1人を、利用者支援専任職員の業務を行う者とする。
非常勤職員	週35時間未満の勤務となる者をいう。

【人件費の考え方】

人件費は、以下に基づいて委託料に積算します。配置人数を増やす場合、開所日数を増やす場合又は法人の給与体系が以下に示す金額より多い場合であっても、人件費の加算は行いません。(実際に支払う給与額を、下記金額にしなければならないわけではありません。)

●常勤（施設長）	年額 4,599,516 円
●常勤（施設長以外）	年額 4,102,512 円
●常勤（コーディネーター）	年額 4,102,512 円
●常勤（利用者支援専任職員）	年額 4,102,512 円
●非常勤（1人当たり）	年額 1,868,304 円
●非常勤（コーディネーター）	年額 1,868,304 円
人件費総額	年額 30,351,084 円

注1：常勤職員は社会保険料、労働保険料等及び期末等諸手当を含む額。

非常勤職員は労働保険料（雇用保険、労災保険）及び交通費を含む額。

注2：上記金額は、現時点で予定している金額であり、年度により変更する可能性があります。

カ 利用者からの参加料の徴収

実施事業の参加料は無料とし、利用者から参加料を徴収できません。ただし、催事、講習・講座等の実施に係る実費（材料費等の経費）で、特定の個人の利用に係る経費を利用者から徴収することはできます。

キ 委託料として支払う経費（予定）

区はエの人件費に加え、次の経費を委託料として運営法人に支払います。

人件費を含めた事業費の総額は、4月に事業を開始することとし、約 **3,983** 万円を見込んでいます（現時点の予定であり、変更することもあります。また、委託料について消費税は非課税となります）。

実際の委託料は、法人選定の後、運営法人から見積徴収し、区が定める予定価格以下の金額で決定します。

なお、委託料には人件費等の定期的に支出を要する経費が含まれるため、原則として支払いは前金払いとします。ただし、契約締結当初に一括払ではなく分割払とし、原則として毎月、必要と考えられる額を支払います。

人件費以外の経費の例(現時点での案です。実際の経費と異なる場合があります。)

- 事業費 一般健康診断、講師等謝金、出張旅費、消耗品費(事務・日用品、材料等)、図書等購入費、被服費、コピー機リース・保守・消耗品供給契約料、印刷製本費、通信費、ホームページ運営費、広報費、行事費、会議費、備品費、修繕料、保険料、その他雑費、震災対策物品購入費、感染症対策費

※ 賃借料、光熱水費は区が負担します。

ク 個人情報の保護等

事業を通じて、多くの利用者の個人情報を取り扱うこととなりますが、運営法人には、協働契約で定める個人情報保護に関する措置を遵守していただきます。また、個人情報を取り扱う従事者に研修を行っていただきます。

ケ 苦情解決の仕組み

運営法人は利用者から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えていただきます。

(4) 協働契約（委託契約型）

ア 契約締結

運営期間中、区は毎年度、事業の協働契約（委託契約型）を運営法人と締結します。契約締結時には、区と運営法人で当該年度の事業実施について、双方の役割を分担し、協働契約書（委託契約型）別表として、役割分担確認表を策定します。

ただし、事業の実施結果、内容が著しく不十分である場合などには、運営期間中であっても協働契約（委託契約型）を更新しないことがあります。また、運営法人選定後から運営期間中において、次の事項に該当し、運営法人として適当でないと思われる場合には、選定結果の取り消し又は運営の停止を命じることがあります。

- 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき
- 協働契約（委託契約型）について重大な違反があり、そのことにより契約を継続することが困難なとき
- その他運営法人として適当でないとき区長が認めるとき

イ 事業評価

毎年度末に当該年度の事業の成果や課題、次年度に取り組むべき事柄等について、区と運営法人で相互に事業評価を行います。さらに、原則として運営3か年度目には、有識者を交えた事業評価を行います。そして、運営期間の最終年度である5か年度目には、5か年間の協働事業の総括を行います。

また、事業評価結果については、ホームページ等で市民に向けて公表します。

(5) 議会の議決

本募集要項に基づく運営法人の募集の成立は、本事業実施に係る令和3年度予算案が、横浜市議会において可決されることを条件とします。

可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募に係る経費、準備費等の損害賠償等には一切応じられません。

3 法人選定

(1) 選定の流れ

時 期	手続等
令和2年11月2日（月）	法人募集実施の公表 西区ホームページに掲載
同11月2日（月）～11月11日（水）	参加意向申出書の提出
同11月13日（金）	参加資格確認結果通知書、申請 関係書類提出要請書の通知
同11月13日（金）～11月18日（水）	質問書受付期間
同11月25日（水）	質疑の回答（ホームページ掲載）
同11月25日（水）～12月2日（水）	提案書の受付
（第1回） 同11月下旬（書面開催） （第2回） 同12月14日（月）	選定委員会開催（書類選考、法人 プレゼンテーション等）
同12月28日（月）	選定結果通知

(2) 提案書提出希望（プロポーザル参加）の確認

提案書の提出を希望する者の資格を確認します。

ア 参加意向申出書の提出

(ア) 提出書類

- ① 参加意向申出書（別添） 1部
- ② 法人登記簿謄本（写） 1部
- ③ 参加資格の条件を満たす法人（本募集要項の2(1)運営者とする法人の種類を参照。）であり、市内における活動状況がわかる資料（様式はありません。既存のものでもかまいません。） 1部

(イ) 受付期間及び時間

令和2年11月2日（月）から11月11日（水）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間受け付けます。

(ウ) 提出場所

横浜市西区役所2階 こども家庭支援課課（窓口番号24番）

※ 直接書類を持参してください。その他の方法による提出には応じられません。

イ 提案資格確認結果の通知書及びプロポーザル関係書類提出要請書の送付

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。また、提案資格を有することを認めた場合には、プロポーザル関係書類提出要請書を送付します。

(ア) 通知日 令和2年11月13日(金)

(イ) その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(3) 質問書の提出

本要項等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

ア 提出期間 令和2年11月13日(金)から11月18日(水)まで

イ 提出先 横浜市西区こども家庭支援課地域子育て支援拠点事業担当

電子メールアドレス ni-kyoten@city.yokohama.jp

FAX 番号 045-322-9875

ウ 提出方法 電子メール又はファクシミリ(着信確認を行ってください。)

※来庁及び電話による問合せには一切応じられません。

エ 回答日及び方法 令和2年11月25日(水)までにホームページに掲載します。

(4) 提案書提出方法

ア 提出書類

別添の「提出書類一覧」のとおり

※提出の際、「提出書類一覧」のうち提案書、様式I、決算書等以外の複数部数提出する書類については、それぞれ1部ずつを順番にまとめて一式とし、A4サイズのファイルにとじてください。

また、とじた書類の様式番号ごとにインデックスを貼り、該当の書類がすぐに分かるようにしてください。

イ 提案書類受付期間及び時間

令和2年11月25日(水)から12月2日(水)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間受け付けます。

※書類の確認にお時間をいただくことがあります。また、状況等によりお待ちいただくことがありますので、事前に

「6 問い合わせ先」へ御連絡いただき、日程調整のうえ、お越しく下さい。

ウ 提出場所

横浜市西区役所 2 階 こども家庭支援課（窓口番号 24 番）

※ 直接書類を持参してください。その他の方法による提出には応じられません。

エ その他

- (ア) 所定の様式が定められている場合、所定の様式以外の書類については受理しません。
- (イ) アの提出書類の他に、本市の判断により追加書類の提出を求めることがあります。
- (ウ) 提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。
- (エ) プロポーザルの提出は、1 者につき 1 案のみとします。
- (オ) 提案内容の変更は認められません。

(5) 選定方法

運営法人の選定に当たっては、区は外部委員による選定委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づき、別添の評価指標を用いて提案内容の評価をします。なお、応募団体が 1 団体のみの場合であっても、選定委員会による評価を実施します。

区は、委員会の評価の結果及び意見を踏まえて、運営法人を選定します。

ア 選定基準

運営法人の選定は、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

- (ア) 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解し、これらの者への交流の場の提供、子育てに関する相談、子育てに関する情報の収集及び提供等を通じて、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができる法人であること。
- (イ) 地域において子育てに関する支援活動を行う者（以下「活動者」という。）との連携を図り、これらの活動を活性化させるとともに、地域のニーズを踏まえた活動者の育成、支援を行うことで、子育てを地域全体で支援する地域力の創出が図れる法人であること。
- (ウ) 地域子育て支援拠点事業の趣旨について十分理解し、適切な事業提案を行っているとともに、継続して安定した事業運営が見込まれる法人であること。
- (エ) 事業運営にあたって、区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる法人であること。

イ 選定委員会

子育て支援に理解のある地域関係者、子育て支援に関する有識者などを委員として予定しています。

- (ア) プレゼンテーション、ヒアリングの実施

選定委員会の評価にあたり、提案者は、委員会に対して（イ）の日時にプレゼンテーションを行っていただき、ヒアリングに応じていただきます。

- (イ) 実施予定日 令和 2 年 12 月 14 日（月）
- (ウ) その他

時間等詳細については、別途お知らせします。

ウ 評点が同点となった場合の措置

評点が同点の法人があった場合は、選定委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

エ 最低評価得点に達していない場合の措置

各委員の評価点数（324点満点）の合計が、総評価点数の33%に満たない点数であった法人については、非選定とします。

(6) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和2年12月28日（月）までに行います。

イ その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(7) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

オ 運営法人の選定後、提案の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要及び提案者の得点等については区ホームページ等において公表します。

(8) プロポーザル手続における注意事項

ア プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。

イ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

エ 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

なお、受託候補者として特定されている者が契約締結を行わない又はその者との契約交渉が成立しないなど、契約締結に至らない場合にも、次順位の者と契約交渉を行うことがあります。

(9) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 募集要項に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ 本プロポーザルに関して提案者が、選定委員会の委員であると認識し、委員に接触、連絡等の事実があり、選定に関して不正な行為があったと認められる者

カ プレゼンテーション、ヒアリングに出席しなかった者

(10) その他

ア 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。

イ 手続において使用する言語及び通貨

(ア) 言語 日本語

(イ) 通貨 日本国通貨

ウ 契約書作成の要否
要します。

4 法人選定後の諸注意

(1) 見積書の提出、契約書の作成

運営法人として選定された後は、協働契約（委託契約型）の締結をするため、区に対し事業に係る経費の見積書を提出していただきます。契約金額は、区があらかじめ定める予定価格以下の金額で決定します。

なお、本事業は社会福祉法上の第二種社会福祉事業であり、契約にあたって消費税は非課税となります。契約の可否は、経費の合計額（見積総額）により決定します。契約に際しては、この見積額を契約金額とします。

契約金額の決定後は、契約書を作成していただきます。本件契約は、令和3年4月1日に契約書を交換することによって確定するものとします。

なお、契約書作成に係る印紙税については運営法人に負担していただきます。

(2) 施設愛称について

現在、西区地域子育て支援拠点については、区民公募により決定した「スマイル・ポート」という施設愛称を使用し、広く一般に呼称されています。この愛称については、本公募により選定された運営法人におかれても、引き続き使用していただき、施設運営を行っていただきます。

(3) 業務の引継ぎ等準備業務について

事業を開始するまでの期間には、現運営法人からの業務引継ぎ等、事業開始に必要な準備業務を行っていただきます。行っていただくのは、おおむね次の業務です。

また、準備業務にかかる人件費等の費用は、運営法人に負担いただき、区は負担しません。

ア 現運営法人からの引継ぎ業務

イ 事業計画書等作成業務

ウ 区との連携・調整業務

(4) 実施施設の内装、設備について

拠点事業の実施施設は、現在の運営法人（以下「現法人」という。）が賃借物件に内装、設備工事を施しています。この内装、設備は、横浜市から補助金を受けて施工したものであり、現法人が拠点運営法人でなくなった場合には、新たな運営法人（以下「新法人」という。）に引き継ぐこととなっています。このため、新法人には実施施設の内装、設備を、現法人から譲り受け、拠点事業を行っていただくこととなりますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 備品類について

仕様書にも示したとおり、現法人が委託料により購入した取得価格 30,000 円以上の物品は、区の所有物となっています。この条件に該当するもので、現法人が管理・使用している備品類は、新法人に管理・使用していただくこととなります。ただし、所有権は、区が留保します。

管理・使用していただく備品類の具体的な品目、数量等については、別添の備品リストを参照してください。

(6) その他

運営法人は、運営期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の法人に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

5 別添資料等

- (1) 令和3年度西区地域子育て支援拠点事業仕様書（案）
- (2) 参加意向申出書
- (3) 質問書
- (4) 提出書類一覧
- (5) 運営法人提案書
- (6) 選定委員会 評価指標
- (7) 西区地域子育て支援拠点事業実施要綱
- (8) 横浜子育てサポートシステム事業実施要綱
- (9) 横浜子育てサポートシステム事業実施要領
- (10) 横浜子育てサポートシステム会則
- (11) 見積書の作成例
- (12) 備品リスト

参考資料

- ・横浜市版子育て世代包括支援センターの基本的な考え方

6 問い合わせ先

※本要項の内容等について質疑がある場合には、3（3）に従い、書面により提出してください。

※その他のお問い合わせについては、次をお願いします。

横浜市西区こども家庭支援課 地域子育て支援拠点事業担当

担当者 阿部、加藤

〒220-0051 横浜市西区中央1-5-10

電話：045-320-8468 電子メールアドレス：ni-kyoten@city.yokohama.jp

令和3年度横浜市西区地域子育て支援拠点事業仕様書(案)

1 事業目的

市民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的として、西区地域子育て支援拠点事業を行う。

2 基本理念

(1) 事業の実施は、横浜市西区地域子育て支援拠点事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守するものとする。

(2) 地域子育て支援拠点の運営法人(以下「運営者」という。)は、次の事業・施設運営の基本理念に基づいて、西区(以下「区」という。)及び児童福祉・母子保健関係機関等と連携・協力し、事業・施設の運営にあたるものとする。

【事業・施設運営の基本理念】

ア 西区における、地域による子育て支援の拠点施設としての運営

イ 子どもの視点に立ち、すべての就学前児童及びその養育者、並びに子育てに関する支援活動を行う者に開かれた運営

ウ 子どもと家庭を支援する各種の行政等機関・地域等との連携を図る運営

エ 利用者の意見、子育てをめぐる社会情勢、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる運営

オ 子ども及びその養育者の育ちを支援するとともに、養育者自身が事業の担い手として関わることができる視点に立った運営

カ 地域の人と人とのつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指す運営

3 実施施設

(1) 横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号三菱重工横浜ビル3階の一部で実施するものとする。

(2) 実施施設の基準等は、実施要綱第4条の定めによる。

4 実施施設における事業内容

(1) 人員配置

施設長を配置すること。施設長は、この契約の履行に関して、業務従事者を指揮監督するものとする。その他、(3)業務内容を確実に遂行できる人員配置を行うこと。

なお、地域の子育て支援人材を積極的に、業務従事者として採用するように努めること。

(2) 事業の実施時間、実施日、休業日

事業の実施時間、実施日、休業日については、実施要綱第5条の定めによる。

(3) 業務内容

次に掲げるとおりとし、事業ごとに目的を踏まえて、実施方法を遵守し、目指す拠点の姿に沿って実施すること。実施にあたっての詳細は、区と運営者が協議する。

ア 乳幼児の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供(親子の居場所事業)

目的 場の提供を通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消し、子育て当事者同士の仲間づくりを促進する。

実施方法 (ア)週5日以上、1日6時間以上、居場所の提供を行うこと。

(イ)子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。

【目指す拠点の姿】

- 利用者を温かく迎え入れる雰囲気のある場になっている。
- 多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場になっている。
- 養育者と子どものニーズ把握の場になっている。
- 親(養育者)自身が親として育ち、また子どもが育つ場となっている。

イ 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること(子育て相談事業)

目的 子どもと家庭に関する相談に対応することを通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消し、支援につながっていないニーズを適切な支援につなげていく。

実施方法 居場所、相談室において相談に対応するほか、電話相談を行う。

【目指す拠点の姿】

- 養育者とスタッフとの間に安心して相談できる信頼関係ができ、気軽に相談ができる場となっている。
- 相談を受け止め、内容に応じて、養育者を関係機関につなげている。また、必要に応じて継続したフォローができていく。

ウ 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること(情報収集・提供事業)

目的 区内等の子育てに関する情報を一元化し、提供することを通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消する。

実施方法 情報コーナーを設置する。また、多様な媒体を活用し、情報提供を行う。

【目指す拠点の姿】

- 区内の子育てや子育て支援に関する情報が集約され、養育者や担い手に向けて提供されている。
- 子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることが、区民に認知されている。
- 拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わっている。

エ 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること(ネットワーク事業)

目的 ネットワーク化を進めることを通じて、様々な地域の子育て支援活動の質の向上、活動の活性化、活動の課題解決を図る。

実施方法 既存のネットワークと十分に連携し、地域の子育て支援に関わる人々の意見・ニーズを踏まえてネットワークを推進する。

【目指す拠点の姿】

- 地域の子育て支援活動を活性化するためのネットワークを構築・推進している。
- ネットワークを活かして、拠点利用者を地域へつないでいる。

オ 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること(人材育成、活動支援事業)

目的 子育て支援人材の育成、当事者のサークル活動等の支援を通じて、子育て支援に関わる市民の増加、活動の多様化、活性化を図る。

実施方法 支援者の養成講座、活動へつなぐ実地研修、レベルアップ研修等を実施し、サークル活動等の育成支援を行う。

【目指す拠点の姿】

- 地域の子育て支援活動を活性化するため、担い手を支えることができている。
- 養育者に対して地域活動の大切さを伝えるとともに、地域の子育て支援に関心のある人が、活動に参加するきっかけを作っている。
- 広く市民に対して、子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気づくりに取り組んでいる。
- これから子育て当事者となる市民に対して、子育てについて考え、学び合えるように働きかけている。

カ 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関すること

(横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業)

目的 横浜市こども青少年局を本部として実施する「横浜子育てサポートシステム事業」の西区における区支部事務局を運営することを通じて、区内の子育て家庭の主に子どもの預かりに係る支援ニーズを充足するとともに、子育て支援に理解のある地域人材の育成を進め、地域ぐるみの支え合いの促進を図る。

実施方法 横浜子育てサポートシステムに登録を希望する市民への入会説明、会員管理(登録、変更、退会、更新等)、援助活動の調整、提供会員研修会(予定者研修、フォローアップ研修)、会員交流会の企画実施など、区支部事務局の担当業務を行う。詳細の実施条件については、別紙1「横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件」のとおりとする。

【目指す拠点の姿】

- 子育てサポートシステムに、多くの区民の参画が得られている。
- 養育者にとって、必要な時に利用しやすい事業となっている。
- 会員が地域の支え合いの良さ、大切さを理解しながら、利用や活動を継続できるように、支えることが出来ている。
- 養育者の利用相談内容に応じて、子育て相談や他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげている。

キ 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関すること(利用者支援事業)

目的 子育て家庭の相談に応じ、個々のニーズに応じた適切な施設・制度・サービス等の情報を提供することにより、養育者の主体性を尊重した選択の支援や、施設や事業等の円滑な利用

を支援する。これらの利用者支援の円滑な実施のため、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり、不足する資源の調整や提案、人材の育成等の地域連携を行う。

実施方法 電話や面接による個別相談に応じ、拠点を持つ情報やネットワークを活用しながら、養育者に適した選択肢の提示、養育者主体の選択の支援、支援窓口等の案内・仲介などを行う。また、日常的に地域の社会資源との関係を築き、情報や課題の共有、資源同士をつなげるコーディネート等を行う。詳細の実施条件については、別紙2「利用者支援事業の実施条件」のとおりとする。

【目指す拠点の姿】

- 拠点における利用者支援事業が、区民に認知されている。
- 個別相談に応じ、適した選択肢の提示や養育者主体の選択の支援、必要に応じた支援窓口等の案内や仲介を行っている。
- 子育て家庭を支えるためのネットワークの一員として、包括的な視点を持って子ども・子育て支援に関する関係機関や地域の社会資源との協働の関係づくりを行っている。

ク その他子育て支援として、区長が必要と認める事業

(4) ホームページ、パンフレット等の作成

地域子育て支援拠点及びその実施事業等について、利用者に広く周知するためのホームページを作成すること。また、パンフレット、チラシなど紙媒体によっても周知を図ること。

5 情報の取扱いに関する事項

(1) 個人情報保護の措置

運営者は、別添の「個人情報取扱特記事項」に基づき、事業実施にあたり個人情報の保護に努めなければならない。また、個人情報を取り扱う事務の実施にあたっては、別添の「地域子育て支援拠点業務フロー及び個人情報保護措置」に掲げる事項を遵守しなければならない。

(2) 電子計算機により情報を取り扱う場合の措置

運営者は、業務の遂行にあたり電子計算機により情報を取り扱う際には、別添の「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」の規定を遵守しなければならない。

6 施設運営に関する事項

(1) 業務従事者の氏名、勤務形態、その他必要な事項を区に報告すること。また、変更があった場合には、その旨を直ちに報告すること。

(2) 業務従事者に必要な健康診断を行い、利用者及び業務従事者の健康を害さないように努めること。

(3) 業務従事者に対して必要な研修を実施又は受講させ、その資質向上に努めること。

(4) 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保に努めるとともに、財産等の保全に努めること。

(5) 実施施設の衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。事業実施上発

生じた廃棄物については、適正な分別を行い、所定の場所に搬出するとともに、定期的な清掃等を実施すること。また、利用者には、ごみの持ち帰りを徹底させること。

- (6) 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施すること。また、事故発生時には報告を行うこと。
- (7) 省エネルギーを心掛け、省資源及び廃棄物減量の観点から横浜市の「ヨコハマ3R夢プラン」の取り組みに努めるなど、環境への負荷の低減に努めること。
- (8) 利用者からの苦情・要望の受付・処理を迅速かつ適切に実施すること。

7 実施施設の利用に関する事項

- (1) 利用者が実施施設を利用する際のルールについては、区と協議し、定めること。
- (2) 利用者は、原則として登録制とし、利用の都度、受付を行うこと。円滑に利用受付ができるよう、受付システムを導入し、登録済みの会員には、会員カードを発行し、バーコードにより受付を行うこと。

8 施設、設備、備品類等の管理に関する事項

- (1) 経費により購入した物品（取得価格30,000円以上の物品とする。）の所有権は区に帰属するものであること。運営者は、これらの物品を、台帳を整備し、ラベル等により、善良なる管理者の注意を持って管理すること。
- (2) 遊具等の備品は、特に衛生保持に努めるとともに、常に破損の有無を確認し、必要があれば修繕し、又は廃棄すること。
- (3) 利用者による施設、設備、備品類等のき損又は滅失に係る1件10万円未満の軽微な修繕等については、運営者が業務の範囲内で行うこと。当該金額を超える修繕となる場合、又は明らかに利用者の故意又は重大な過失に基づくき損で、利用者に対し損害賠償を求めるときと判断される場合には、区と運営者で別途協議すること。

9 知的財産権等の取り扱いに関する事項

事業を運営する過程で発生する以下の事案に係る知的財産権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 運営者が作成した印刷物（印刷物の原版である電子データを含む。）
 - ア 毎月等定期的に利用者向けに発行する通信誌及び子育て情報提供事業の一環として作成した情報紙は運営者に帰属する。ただし区は、区民等への情報提供等の公益的目的がある場合には、当該印刷物の全部又は一部を自由に複製し、配布することができる。
 - イ 上記以外の印刷物
作成にいたる経過等を踏まえて、区と運営者が協議して定める。
- (2) 運営者が開発した研修プログラム
運営者に帰属する。ただし横浜市内の各区において、当該区の区役所及び地域子育て支援拠点並びに横浜市役所が、地域の子育て支援関係者の養成を目的に当該研修プログラムを使用し、研修を実施する場合には、運営者は当該研修プログラムを無償で使用させなければならない。
- (3) 施設愛称
施設愛称は「スマイル・ポート」とし、この施設愛称については、広く区民に公募して採用した経緯を踏まえ

て、西区地域子育て支援拠点の愛称としてのみ使用できるものであり、運営者が行う他の事業等において、施設愛称、事業名称等として使用することはできないものとする。

(4) 職員マニュアル

運営者が、本事業運営において、その従事者の行動基準として作成したマニュアル等については、その権利は運営者に帰属する。

10 事業報告

(1) 運営者は、毎月、前月分の次の事業の実施状況について、区及び子ども青少年局へ報告すること。

ア 親子の居場所事業の利用状況

イ 子育て相談事業の実施状況

ウ 情報収集・提供事業の実施状況

エ ネットワーク事業の実施状況

オ 人材育成、活動支援事業の実施状況

カ 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施状況

キ 利用者支援事業の実施状況

ク その他子育て支援として、区長が必要と考える事業の実施状況

また、運営者は毎月10日までに、前月分のア及びイに関する事業実績報告を別途定める様式で区及び子ども青少年局へ提出すること。

なお、横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業及び利用者支援事業の実施状況にかかる報告については、それぞれ別紙1「横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件」及び別紙2「利用者支援事業の実施条件」によるものとする。

(2) 運営者は、年度末に、この契約の履行に関して完了報告をしなければならない。完了報告は、事業実施の実績報告に加えて、事業に係る収支報告を含むものとする。

11 一般的事項

- (1) 運営者は、関係書類及び次に掲げる諸帳簿等を実施施設に備え付け、常時記録を保管し、必要に応じて区に報告するものとする。
 - ア 委託契約書(写)及び仕様書
 - イ 会計関係書類
 - ウ 人事労務関係書類
 - エ 事業計画及び職員配置計画
 - オ 事業実績記録、統計
 - カ 利用者関係書類
 - キ その他必要書類
- (2) 運営者は、仕様書に明記がない場合であっても、実施要綱の趣旨に照らし必要と認められる業務は、区と協議の上誠実に履行するものとする。
- (3) 運営者は、本事業の遂行にあたり必要に応じて、区との協議を申し入れることができる。
- (4) 本仕様書に関して疑義がある場合には、別途区と協議することとする。

12 その他

- (1) 実施施設賃借料、電気料金、上下水道料金は、賃借契約人である区が契約の相手方に支払う。電話の設置工事及び電話料金、インターネットプロバイダ料金及び諸経費等については、運営者がそれぞれ契約の相手方に支払うこと。また、運営者の契約に基づく支払債務について、履行遅滞、不履行などをしないこと。
- (2) 收受した書類は、受領日を記録し、内容の重要度に応じて保管期間を定め、保管すること。
なお、区にあてた文書又は取扱いに疑義のある文書については、区に回送し、その指示を受けること。
- (3) 運営者は、実施施設及び事業実施上の瑕疵により、利用者その他の第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。このため、必要な範囲で、施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入すること。
なお、横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業では、会員の援助活動中の万一の事故に備え、提供会員及び利用会員の子供にかかる傷害保険や援助活動にかかる賠償責任保険、また会員の研修会、交流会等の事故に備えた会合傷害保険に横浜市が加入するので、これに関して運営者が保険に加入する必要はないこと。

別紙1 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件

1 業務処理の原則

- (1) 業務は、原則として横浜市が定める「横浜子育てサポートシステム事業実施要綱」(以下「要綱」という。)等、関係規定に基づいて行うこと。

※なお、要綱等については、次年度の本部事務局変更に伴い、令和2年度末に改正を予定。

- (2) 横浜子育てサポートシステム事業の本部及び他区支部事務局と十分連携、調整を図ること。
- (3) 実施にあたっては、地域子育て支援拠点の他の機能を活用し、実施施設の居場所スペースにおける預かりの試行(後述)等、連携を図りながら事業を推進すること。特に、事業を通じて提供会員等多くの支援人材との関係性が構築されることから、これを支援者ネットワーク事業、人材育成・活動支援事業の推進に十分活かすこと。

2 区支部事務局

- (1) 区支部事務局は、実施施設内に設けること。
- (2) 区支部事務局には原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局専用の電話を設けること。
- (3) 区支部事務局開設時間は、週5日、1日7時間以上とし、曜日及び時間帯の設定については、親子の居場所事業の開設時間帯との重複及び会員利便性等に配慮して行うこと。

3 コーディネーター

- (1) 上記の区支部事務局に係る業務を行う職員を横浜子育てサポートシステムコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)という。
- (2) 実施施設に配置する常勤職員のうち、1人は主にコーディネーターとしての業務を行う者とし、この者を原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の責任者とする。
- (3) 上記責任者を含め、区支部事務局には常勤職員、非常勤職員を問わずコーディネーターとしての業務を行う者を、常に配置すること。
- (4) コーディネートの一貫性に配慮し、コーディネーターとしての業務を行う職員は、全体で6人程度を上限の目安とすること。

4 入会説明

- (1) 区支部事務局の来所者に対する個別説明や来所が困難と考えられる人に対する訪問による説明等、入会希望者の意向を十分に把握でき、できる限り入会希望者の利便性に配慮した方法により実施すること。
- (2) 入会希望者が制度理解を深めることができるよう、原則として入会希望者と対面で行うこと。

5 会員管理

- (1) 新規会員に係る一連の事務(入会申込書の受理・処理、システム登録、会員証発行等)を行うこと。
- (2) 会員情報の変更、退会等の対応とともに、会員の登録に関しては、本部の指示のもと、年度ごとに更新・整理を行うこと。

6 援助活動の調整

援助活動の調整は、コーディネーターが行い、会員間の連絡調整の仲介、援助活動に当たっての会員相互の事前打ち合わせへの同席など、援助活動が円滑に行われるための調整を十分に行うこと。

7 提供会員研修

- (1) 提供会員としての入会希望者に対しては、提供会員予定者研修を企画・実施し受講させること。
- (2) 援助活動の質の向上や安全確保のため、区内の提供会員に対するフォローアップ研修を企画、実施すること。
- (3) 企画にあたっては、会員ニーズを踏まえた適切な内容とし、提供会員の状況把握の機会として活用すること。

8 提供会員増加に向けての取り組み

地域の住民同士による援助活動が促進されるよう、利用会員と提供会員の区内の配置バランスを検討し、提供会員増加のための周知活動やイベント等を企画し、実施すること。

9 会員交流会

- (1) 会員間の交流を深め、情報交換の場を提供するため、区内の会員等を対象とした交流会を企画、実施すること。
- (2) 企画に当たっては、会員ニーズを踏まえるとともに、会員の状況把握の機会や援助活動の質の向上の機会として活用すること。

10 実施施設内の居場所スペースにおける援助活動

個人宅での1対1の預かりに対する会員の不安を緩和し、活動を促進するため、実施施設内の居場所スペースにおける提供会員による預かりを必要に応じて実施すること。

11 両方会員による援助活動の促進

子育ての当事者同士の助け合いを促進するため、両方会員の登録と、両方会員による預かりを進めること。

12 事業報告

毎月の援助活動実績について区及び本部に報告すること。

なお、本部への事業報告については、区支部事務局で利用する会員情報等管理システム「ファミサポねっとシステム」を活用すること。

別紙2 利用者支援事業の実施条件

1 業務処理の原則

実施にあたっては、地域子育て支援拠点の他の機能を基盤として、一体的に機能させ、また、これを拠点事業全体の推進に十分活かすこと。

2 利用者支援専任職員

- (1) 上記の業務を行う職員を利用者支援専任職員(以下「専任職員」という。)という。
- (2) 実施施設に配置する常勤職員のうち、1人を専任職員として本業務を行うこと。
- (3) 専任職員は、子育て支援に理解が深く、意欲的な活動が期待できる者で、次の要件を備えていること。
 - ア 地域子育て支援拠点等、地域における子育て支援活動または活動支援の経験を有し、地域の子育て事情や社会資源に精通した者
 - イ 子育て支援員研修地域子育て支援コース(利用者支援事業・基本型)または市が認めた専任職員向けの研修課程をすべて修了した者

3 実施方法

- (1) 実施施設内で、親子の居場所の提供時間に合わせて実施すること。また、必要に応じて、子育て中の親子が集まる場を活用した相談を行う。(家庭訪問は含まない。)
- (2) 専用の電話を設けること。
- (3) 相談を受ける際には、プライバシーの保護に配慮すること。

4 業務内容

- (1) 利用者支援
 - ア 電話・面接での個別相談に応じること。
 - イ 養育者が、必要な支援機関を適切に利用するために必要な情報の提供その他を行うこと。
 - ウ 地域子育て支援拠点のもつ機能を活用し、養育者主体の選択の支援・支援窓口等への案内・仲介等を行うこと。
- (2) 地域連携
 - ア 地域子育て支援拠点のもつ機能を活用し、関係機関や地域の社会資源との間で、利用者支援に関連する情報の共有や関係性の強化を図ること。
 - イ 専門的な対応を要する相談については、速やかに関係機関に案内・仲介する等、適切な対応を行うこと。
 - ウ 関係機関に案内・仲介した後も、支援に携わるネットワークの一員として、役割分担に応じて支援を行うこと。

5 事業報告

毎月10日までに、前月分の事業実績報告を別途定める様式で区及びこども青少年局へ提出すること。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

地域子育て支援拠点業務フロー及び個人情報保護措置

1 利用受付

【利用申込】

- ・利用申込書の提出を受け、情報を受付システムに入力する。
- ・利用者カードを発行する。
- ※ システムを用いるPCは、ネットワーク接続は行わない（スタンドアロンで使用）。また、インターネット接続も行わない。
- ※ システムのソフトウェア及びPCには、使用者IDとパスワードを設定し、使用者を限定する。入力作業を終え、作業機器から離れる際は、必ずソフトウェアを終了し、システムをログアウトにする。（1分以上作業がない場合に、自動ログアウトする設定もあわせて行う。）
- ※ 記録デバイスの使用をソフトウェアで制限し、データの持ち出しを防ぐ。
- ※ 作業機器の盗難防止措置を講じる（ワイヤーロックなど）。

システムに入力した利用者データは次回以降の利用受付以外に、次に利用する。

- ①利用者数等の集計作業
- ②電子メール等でイベント等の事業案内の送付（申込時に希望の有無を確認し、希望する者のみに送付すること。）

【次回以降の利用受付】

- ・利用者カードのバーコードにより受付する。

【利用申込書、バックアップデータの保管】

- ・利用申込書と電磁記録のバックアップディスクは、事務室の鍵つき書庫に保管する。

●保存期間等●

児童が就学年齢に達した場合、1年間利用がない場合、利用者の申出があった場合には削除する。また、利用者の申出により随時受付、更新する。

2 子育て相談

【相談受理】

- ・施設内、相談室等における相談
- ・電話による相談
- ※ 相談内容、相談者の希望に応じ、プライバシーに配慮した環境で、相談対応する。

以下の場合であって、相談者の了承を得た場合のみ、相談連絡票に記録する。ただし、虐待やDVなど緊急性が高い場合等は、その限りではない。

- ①再度、相談に応じる必要がある。
- ②福祉保健センターに紹介し、専門的支援につなげる必要がある。

【記録】

- ・相談室において対面で記録
- ・相談の事後に、事務室で記録
- ※ 相談対応した職員が記載し、施設長へ報告する。

- ①施設長へ報告後、再度相談対応に備えて記録を保管する。
- ②福祉保健センターへ相談連絡票の写しを提供し、引き継ぐ。
写しの提供は手渡しで行うこと。また、外へ持ち運ぶ際には「取扱い上の注意」を厳守すること。
原本は拠点において保管する。

【相談連絡票の保管】

事務室の鍵つき書庫に保管する。

●保存期間等●

相談があった日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して1年間を経過した場合には、速やかにシュレッダー等により裁断し廃棄する。

●取扱い上の注意●

- ・持出時と持込時に、管理責任者が文書の紛失がないか確認すること。
- ・持出文書の管理を厳正に行い、紛失をせず、また他の者が閲覧可能な場所に放置しないこと。

3 利用者支援

【相談受理】

- ・施設内、相談室等における相談
- ・電話による相談

※ 相談内容、相談者の希望に応じ、プライバシーに配慮した環境で、相談対応する。

↓
全ての相談について、利用者支援記載様式に記録する。

【利用者支援相談記録票の作成】

- ・相談室において対面で記録
- ・相談の事後に、事務室で記録

※ 利用者支援専任職員が記載し、施設長へ随時報告する。

↓
施設長へ報告後、記録を保管する。

【利用者支援相談記録票の保管】

事務室の鍵つき書庫に保管する。

↓
専門的な対応を要する相談を受理した場合は、施設長への報告後、利用者支援連絡票に記録し、福祉保健センターへの報告を行う。

※ 報告にあたっては、利用者本人の承諾を得ることを原則とする。ただし、虐待やDVなど緊急性が高い場合等は、その限りではない。

【利用者支援連絡票の作成・福祉保健センターへの連絡】

相談の事後に、事務室等個室で記録

※ 判断に迷う場合は、福祉保健センターへ電話連絡し、対応を協議する。

↓
福祉保健センターへ利用者支援相談記録票及び利用者支援連絡票の写しを提供し、引き継ぐ。写しの提供は手渡しで行うこと。また、外へ持ち運ぶ際には「取り扱い上の注意」を厳守すること。

↓
原本は拠点において保管する。

【利用者支援相談記録票及び利用者支援連絡票の保管】

事務室の鍵つき書庫に保管する。

●取り扱い上の注意●

- ・持出時と持込時に、利用者支援専任職員が文書の紛失がないか確認すること。
- ・持出文書の管理を厳正に行い、紛失をせず、また他の者が閲覧可能な場所に放置しないこと。

●保存期間等●

相談があった日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間を経過した場合には、速やかにシュレッダー等により裁断し廃棄する。

4 子育てサポートシステム

1) 支部事務局内で取り扱う文書

(1) 入会説明関係

(ア) 入会説明参加者名簿 (保存期間5年)

【作成・保存方法】

○作成 (随時) ⇒ 原本は支部で保存

【報告方法】

○「ファミサポねっと」上で本部に報告 (随時)

(2) 提供会員研修関係

(ア) 研修会参加申込書 (保存期間5年)

(イ) 受講者名簿 (保存期間5年)

(ウ) 保育児童名簿 (保存期間5年)

(エ) 保育票 (保存期間5年)

(オ) 保育協力者名簿 (保存期間5年)

【作成・保存方法】

○作成 (随時) ⇒ 原本は支部で保存

【報告方法】

○(イ)・(ウ)・(オ) :

写しを研修終了後に本部に送付 (随時)

(カ) 講師および保育協力者口座振込依頼書

(キ) 提供会員研修受講者アンケート

(ク) 提供会員希望者アンケート

【報告方法】

○受領・回収したものを本部に送付

(3) 会員登録関係

(ア) 入会申込書 (写) (保存期間常用1年【※】)

(イ) 提供会員研修受講済者名簿 (写)

(保存期間5年)

(ウ) 提供会員希望者アンケート (写)

(保存期間5年)

(エ) 区外に転出及び退会者連絡票 (写)

(保存期間5年)

(オ) 会員更新登録申込書 (写) (保存期間1年)

【作成・保存方法】

○本部から受領 (随時) ⇒ 保存

(カ) 会員名簿 (更新後破棄)

【作成・保存方法】

○「ファミサポねっと」からダウンロードして
使用 (随時) ⇒ 更新後破棄

(4) 援助活動調整関係

コーディネート記録 (保存期間5年)

【作成・保存方法】

○「ファミサポねっと」上で作成・保存 (随時)

(5) 援助活動報告関係

援助活動報告書 (写) (保存期間5年)

【作成・保存方法】

○提供会員から2部受領 (月1回) ⇒ 1部を支部で保存

【報告方法】

○提供会員から受領したもの2部のうち、1部を本部に送付 (月1回)

○「ファミサポねっと」上で本部に報告 (随時)

(6) 事故関係

事故報告書 (保存期間5年)

【作成・保存方法】

○事故報告書の作成 (データ保存)

【報告方法】

○別途定める方法に基づき、本部及び区に報告

●保存期間等●

- ・作成または受理した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、文書ごとに定める年数を保存する。
- ・保存期間終了後は、シュレッダー等により裁断し破棄する。
- ・保存期間中は、事務室の鍵つき書庫に保管する。

※「常用1年」

当該書類を常時使用する状態がなくなった日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、1年間の保存を経た後に廃棄する。(当該文書を常時使用している場合は、常に保存しておく。)

●本部支部間で受発送する文書の取り扱い上の注意●

- ・本部から文書が到着した場合には、内容の確認を行い、受領記録を残すこと。
- ・本部宛てに文書を発送する場合には、誤発送防止措置を講じること(宛先や内容物を複数人で確認する等)。また、文書の発送記録を残すこと。

2) 支部事務局で利用する会員情報等管理システム「ファミサポねっとシステム」

- ・本部がシステムの運用を行い、本部・支部・会員がインターネットを通じてアクセスして利用する。
- ・支部は自区に関するデータのみ閲覧・入力可能。
- ・システムにアクセス可能な作業機器の設定は、本部が行う。また、システムにログインするためのIDとパスワードは、本部から発行される。

●取り扱い上の注意●

- ・システムの利用者を限定するとともに、ID・パスワードは、管理を厳正(PCに記憶させない等)に行い、使用者以外に漏らさないこと。
- ・作業機器から離れる際は、必ずシステムをログアウトにすること(自動ログアウトの設定等を行うなど)。
- ・作業機器の盗難防止措置(ワイヤーロックなど)を講じること。
- ・業務上の必要により個人情報を含む帳票を出力した際には、管理を厳正に行い、紛失をせず、また他の者が閲覧可能な場所に放置しないこと。作業終了後には、適正に破棄すること。

3) 支部事務局外で援助活動調整等のために取り扱う文書

(ア)入会申込書(写)

(イ)会員更新登録申込書(写)

●取り扱い上の注意●

- ・持出時と持込時に、支部事務局責任者が文書の紛失がないか確認すること。
- ・持出者は、持出文書の管理を厳正に行い、紛失をせず、また他の者が閲覧可能な場所に放置しないこと。

4 管理点検、研修

個人情報の管理体制について、少なくとも年2回以上は点検を行うとともに、個人情報を取扱う従事者に対しては、少なくとも年に1回研修を実施すること。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、協働契約書の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の協働契約(委託型)に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。))の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせるはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合は、委託者は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、協働契約書第26条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとす。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、協働契約書第30条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

横浜市西区地域子育て支援拠点事業実施要綱

制 定 平成21年6月19日 西こ第557号（西区長決裁）

最近改正 令和2年4月15日 西こ第106号（西区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、市民が安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることができ、社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的として行う地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることで、事業の円滑な実施を図ることを目的として制定する。

（協働による実施）

第2条 本事業は、横浜市西区と同区が本事業の運営者として選定する者（以下「運営者」という。）とが、互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに、事業目的を共有しながら、協働で実施していくものとする。

- 2 前項の運営者の選定に関する事項は、横浜市西区長（以下「区長」という。）が別に定める。
- 3 区長と運営者は、会計年度ごとに委託契約を締結し、区長は運営者に対して契約に基づく事業に係る経費を支払うものとする。

（事業内容）

第3条 本事業の内容は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、天災地変などその他委託契約締結後に生じたやむを得ない事情ですべてを実施することが困難と区長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 乳幼児等の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供
- (2) 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関する事
- (3) 子育てに関する情報の収集及び提供に関する事
- (4) 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関する事
- (5) 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関する事
- (6) 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関する事（「横浜子育てサポートシステム事業実施要綱」に基づく事業をいう。）
- (7) 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関する事
- (8) その他子育て支援として、区長が必要と認める事業

（実施施設）

第4条 本事業は、区長が実施をするに相当と認める施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

- 2 実施施設は、横浜市西区が既存の建築物を賃借し、運営者が改修する等により確保するものとする。
- 3 実施施設には、次の各号に掲げる機能を確保するものとする。
 - (1) 乳幼児等が安全に遊ぶことができ、また養育者が相互に交流できる機能
 - (2) 乳児のために、他の利用者の利用の妨げとならないよう授乳、おむつ交換等ができる機能

- (3) 子育てに関する相談が必要な者に対し、そのプライバシーの保護に配慮し、相談が可能な機能
- (4) 子育てに関する情報が必要な者が、その情報を容易に得ることができ、また利用者同士が相互に情報交換ができる機能
- (5) 子育てに関する支援活動を行う者が相互に交流し、また情報交換、打合せなどができる機能
- (6) 子育てに関する支援活動を行う者の育成のため、講座等の実施が可能な機能
- (7) その他区長が必要と認める機能

4 実施施設の床面積の合計はおおむね250㎡とする。ただし、前項各号に掲げる機能を一の建築物内に確保することが困難な場合には、二以上の建築物内に分けて、これらの機能を確保することができる。

5 実施施設は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう、原則として別表に定める基準を満たすものとする。

(事業の実施時間)

第5条 実施事業は原則として、土曜日及び日曜日のいずれか1日又は両日を含めて週5日以上実施するものとし、休業する曜日を設ける場合には、あらかじめ曜日を定め、休業日として定めなければならない。

2 前項の規定に基づき定めた休業日の他に、次の各号に掲げる日は休業日とすることができる。ただし、当該休業日が前項の規定に基づき定めた休業日にあたる場合は、翌日が実施日であった場合には、その日を休業日とすることができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く）

3 事業の実施時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

4 前3項の規定に関わらず、天災地変などその他委託契約締結後に生じたやむを得ない事情で休業する必要がある等区長が必要と認めたときは、実施日及び実施時間を変更し、休業日及び実施時間外に事業を実施し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(対象者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、事業に参加することができる。

(1) 原則として市内に居住する就学前児童及びその養育者

(2) 原則として市内に居住する子育てに関する支援活動を行う者（支援活動を始めようとするものを含む。ただし、営利を目的とした活動を行う者を除く。）

(3) その他特に区長が必要と認めた者

(守秘義務)

第7条 本事業に関わる者は、利用者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由なく業務上・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(参加料)

第8条 実施事業の参加料は、無料とする。ただし、催事、講習・講座等の実施に係る実費等で、特定の個人の利用に係る経費を、運営者が利用者から徴収することは妨げない。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年6月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年11月19日から施行する。ただし、第3条第7号については、平成28年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第4条第5項）

施 設	説 明
ア 出入口	(屋外) 屋外への出入口の幅は90cm以上とすること 屋外への出入口は車いす使用者等が通過しやすいものとし、前後に高低差がないこと
	(屋内) 出入口の幅は80cm以上とすること
イ 階段	両側に手すりを設けること けあげの寸法は、18cm以下とすること 踏面の寸法は、26cm以上とすること
ウ 便所	出入口の幅は80cm以上とすること 車椅子使用者用便所又はその他の便所を設ける場合には、そのうちそれぞれ1か所以上には、手すりを設けること
エ その他	施設内部には、段差部分がないこと

横浜子育てサポートシステム事業実施要綱

制 定 平成 12 年 3 月 28 日

最近改正 令和元年 6 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、横浜子育てサポートシステム（ファミリー・サポート・センター）事業による市民相互の子育て援助活動（以下「援助活動」という。）に関し必要な事項を定めることにより、地域における子育て支援の推進を図るとともに、子育て中の働く人が仕事と育児を両立できる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における定義は次のとおりとする。

(1) 横浜子育てサポートシステム事業

児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）に定める子育て援助活動支援事業をいう。

(2) 提供会員

子育ての援助を行うことを希望する者

(3) 利用会員

子育ての援助を受けることを希望する者

(4) 両方会員

(2)と(3)を兼ねる者

(5) 本部事務局

本市に 1 か所設置し、第 3 条第 1 項第 1 号に定める業務を行う。

(6) 区支部事務局

行政区に 1 か所設置し、第 3 条第 1 項第 2 号に定める業務を行う。

(業務内容)

第 3 条 本部事務局及び区支部事務局は、次の各号に掲げる業務を行う。また、業務を行う職員をそれぞれ配置する。

(1) 本部事務局

ア 会員の登録・管理に関すること

イ 補償保険に関すること

ウ 提供・両方会員の研修に関すること

エ 区支部事務局への助言及び支援に関すること

オ 広報・会報に関すること

カ その他、市全体の総括に関すること

キ 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に関し必要と認められること

(2) 区支部事務局

ア 入会説明に関すること

イ 援助活動の調整に関すること

ウ 会員の交流に関すること

エ 会員の募集に関すること

オ 関係機関等との連絡調整に関すること

カ 本部事務局業務の補助に関すること

キ 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に関し必要と認められること

(事業の運営主体)

第4条 この事業の運営は、横浜市が次の各号に定める者に委託して実施するものとする。

(1) 本部事務局業務

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に委託して実施する。

(2) 区支部事務局業務

各区が委託して実施する地域子育て支援拠点事業の運営者に対し、当該拠点事業の一部として委託し、実施する。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、所定の手続きに従い、提供会員、利用会員又は両方会員として承認を受けなければならない。

2 会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1) 横浜市内に居住していること

(2) 入会説明を受けた者

(3) 提供会員にあっては、子育て支援に熱意と理解があり、安全に子どもを預かることができる満20歳以上の健康な者であって、子育て支援員研修地域保育コース(ファミリー・サポート・センター事業)又は、本部事務局又は区支部事務局が実施する研修を受講した者とする。ただし、本部事務局が同様の研修を終了したと認める者については、研修の一部を免除することができる。

(4) 利用会員にあっては、原則として生後57日以上で小学校6年生までの児童を持つ者とする。

3 提供会員と利用会員は、これを兼ねることができ、両方会員とする。

4 入会を承認したときは、会員として登録し、会員証を発行するものとする。

(会員の資格喪失)

第6条 会員は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失する。

(1) 退会の申出をしたとき

(2) 前条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき

(3) 死亡したとき

2 次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

(1) 会員としてふさわしくない行為があったとき

(2) 会員が次条に定める義務に違反したとき

3 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(会員の義務)

第7条 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動を通じて知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。

(2) 援助活動を通じて物品の販売若しくはあつ旋又は宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。

2 提供会員又は両方会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動中の児童の安全確保に努めなければならない。

(2) 援助活動中の児童に異常を認めるときは、利用会員又は両方会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとるものとする。

(援助活動の内容)

第8条 提供会員又は両方会員が行う援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通院、残業等、保護者の都合により一時的に子どもを預かること
 - (2) 保育所、幼稚園等（以下「保育施設等」という。）への送迎を行うこと
 - (3) その他子育て支援のために必要と認められる援助を行うこと
- 2 子どもを預かる場合は、会員の自宅、地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所において行うものとし、両会員間の合意により決定する。
 - 3 宿泊を伴う援助活動は行わないものとする。

（援助活動の時間）

- 第9条 援助活動は、原則として午前7時から午後7時までの間の必要な時間とする。ただし、これにより難しい場合はこの限りでない。
- 2 援助活動時間は、1回につき原則として1時間以上とし、1時間を超える場合は、30分を単位とする。
 - 3 援助活動時間は、次の各号に掲げる時間をいう。
 - (1) 子どもを自宅等で預かる場合は、提供会員又は両方会員が子どもを預かったときから、利用会員又は両方会員が子どもを迎えに来たときまでとする。
 - (2) 保育施設等への送迎の場合は、提供会員又は両方会員が子どもを預かったときから、保育施設等に送り届けたときまで及び保育施設等から預かり、利用会員又は両方会員へ引き渡したときまでとする。

（援助活動の調整）

- 第10条 利用会員又は両方会員は、援助活動を受けようとするときは、区支部事務局に対し、申し出るものとする。
- 2 区支部事務局は、利用会員又は両方会員から援助活動の申込を受けたときは、利用会員又は両方会員が希望する援助活動の内容、日時等必要事項を確認し、提供会員又は両方会員との調整を行うものとする。
 - 3 提供会員又は両方会員は、援助活動の実施後、活動の記録を記入し、利用会員又は両方会員の確認を受けなければならない。

（報酬等）

- 第11条 利用会員又は両方会員は、提供会員又は両方会員に対し、援助活動等の終了の都度、別に定める基準に従って報酬等を支払うものとする。

（保険）

- 第12条 本部事務局は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、会員を被保険者とした傷害保険、賠償責任保険及び児童傷害保険に加入する。

（会則）

- 第13条 本部事務局は、援助活動が円滑に行われるために、会則を定めなければならない。

（委任）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日一部改正）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 28 日一部改正）
この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日一部改正）
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 12 月 11 日一部改正）
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 22 日一部改正）
この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 3 日一部改正）
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日一部改正）
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 27 日一部改正）
この要綱は、平成 21 年 10 月 27 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 14 日一部改正）
この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日一部改正）
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 1 日一部改正）
この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

横浜子育てサポートシステム事業実施要領

平成13年	10月	1日	制定
平成14年	4月	1日	改正
平成16年	4月	1日	改正
平成16年	9月29日		改正
平成18年	4月	1日	改正
平成20年	3月31日		改正
平成21年	10月27日		改正
平成22年	6月30日		改正
平成24年	4月	1日	改正
平成27年	4月	1日	改正

(目的)

第1条 この要領は、横浜子育てサポートシステム事業（ファミリー・サポート・センター事業として行われるものを含む）による、市民相互の子育て援助活動（以下「援助活動」という。）に関し必要な事項を定めることにより、地域における子育て支援の推進を図るとともに、子育て中の働く人が仕事と育児を両立できる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「横浜子育てサポートシステム事業」とは、子育ての援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と子育ての援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）が会員となって行う会員相互による子育ての援助活動をいう。

(事業の運営主体)

第3条 この事業の運営は、横浜市から委託を受けた社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下「本部事務局」という。）と各区社会福祉協議会（以下「区支部事務局」という。）とが協働して実施するものとする。

(本部事務局の業務)

第4条 本部事務局は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 提供会員及び利用会員の登録・管理に関すること。
- (2) 補償保険に関すること。
- (3) 提供会員の研修会に関すること。
- (4) 地区リーダーへの指導・助言に関すること。
- (5) 広報・会報に関すること。
- (6) 援助活動の総合調整に関すること。
- (7) 関係行政機関等との連絡調整に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に関し必要と認められること。

(区支部事務局の業務)

第5条 区支部事務局は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 入会説明会に関すること。
- (2) 提供会員の研修会に関すること。
- (3) 会員の交流会に関すること。

- (4) 地区リーダーの委嘱と交流会に関すること。
- (5) 地区リーダーへの指導・助言に関すること。
- (6) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (7) 会員の登録・管理、広報関係、会報発行、その他事務の補助に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に関し必要と認められること。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、本部事務局の定める所定の手続きに従い、提供会員又は利用会員として本部事務局の承認を受けなければならない。

2 会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1) 横浜市内に居住していること。

(2) 提供会員にあっては、子育て支援に熱意と理解があり、安全に子どもを預かることができる満20歳以上の健康な者であって、本部事務局又は区支部事務局が実施する入会説明を受け、かつ本部事務局が実施する提供会員予定者研修を受講した者とする。

ただし、本部事務局が同様の研修を終了したと認める者については、研修の一部を免除することができる。

(3) 利用会員にあっては、原則として生後57日以上の子から小学校6年生までの児童を持つ者であって、区支部事務局が実施する入会説明を受けた者とする。

3 提供会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

4 本部事務局は、入会を承認したときは会員として登録し、会員証を発行するものとする。

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失する。

(1) 本部事務局に退会の申し出をしたとき。

(2) 横浜市外に転出したとき。

(3) 更新をせずに一定期間が過ぎたとき。

2 本部事務局は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

(1) 会員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 会員が次条に定める義務に違反したとき。

3 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(会員の義務)

第8条 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動を通じて知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。

(2) 援助活動を通じて物品の販売若しくはあつ旋又は宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。

2 提供会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動中の児童の安全確保に努めなければならない。

(2) 援助活動中の児童に異常を認めるときは、利用会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとるものとする。

(地区リーダー)

第9条 区支部事務局は、円滑な事務運営を図るため、一定の地域を単位とする会員グループを設け、当該グループ会員の統括及び援助活動の調整等を行うための地区リーダーを選任するものとする。

2 前項に定める地区リーダーを選任しない場合においては、本部事務局が横浜市と協議の

上別に定める者が、グループ会員の統括及び援助活動の調整等を行うものとする。

(援助活動の内容)

第10条 提供会員が行う援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通院、残業等、保護者の都合により一時的に子どもを預かること。
- (2) 保育所、幼稚園等(以下「保育施設等」という。)への送迎を行うこと。
- (3) その他区支部事務局が子育て支援のために必要と認める援助を行うこと。

2 子どもを預かる場合は、原則として提供会員の自宅において行うものとする。

3 宿泊を伴う援助活動は行わないものとする。

4 病児・病後児の援助活動は行わないものとする。

5 預かる子どもの人数は原則として一人とする。やむを得ず複数の子どもを預かる場合には、安全面に十分配慮すること。

(援助活動の時間)

第11条 援助活動は、原則として平日の午前7時から午後7時までの間の必要な時間とする。

ただし、これにより難しい場合はこの限りでない。

2 援助時間は、1回につき原則として1時間以上とし、1時間を超える場合は、30分を単位とする。

3 援助時間は、次の各号に掲げる時間をいう。

(1) 子どもを自宅で預かる場合は、提供会員が子どもを預かったときから、利用会員が子どもを迎えに来たときまでとする。

(2) 保育施設等への送迎の場合は、提供会員が子どもを預かったときから、保育施設等に送り届けたときまで及び保育施設等から預かり、利用会員へ引き渡したときまでとする。

(援助活動の調整)

第12条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、地区リーダーに対し、その申込みをするものとする。

2 地区リーダーは、利用会員から援助活動の申込みを受けたときは、利用会員が希望する援助活動の内容、日時等必要事項を確認し、提供会員との調整を行うものとする。

3 提供会員は、援助活動の実施後、活動の記録を記入し、利用会員の確認を受けなければならない。

(報酬等)

第13条 利用会員は、提供会員に対し、援助活動及び援助活動のために必要な事前の協議の終了の都度、別に定める基準に従って報酬等を支払うものとする。

(保険)

第14条 会員を兼ねる者は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、協議会を通じて傷害保険、賠償責任保険及び児童傷害保険に一括加入する。

(会則)

第15条 本部事務局は、援助活動が円滑に行われるために、会則を定めなければならない。

(運営の特例)

第16条 本部事務局は、第3条の規定に関わらず、横浜市が必要と認める場合には、横浜市が委託して実施する地域子育て支援拠点事業の運営者(以下「拠点事業運営者」という。)と協働して、本事業を運営するものとする。

2 第1項の運営に当たっては、本要領の規定について、別表1の条項欄に掲げる規定中、

同表読み替え前の字句欄に掲げる字句は、第1項に該当する場合にあっては同表第1項欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。また、第5条第1項第4号及び第5号並びに第9条の規定については、これを適用しない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日 一部改正）

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日 一部改正）

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月29日 一部改正）

1 この要領は、平成16年11月1日から施行する。ただし、別に定める基準のうち報酬に係わる改正規定は、平成16年10月31日から施行する。

附 則（平成18年4月1日 一部改正）

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日 一部改正）

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月27日 一部改正）

1 この要領は、平成21年10月27日から施行する。

附 則（平成22年6月30日 一部改正）

1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日 一部改正）

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日 一部改正）

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

条項	読み替え前の字句	第 1 項
第 5 条第 1 項	区支部事務局	拠点事業運営者
第 5 条第 1 項第 1 号	入会説明会	入会説明
第 6 条第 2 項第 2 号及び第 3 号	区支部事務局	拠点事業運営者
第 1 0 条第 1 項第 3 号	区支部事務局	拠点事業運営者
第 1 2 条第 1 項及び第 2 項	地区リーダー	拠点事業運営者

横浜子育てサポートシステムの報酬等に関する基準

平成27年4月1日改正

横浜子育てサポートシステム事業実施要領第13条の規定に基づく報酬等の基準を次のように定める。

1 援助活動報酬の額の基準

子ども1人あたりの援助活動報酬の額の基準は、次のとおりとする。

区 分	報 酬 の 額
月曜日から金曜日までの 午前7時から午後7時まで	1時間あたり 800円
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 並びに上記の時間帯以外の時間	1時間あたり 900円

(1) 援助時間が1時間未満のときは1時間とし、1時間を超えて端数があるときは、その時間が30分までの場合は上表に規定する1時間当たりの金額の半額とし、30分を超える場合は1時間当たりの金額とする。

(2) 援助活動が月曜日から金曜日までの午前7時と午後7時をまたぐ場合、その時刻を含む1時間は900円とする。

※(例) 援助時間が平日の午前6時45分から午前8時15分までの場合：1,300円

<算定根拠> ① 6:45～7:45 → 900円

② 7:45～8:15 → 800円×1/2 = 400円

①+② = 1,300円

(3) 援助活動が月曜日から金曜日までの午前7時と午後7時をまたいでいない場合、その間の報酬は、1時間800円とする。

※(例) 援助時間が平日の午後6時15分から午後7時までの場合：800円

<算定根拠> 18:15～19:00 → 800円

援助時間が1～60分の場合は1時間分の報酬額を支払うが、

実際の活動は午後7時をまたいでいないため、800円とする。

(4) 利用会員が複数の子どもを預ける場合における報酬の額で、それらの子どもが兄弟姉妹の場合には、2人目以降の報酬の額は上表に定める金額の半額とする。

※(例) 1人の提供会員が、5歳の兄と3歳の妹を、平日の午後1時から午後3時まで同時に預かる場合：2,400円

<算定根拠> ① 5歳の兄に係る報酬の額 800円×2 = 1,600円

② 3歳の兄に係る報酬の額 800円×1/2×2 = 800円

①+② = 2,400円

(5) 利用会員が援助活動の依頼を取り消す場合における報酬の額の基準は、次のとおりとする。

- ア 利用予定日の前日の午後7時までに申し出たとき 無料
- イ 利用予定時刻前までに申し出たとき 利用予定時間の報酬の額の半額
- ウ 利用予定時刻前までに申し出をせず、
利用しなかったとき 利用予定時間の報酬の額の全額

(6) 習い事先等への送迎活動で、子どもと直接関わっていない間の待機時間の取り扱いについて、援助活動の一環として見なす目安は、次のとおりとする。

- ア 習い事先等で保護者の見守りが必要な場合
- イ 習い事先等への移動に時間がかかり、一度帰宅すると迎えが間に合わない場合
- ウ 習い事先等への移動に時間がかかり、一度帰宅すると迎えには間に合うが提供会員に負担が大きい場合

いずれも習い事先の近辺での待機を前提とする。

2 実費

利用会員は、援助活動及び事前の協議に要した次の費用を提供会員に支払うものとする。

- (1) 子どもの送迎及び援助活動場所への移動等に係る交通費
- (2) 提供会員が用意した飲食物、おむつ等の費用
- (3) 援助活動のために必要な事前の協議に係る交通費

3 自家用車を使用する場合の実費の取扱い

- (1) 自家用車に子どもを乗せ、送迎等の援助活動に使用する場合
 - 2(1)に定める実費のうち、自家用車の使用に係るものの授受はできないものとする。
- (2) 自家用車に子どもを乗せず、単に援助活動場所への移動等に使用する場合
 - 2(1)の定めに従い実費を支払うものとし、金額は横浜市営バスの均一区間運賃に準じて、提供会員と利用会員が協議し、決定するものとする。

4 援助活動前後の移動時間の取り扱い

援助活動の前後での移動時間の合計が1時間を越える場合、会員間の協議により、援助活動の報酬とは別に、その他報酬として、授受することができる。

5 支払方法

利用会員は、報酬及び実費を、その日の援助活動終了後、すみやかに提供会員に直接支払うものとする。

横浜子育てサポートシステム会則

(目的)

第1条 この会則は、子育ての援助を行うことを希望する者と子育ての援助を受けることを希望する者が会員として登録し、会員同士の信頼関係のもとに、会員相互による子育ての援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことを通して、地域における子育て支援の推進を図るとともに、子育て中の働く人が仕事と育児を両立できる環境を整備することを目的とする横浜子育てサポートシステム事業（以下「サポートシステム」という。）の活動に必要な事項を定める。

(事業の運営主体)

第2条 サポートシステムの運営は、横浜市から本部事務局業務の委託を受けた社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（横浜市中区桜木町1-1）及び区支部事務局業務の委託を受けた各区の地域子育て支援拠点事業の運営者が実施する。

(本部事務局の業務内容)

第3条 本市に1か所本部事務局を設置し、主として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会員の登録・管理に関すること。
- (2) 補償保険に関すること。
- (3) 提供会員の研修に関すること。
- (4) 区支部事務局への助言及び支援に関すること。
- (5) 広報・会報に関すること。
- (6) その他、市全体の総括に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、サポートシステムの目的の達成に関し必要と認められること。

(区支部事務局の業務内容)

第4条 行政区に1か所区支部事務局を設置し、主として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入会説明に関すること。
- (2) 援助活動の調整に関すること。
- (3) 会員の交流に関すること。
- (4) 会員の募集に関すること。
- (5) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (6) 本部事務局業務の補助に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、サポートシステムの目的の達成に関し必要と認められること。

(会員)

第5条 子育ての援助を行うことを希望する者及び子育ての援助を受けることを希望する者は、サポートシステムの会員であって、サポートシステムの趣旨・目的を理解し、かつ、次の要件を満たす者とする。

- (1) 横浜市内に居住していること。
- (2) 子育ての援助を行うことを希望する者でサポートシステムの会員として登録をする者（以下「提供会員」という。）にあつては、子育て支援に熱意と理解があり、安全に子どもを預かることのできる満20歳以上の健康な者であること。
- (3) 子育ての援助を受けることを希望する者でサポートシステムの会員として登録をする者（以下「利用会員」という。）にあつては、原則として生後57日以上から小学校6年生までの児童を持つ者で

あること。

2 提供会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

(会員の登録)

第6条 提供会員又は利用会員として活動しようとする者は、本部事務局にサポートシステム入会申込書(第1号様式)を提出し、登録の承認を受けなければならない。

2 会員の登録にあたっては、あらかじめ、本部事務局又は区支部事務局が実施する入会説明を受けなければならない。なお、入会説明を受けた日から1年以上経過した場合には、登録にあたって再度、入会説明を受けなければならない。

3 提供会員として登録を希望する者は、入会説明を受けてから登録するまでに、子育て支援員研修地域保育コース(ファミリー・サポート・センター事業)又は、本部事務局又は区支部事務局が実施する研修を修了しなければならない。ただし、本部事務局が同程度の講習等を修了したと認める者については、その一部を免除されるものとする。

4 会員の登録の承認があった会員に対しては、会員証(第2号様式)を発行する。

5 会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、すみやかに、会員登録変更届(第3号様式)を本部事務局に提出しなければならない。

6 会員は、毎年度決められた期限までに、本部事務局が定めた手続きの方法で更新を行わなければならない。

(保険への加入)

第7条 会員は、援助活動中の事故等に対応するため、傷害保険、賠償責任保険及び児童傷害保険に加入するものとし、その事務は本部事務局において処理する。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届(第4号様式)により、その旨を本部事務局に届け出なければならないものとする。

(再入会)

第9条 一度、退会した会員が再び、入会を希望する場合は、第6条第1項に基づき会員の登録を再度、行わなければならない。ただし、退会した日から1年以内であれば、第6条第2項に定める入会説明及び同条第3項に定める研修を免除することができる。

(会員の義務)

第10条 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動を通じて知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らさないこと。

(2) 援助活動を通じて物品の販売若しくはあつ旋又は宗教活動若しくは政治活動等を行わないこと。

2 提供会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動中の児童の安全確保に努めること。

(2) 援助活動中の児童に異常を認めるときは、利用会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとること。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 第5条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

- (3) 死亡したとき。
- (4) 前条に定める会員の義務に違反したとき。
- (5) 更新をせずに一定期間が過ぎたとき。
- (6) 会員としてふさわしくない行為があったとき。

2 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(援助活動の内容)

第12条 援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通院、残業等保護者の事情等の都合により、一時的に子どもを預かること。
- (2) 保育所、幼稚園等（以下「保育施設等」という。）への送迎を行うこと。
- (3) その他子育て支援のために必要と認められる援助を行うこと。

2 子どもを預かる場所は、原則として提供会員の自宅において行うものとするが、提供、利用会員双方の合意があればこの限りではない。

3 子どもの宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

4 病児・病後児の援助活動は行わないものとする。

5 預かる子どもの人数は原則として一人とする。やむを得ず複数の子どもを預かる場合には、安全面に十分配慮すること。

(援助活動の時間)

第13条 援助活動は、原則として、午前7時から午後7時までの間の必要な時間とする。ただし、これにより難い場合はこの限りでない。

2 援助活動時間は、1回につき原則として1時間以上とし、1時間を超える場合は、30分を単位とする。

3 援助活動時間は、次の各号に掲げる時間の範囲をいうものとする。

(1) 子どもを自宅等において預かる場合は、提供会員が子どもを預かったときから、利用会員が子どもを迎えに来たときまで

(2) 保育施設等への送迎の場合は、提供会員が子どもを預かったときから、保育施設等に送り届けたときまで、及び、提供会員が子どもを保育施設等から預かったときから利用会員へ引き渡したときまで

(援助の申込み)

第14条 利用会員が援助を受けたいときは、第4条に定める区支部事務局に対して申し出るものとし、必要とする援助の条件に合う提供会員の紹介を受けるものとする。

2 利用会員は、援助の内容等について、前項の規定により紹介を受けた提供会員とあらかじめ協議し、合意しておくものとする。

3 利用会員は、援助活動開始後においては、原則として、依頼内容の変更等を求めてはならないものとする。

(援助活動の記録)

第15条 提供会員は、援助活動が終了したときは、活動の記録を援助活動報告書兼領収証（第5号様式）に記録し、利用会員の確認を受けるものとする。

2 提供会員は、前項の援助活動報告書兼領収証の写しを1か月に1回、援助活動を実施した翌月の5日までに区支部事務局に提出しなければならない。

3 区支部事務局は前項の援助活動報告書兼領収証を集計し、翌々月の15日までに本部事務局に実績を報告するものとする。

(報酬等)

第16条 利用会員は援助活動の終了後直ちに、提供会員に対して、定められた基準・方法に従って報酬等を支払わなければならない。

2 利用会員は第14条第2項の規定により行われる協議後直ちに、提供会員に対して、定められた基準・方法に従って交通費を支払わなければならない。

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は要綱または要領に定める。

附則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附則(平成13年10月 一部改正)

この会則は、平成13年10月1日から施行する。

附則(平成14年4月 一部改正)

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

附則(平成16年4月 一部改正)

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附則(平成16年10月 一部改正)

この会則は、平成16年10月31日から施行する。

附則(平成18年4月 一部改正)

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成20年3月 一部改正)

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成21年10月 一部改正)

この会則は、平成21年10月27日から施行する。

附則(平成22年6月 一部改正)

この会則は、平成22年7月1日から施行する。

附則(平成24年4月 一部改正)

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月 一部改正）

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年7月 一部改正）

この会則は、平成29年7月1日から施行する。

横浜市版子育て世代包括支援センターの基本的な考え方

平成 31 年 3 月

横浜市こども青少年局

はじめに

ライフスタイルが変化する中で、少子化や日常生活の中での地域とのつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く状況も大きく変化しています。また、平成 30 年度に実施した「子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」によると、約 75%の人が「子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない」と回答しています。こうした状況において、子育てを全て家庭にゆだねるのではなく、子育てに関わる機関や施設、地域が、連携・協力して支えることが、これまで以上に重要となっています。

こども青少年局では、産まれる前から青少年期までの全てのこども・青少年に対して、切れ目のない総合的な施策の実施に重点を置いて取り組んでおります。そうした中で、区役所、地域子育て支援拠点など、子育てに関わる人や機関がより一層連携して、個々の妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら、様々な育児負担の軽減や虐待の予防等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をより一層充実させていく必要があると考えております。本市では、長年にわたり、区役所と地域子育て支援拠点が、「専門的な知見」「当事者目線」の視点を活かし、子育て支援を行ってきました。両者の目的共有や、情報の共有・事業の連携等は、協働契約を基本に、すでに一体的・効果的に展開が図られています。「横浜市版子育て世代包括支援センター」では、この両者の連携・協働関係を基盤として事業展開し、全ての子育て家庭や妊産婦が安心して子どもを産み育てられる環境を整えていきたいと考えています。

この度、横浜市版子育て世代包括支援センターの本格実施に向け、「横浜市版子育て世代包括支援センターの基本的な考え方」をまとめました。今後、この考え方を基本として展開していきますが、子育てをめぐる状況や支援のあり方は日々変化し、柔軟に対応することが求められます。必要に応じて、この基本的考え方をブラッシュアップし、常にその時、その時の親子にとって最善の支援の提供に努め、横浜で生まれ育つ全ての子どもたちが、健やかに成長できるよう取り組んでいきます。

最後になりましたがまとめにあたり、横浜市版子育て世代包括支援センターあり方検討会、また 18 区福祉保健センターこども家庭支援課や地域子育て支援拠点の皆さんからも現場からの視点で多くの貴重なご意見を出していただきましたことを厚く御礼申し上げます。

目次

1	子育て世代包括支援センターの概要	P. 1
	(1) 子育て世代包括支援センターの法定化	
	(2) 子育て世代包括支援センターの概要	
2	横浜市の施策・体制の特徴	
	～安心・安全な妊娠・出産・子育てに向けたこれまでの取組～	P. 4
	(1) 横浜市の母子保健の取組経過	
	(2) 区こども家庭支援課の組織と役割	
	(3) 地域子育て支援拠点の特徴	
3	横浜市版子育て世代包括支援センターの概要	P. 7
	(1) 実施体制	
	(2) 対象者	
4	横浜市版子育て世代包括支援センターの取組姿勢	P.11
	(1) 目指す支援の姿（充実させていく支援）	
	(2) 国の示す必須項目ごとの取組の方向性	
	＜子育て世代包括支援センターにおける連携と情報共有の基本的考え方（留意事項）＞	
【資料】		
	横浜市の子育て世代を取り巻く現状と課題	P.29
	横浜市版子育て世代包括支援センターあり方検討会開催概要	P.36

1. 子育て世代包括支援センターの概要

(1) 子育て世代包括支援センターの法定化

核家族化や、地域のつながりが希薄化する中、妊産婦や母親の孤立感、負担感が増加していることが全国的に大きな課題となっていました。それに対し、妊産婦や子育て家庭への支援は、様々な機関や制度によって縦割りになりがちで連携が不十分であり、支援が分断され切れ目が生じていると指摘されていました。

こうした中、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」の重要性が一層高まり、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）」において母子保健法第 22 条が改正され、市町村は「子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター）」の設置に努めることとされました。さらに、「ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）」においては、平成 32 年度末までに全国展開を目指し取り組むことが掲げられました。

(2) 子育て世代包括支援センターの概要（国の方針）

子育て世代包括支援センターは、① 主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、② 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、③ 必要に応じて支援プランの策定や、④ 地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としています。

また、その要件として、

ア 妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して切れ目なく支援すること、

イ ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要な支援を円滑に利用できるよう、きめ細かく支援をすること、

ウ 地域の様々な関係機関とネットワークを構築し、必要に応じ地域資源の開発を行うことの三点が示されています。

すなわち、子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産・子育てに関するリスクの有無に関わらず、全ての妊産婦・乳幼児等を対象にポピュレーションアプローチを行い、予防的な支援を行うとともに、子育て世代包括支援センターが中枢となって、関係機関や地域資源と連携を図ることにより、妊産婦や子育て家庭に対し、ワンストップで切れ目なく必要な支援を提供する体制を構築することであり、各自治体においては、子ども・子育て支援法による「利用者支援事業」（基本型、母子保健型）や市町村保健センター等を地域の実情に合わせて組み合わせ、事業展開していくこととなりました。

また、子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童及び要保護児童等に対しては、支援が必要な子どもとその家庭の相談支援を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」と連携し、切れ目のない支援を一体的に実施することとされました。

子育て世代包括支援センターの理念

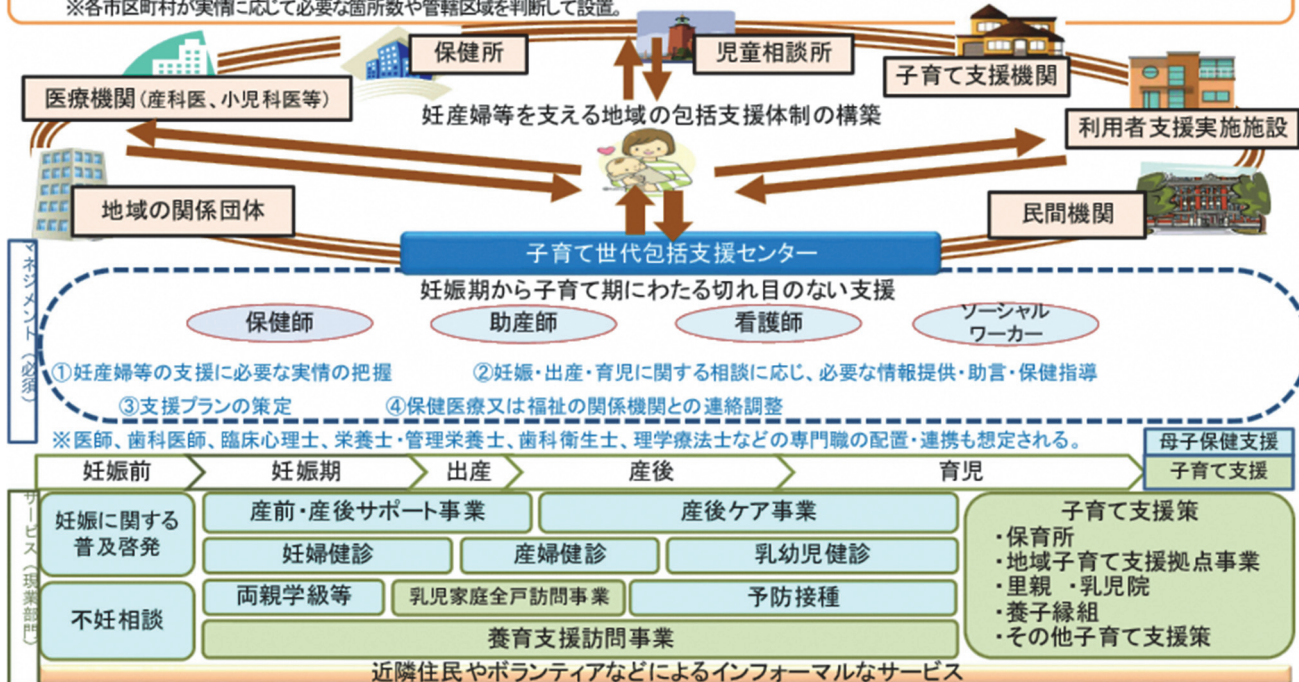
- 乳幼児が親への信頼を実感し安定的な発達を享受できることは、健全な心身の根幹をはぐくみ、幼少期だけでなく成人後の健康リスクをも下げる。乳幼児期に不適切な環境で過ごす場合、子へのダメージにとどまらず、虐待などの世代間連鎖のリスクにもつながりやすいとの指摘もある。こうした乳幼児精神保健及び脳神経科学の知見と成育の理念を踏まえ、センターは、利用者の目線での支援の継続性と整合性を確認し、支援の効果が高まるよう、支援者と子育て家族との信頼関係を醸成する。
- 子育ては、家庭や地域での日々の暮らしの中で行われるものであり、母子保健や子育て支援施策等の専門領域ごとに分断されるものではない。また、妊産婦や乳幼児、その家庭の状況は経過によって変わるものである。この認識に立って、センター運営による「包括的な支援」を通じて、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者の生活の質の改善・向上や、胎児・乳幼児にとって良好な成育環境の実現・維持を図ることが重要である。

(厚労省「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」P2より)

子育て世代包括支援センターの全国展開

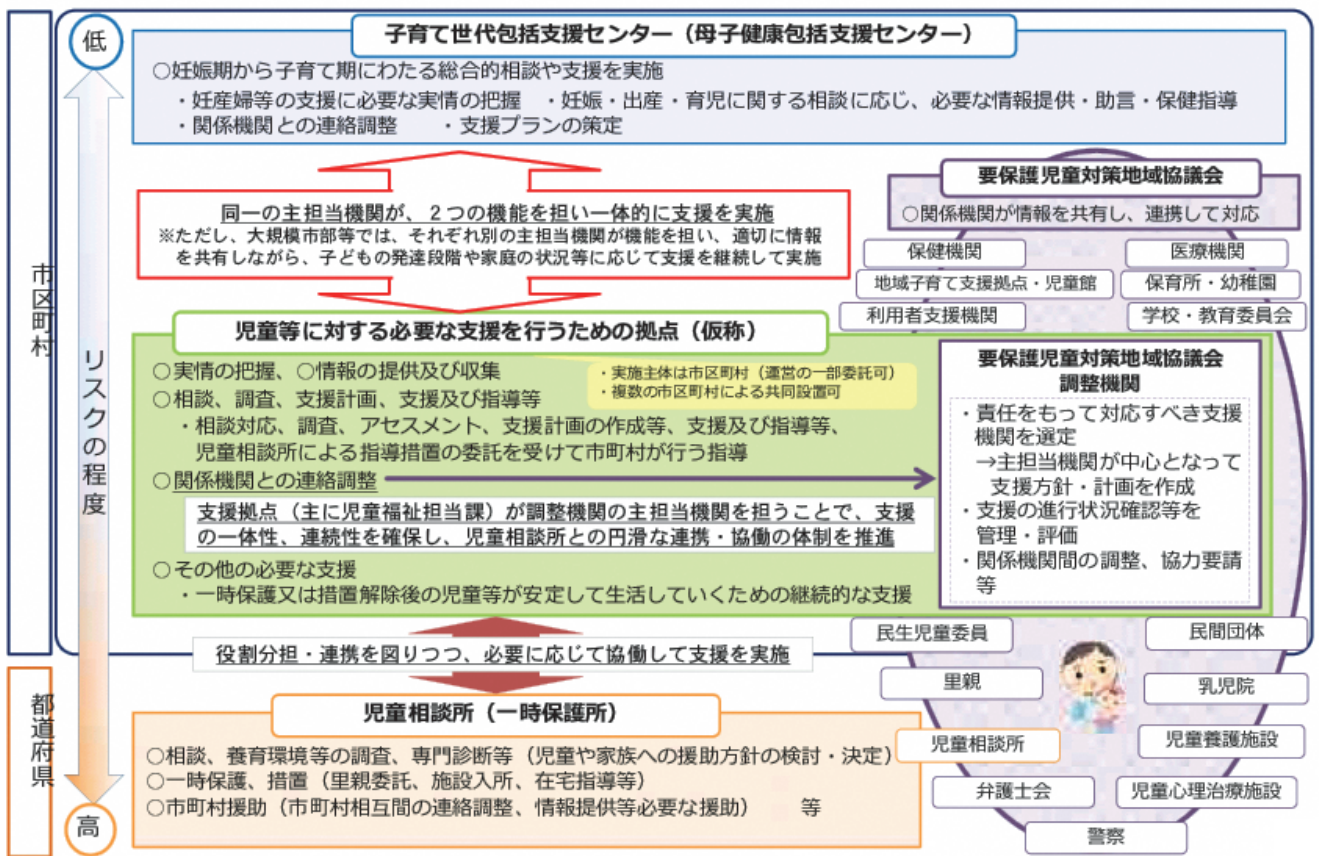
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
 - 実施市町村数:525市区町村(1,106か所)(平成29年4月1日現在) ➢ 平成32年度末までに全国展開を目指す。

※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



(厚生労働省資料より)

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ案）



「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため、平成30年12月に、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）が策定されました。

新プランは、「暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指す」とされ、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」について、2022年度までに全市に設置し、「子育て世代包括支援センター」との一体的な設置について、効果的な取組が実施できる仕組みを構築することが盛り込まれました。

横浜市においても、中期4か年計画（2018～2021）において、横浜市版子育て世代包括支援センターの機能確立を図る（政策23）とともに、支援が必要な子どもとその家庭の相談支援を行う、子ども家庭総合支援拠点機能を検討すること（政策30）としています。

2. 横浜市の施策・体制の特徴

～安心・安全な妊娠・出産・子育てに向けたこれまでの取組～

(1) 横浜市の母子保健の取組経過

本市では、昭和40年(1965年)の母子保健法制定前から、妊産婦の保健指導、母親教室、乳幼児保健指導等を行ってきました。昭和38年に「3歳児健康診査」が全区(鶴見・神奈川・西・中・南・保土ケ谷・磯子・金沢・港北・戸塚)で開始されました。障害児の早期発見・対応として、健診もれ・発見もれ・対応もれの3つをなくすことを柱に、健診後のフォローアップ体制(経過健診、心理発達相談、親子教室等)を構築し、全ての子どもに発達の保障を、全ての親に必要な支援を行うことを目的に、乳幼児健康診査事業を実施してきました。また、「障害児地域総合通園施設構想」に基づき、昭和60年(1985年)に南部地域療育センターが第一号として開所、現在では横浜市総合リハビリテーションセンターと地域療育センター8館が設置され、早期療育システムが整備されています。

もう一つの特徴として、本市では、保健師と共に、助産師等が相談、予防接種、健診等に従事し、母子保健事業を担ってきました。特に助産師が各区に配置されていることで、思春期保健から妊産婦、更年期等女性のライフサイクルに対応して事業を実施しています。

それらを素地に、本市では、平成22年度から母子健康手帳交付時に看護職による全数面接ができる体制を整え、平成24年度には母子保健システムが稼働、支援に関する情報の効率的な活用が可能となり、また、出産・子育ての不安を軽減するために提供できるサービス(産前産後ヘルパー事業、育児支援家庭訪問事業、産後母子ケア事業等)についても、ニーズや支援上での必要性からサービス内容等を見直し、個別の支援の充実を図ってきました。

また、平成28年の母子保健法の改正において地方公共団体の責務として、母子保健施策が「乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意」し、「母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。」と明記され、母子保健の重要性が高まっています。

一方、本市は人口の流動性が高く、少子化の急激な進行、核家族化や近隣とのつながりの希薄化、妊娠・出産後も働く女性の増加等が進む中、近所に相談できる人がいない、子育てをする仲間がいないという人も少なくありません。ライフスタイルや社会背景が変化する中、主に第1子を対象とした母親(両親)教室や母子訪問(新生児訪問)、地域育児教室を通じた仲間づくり、子育てサークルの育成や自主活動の支援、障害児と養育者への個別支援から親同士がつながり支えあえる地域訓練会等への支援等、母子保健活動を通して、子育てしやすい地域づくりにも取り組んでいます。

(2) 区こども家庭支援課の組織と役割

「横浜市福祉保健センター業務運営指針」では、こども家庭支援課の運営目標として「家庭を取り巻く様々な生活課題への対応や妊娠・出産から子育てまでを安心して行うために、福祉・保健等の一体的なサービスを提供し、医療や教育等関連分野とも連携を図りながら、児童虐待の防止、切れ目のない子育て支援、発達支援及び家庭支援を行う」などが掲げられています。

また、役割として「乳幼児健康診査や子どもと家庭に関する福祉保健相談、各種事業の実施をはじめ、地域や専門機関等との連携により、身体障害児、知的障害児を含めた児童への福祉保健サービスの提供を行うとともに、出産・子育てから保育、学齢期、児童虐待、女性への暴力など家庭を取り巻く様々な課題に対応すること、児童相談所とともに、地域における子どもと家族への相談支援体制の中核を担う行政機関としての役割を担っていく」とされ、多くの職種がそれぞれの専門性を活かしながら、組織的な個別支援を行っています。

区と児童相談所との連携による相談支援体制の構築や、要保護児童対策協議会による地域の関係機関との連携を図り、母子保健分野・福祉分野を包括して、支援を要する妊婦、こども、その養育者に相談支援を行い、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の強化を行ってきました。

本市では、子ども・子育て支援法で規定される前から保育所の待機児童対策の一つとして保育コンシェルジュ(現：保育・教育コンシェルジュ)が配置され、同じ課の中で保育施設の入所事務や児童手当等の事務を所管しています。虐待やDV等の福祉的支援が必要な場合、連携が取れる機構となっています。

また、地域子育て支援拠点事業を中心に、地域の子育て資源とのネットワークづくりや子育てパートナーによる相談支援等も含め、地域の子育て支援にも取り組んでいます。

横浜市における妊娠期から子育て期の支援体制(主要事業・関係機関の概観)

※注意…この図は、横浜市における妊娠期からの子育て家庭への支援体制の概略をイメージ図化したものであり、全ての施策や事業、関係機関等を網羅しているものではありません。



(3) 地域子育て支援拠点の特徴

ア 多機能型の地域子育て支援拠点

本市の地域子育て支援拠点事業（以下、拠点）は、平成18年3月に、5機能（居場所事業、相談事業、情報収集・提供事業、ネットワーク事業、人材育成事業）を持つ事業として開始しました。

拠点にネットワーク機能を持たせることで、区内の子育てに関する課題を、迅速かつ的確に解決することや、地域での新たな子育て支援に係る資源の開発も、拠点事業開始当初から役割としています。その後、横浜子育てサポートシステムの区支部事務局の各区拠点への移管（28年度完了）と、それに伴う横浜子育てサポートシステム専任コーディネーターの配置、さらに、利用者支援事業（基本型）を開始し、現在では、この2機能を加えた7機能を持つ事業として運営しており、まさしく、地域での子育て支援の中核を担う多機能型施設となっています。

この各機能を掛け合わせることで、よりきめ細やかで多様な支援へと繋げることができます。例えば、親が各機能を利用することで、個々の家庭のニーズを多面的に捉え、より適切な支援を検討することができます。また、把握したニーズをもとに必要な支援を生み出すにあたり、複数の機能を連動させた支援の展開を可能としています。さらに、拠点の利用を通じて支援に繋がる「支援の入口」としての役割、他の支援から拠点の利用に繋がる「支援の出口」としての役割も果たしています。このように、拠点の各機能の運営を充実させるだけでなく、機能間連携による多様な支援を可能としていることが、本市の特徴と言えます。

イ 区との協働事業としての位置づけ

拠点は区との協働事業の位置づけにあり、協働契約に基づいて実施しています。本市では協働事業の基本原則として「①対等 ②自主性尊重 ③自立化 ④相互理解 ⑤目的共有 ⑥公開」を尊重することとしており、拠点と区の関係もこれに則り、より良い関係を築き、高い効果を発揮することを目指しています。そのために、区と拠点の役割分担表を機能ごとに作成し、それを基本として事業を進めると同時に、区と拠点による定例会を行い、常に連携を取り、事業を進めています。さらに、毎年、両者で事業の振り返りを行うと共に、子育て家庭の現状、地域の実情、社会的なニーズに呼応した支援のあり方を共有し、その実施に取り組んでいます。

また、本市は規模が大きく、子育て家庭の状況や地域の実情等について、区ごとに差異があり、全市一律の支援方法・事業展開では、きめ細やかな支援が難しい状況にあります。そのため、各区拠点を運営する法人の強みを活かし、各区の特徴、地域の実情を捉えた区ごとの支援ニーズを反映させる形で事業展開しています。その中で、拠点が運営を通して把握した課題について、拠点発案で解決策を提示し、形にしていくことも可能としているところが、単なる委託契約での実施とは異なる点と言えます。行政だけではカバーしきれない部分において、親子にとって行政よりも身近である拠点が、子育て家庭の悩みや不安に気づき、継続的に寄り添い、必要な支援につなぐことができることが、本市の拠点の特徴です。

3 横浜市版子育て世代包括支援センターの概要

本市では、母子健康手帳交付時面接を初めとした妊産婦への保健指導、母子訪問、乳幼児健診等の母子保健での様々な支援に加え、地域の中での仲間づくりや自主活動化への支援、さらには産婦健診や産後母子ケア等による産前産後の個別支援の充実に先駆的に取り組んできました。また、地域子育て支援拠点事業を子育て当事者である市民との協働により展開し、地域の核として幅広い子育て支援を実施し、より身近なところで子育て家庭に継続的に寄り添い、必要な支援につなげられました。区福祉保健センターの福祉・保健の専門職による組織的な個別支援と、地域子育て支援拠点を中心とした地域の子育てに係るネットワークの中で、“妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援”の充実に努めてきました。

この度、近年の子育て世代をめぐる現状と課題を踏まえ、子育ての不安感・負担感が高まりやすいとされる妊娠初期から出産後の支援を特に重視し、「専門的な知見」、「当事者目線」の両面から、支援体制や機能を充実させるものとして、「横浜市版子育て世代包括支援センター」を展開することとなりました。それに伴い、保健医療及び福祉の関係機関との連携や、地域における子育て支援に関わる人や機関との連携をより一層進めていきます。

こうした取組により、子育てに関する課題を、地域の様々な人や団体と共有し、個々の家庭の困難な状況に寄り添う支援を充実するとともに、全ての妊産婦や子育て家庭が地域で見守られ、安心して子どもを産み育てられる地域づくりを目指します。

(1) 実施体制

ア 区福祉保健センターと地域子育て支援拠点の連携・協働

本市においては、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、長年にわたり、「専門的な知見」「当事者目線」の両方の視点を活かして、子育て支援を行ってきました。また、両者の目的共有や、情報の共有・事業の連携等は、協働契約を基本に、すでに一体的・効果的に展開が図られています。「横浜市版子育て世代包括支援センター」では、この両者の連携・協働関係を基盤として、事業展開していきます。両者が強みを活かして、個々の妊産婦や子育て家庭を支援するとともに、各々のもつネットワークを強化することにより、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりを目指します。

イ 妊娠期からの相談支援体制の強化（母子保健コーディネーターのモデル配置）

平成 29 年度より、区福祉保健センターに保健師・助産師等の看護職による母子保健コーディネーター（利用者支援事業母子保健型）をモデル配置し、母子健康手帳交付時面接で、これまで以上にきめ細かく妊婦と家族の実情を確認するとともに、個別の状況に応じた情報の提供や支援計画を立て、面接後も、電話かけや家庭訪問を行って継続的に相談に応じるなど、一人ひとりに寄り添った支援を行っています。

妊娠期から産後早期の時期を中心とした支援を拡充するとともに、妊産婦の実情やニーズを区と地域子育て支援拠点が共有し「専門的な知見」と「当事者目線」の視点を活かして効果的な事業展開を図るなど、横浜市版子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から出産、子育て期にかけて切れ目のない支援を充実させていきます。

(2) 対象者

子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産・子育てに関するリスクの有無に関わらず、予防的な視点を中心とし、すべての妊産婦、乳幼児とその養育者を対象とするポピュレーションアプローチ（※）を基本とします。

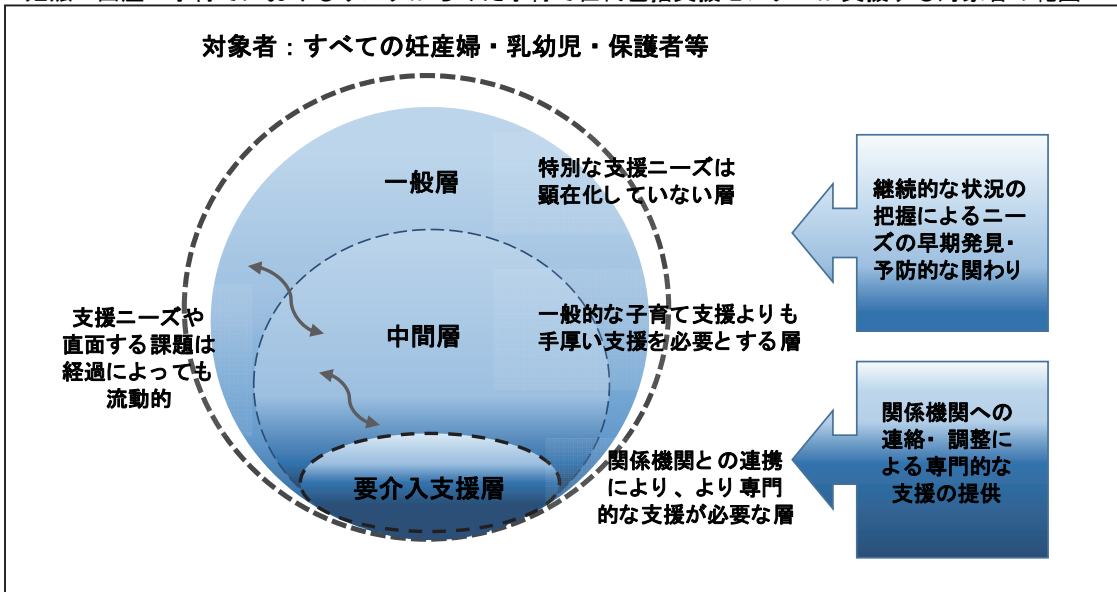
妊娠期から3歳児までの子育て期は、親子の愛着関係の形成や子どもの成長発達の基礎となる時期であると同時に、地域での繋がりの中で出産・子育てができる環境を整えることが重要です。また、乳幼児健診等の母子保健事業の中で全数を把握する機会があることから、重点を置いて支援します。

そうした中で、より専門的な支援を必要とする対象者を把握した場合には、地区担当保健師・社会福祉職、虐待対応調整チーム（要対協調整担当者）や児童相談所との連携によって対応します。なお、ある時点では支援を必要としない妊産婦や養育者も、不安を抱え、地域から孤立することがあります。子育て世代包括支援センターは、支援ニーズが顕在化していない人についても、経過によって直面する課題が変化し流動的であることから、十分な関心を継続的に向ける必要があります。

※ポピュレーションアプローチとは

「集団全体への働きかけ」を指し、母子健康手帳交付時の看護職による全数面接や妊産婦健診、母子訪問員による新生児訪問、乳幼児健診などが該当します。妊娠後期に全数の妊婦へのお便りの送付もこれに該当します。一方、ハイリスクアプローチとは「リスクの高い方を対象とした働きかけ」を指し、妊娠経過の中で安全な妊娠の継続や出産が危ぶまれる妊婦への関わり、未熟児訪問、不適切な養育環境にある子育て家庭への関わり、乳幼児健診後の経過健診等が該当します。

妊娠・出産・子育てにおけるリスクからみた子育て世代包括支援センターが支援する対象者の範囲

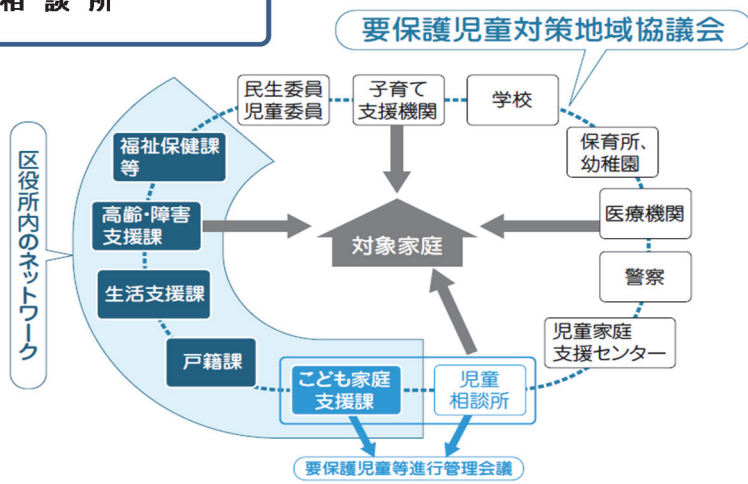
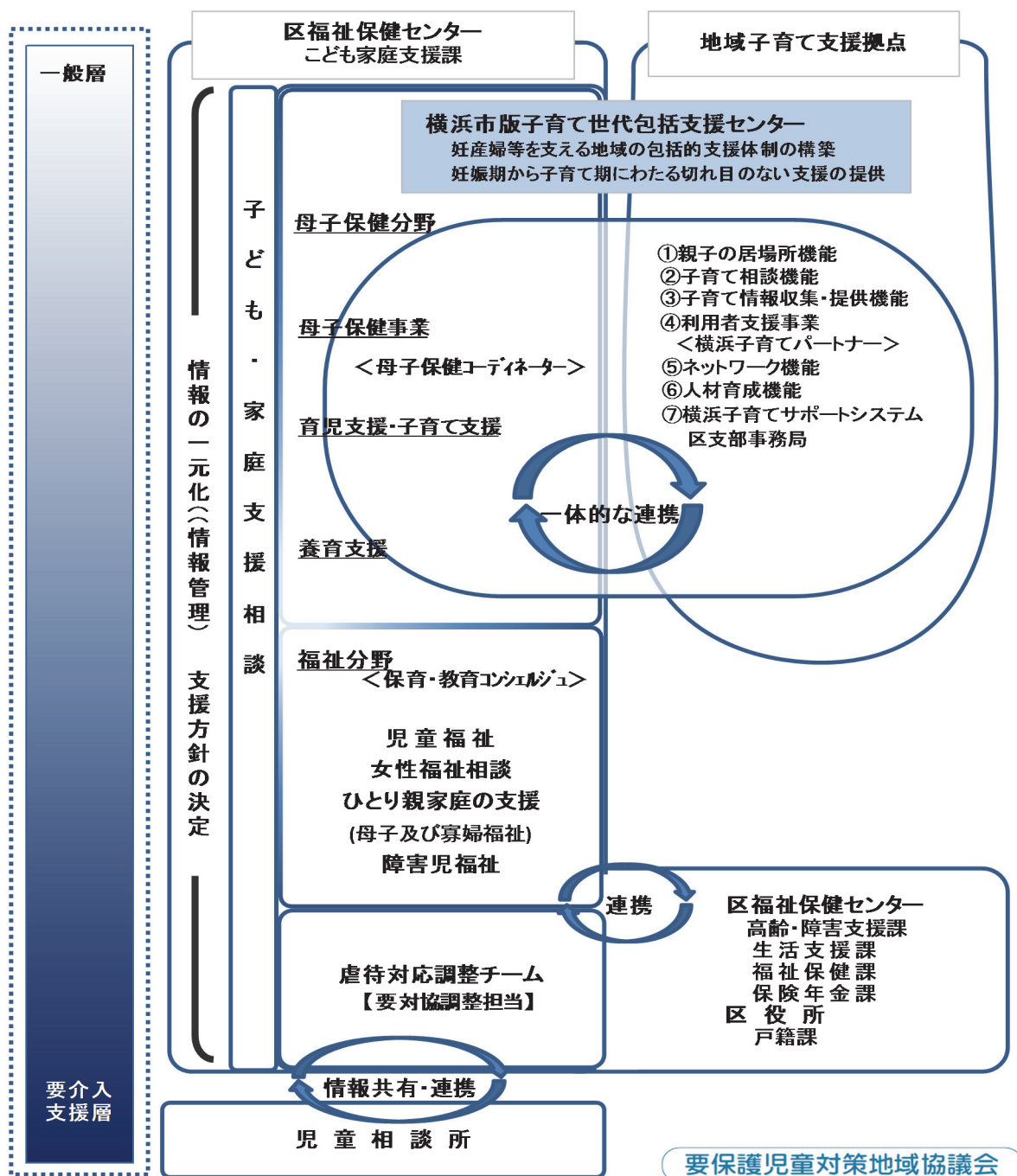


妊産婦・保護者の状態像別に見た関わりの視点と支援内容の例

	妊産婦・保護者の状態像の例	関わりの視点	支援内容
一般層	様々な悩みや不安、戸惑いを感じながらも育児を行うことができる層	育てる力（セルフケア能力）の維持・向上、問題の発生予防	母子保健・子育て支援、交流の場に関する情報提供、相談対応
中間層	より密な状況把握と支援・関係者のマネジメントを必要とする層	早期発見・早期対応	上記 +（経済的な支援）+ 子ども総合支援拠点等の関係機関による、より密な状況把握
要介入支援層	虐待対応や予防に向けてより積極的・専門的な支援・介入、見守りを必要とする層	子どもの安全確保・治療・再発予防	要対協、子ども家庭総合支援拠点、児童相談所への連絡調整等

厚生労働省「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」より

【横浜市版子育て世代包括支援センター・連携のイメージ】



4 横浜市版子育て世代包括支援センターの取組姿勢

(1) 目指す支援の姿（充実させていく支援）

ア 生まれる前の出会いの場と機会の充実

子どものいる世帯の減少や地域のつながりが希薄化する中、妊娠から産後の時期に不安を感じる人が多くなっています。この時期は不安定であるとともに、家族にとっては赤ちゃんを迎えて生活を始める大変重要な時期です。特に、妊娠中は体調が不安定なことに加え、出産に向けて何を準備するか、産後の生活や子育てがどのようなものかイメージが持てない等、子育て世代包括支援センターとして支援すべき重要な時期と言えます。

母子健康手帳交付時面接やプレパパ・プレママ教室等の出会いの機会を充分活用しながら、個々の子育て家庭の不安や悩み事に寄り添い、区と地域子育て支援拠点が強みを活かし、予防的な支援を充実させていきます。

（検討会意見より）

- ・よりスムーズに子育てを始められるよう、「順調な出発を支援」することが大事。
- ・妊娠中から計画的に行動できるようになると、予想外のことばかり起こるとではスタートが違う。その点で母子健康手帳交付時の面接での情報提供や相談支援は大変重要。
- ・不安を抱えながらも子どもに愛着を持った子育てができることが大事だが、これは親子だけでは難しい。周りの人が赤ちゃんの誕生を喜ぶと本人はより実感できる。
- ・地域子育て支援拠点ではネットワークを活用しながら、地域での様々な場における親子の状況を把握できる。また、妊娠中の家族が地域とつながる場を提供できる。

イ 安心感につながる妊娠期からの関係づくり

妊産婦や子育て家庭にとっては、地域の様々な場面で、信頼できる相談者がいること、いつでも気軽に相談でき、不安なことや予期していなかったことがあっても、解決方法や対応方法を一緒に考えてくれる人がいることが大きな安心感につながります。

妊娠期からの関係づくりが、その後の支援において重要な意味をもち、健やかなこどもの成長発達を支えることにつながります。区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの場や機会を充実し、妊娠期から出産、子育て期にかけて、切れ目なくあたたかい関わりや関係づくりを大切にしていきます。

（検討会意見より）

- ・区や地域子育て支援拠点が、“相談できる場所”であることを充分認知してもらえるような取組が必要。
- ・「あなたのことを気にかけている」メッセージを投げ続けることが信頼関係につながる。
- ・家庭はそれぞれ様々な事情を抱えているが、地域子育て支援拠点は、どのような状況の人も変わることなく迎えて温かくサポートできる点が強み。
- ・身近な人たちのアドバイスを受けながら子育てをすることが安心感につながる。

ウ 養育者自身が意思決定をする力の支援

子どもの世話をしたことがないまま親になる人も増えています。産後の生活や子育てのイメージを伝え、その上で養育者自身が、子どもの健やかな育ちのために、より良い選択をしていくための支援が大切です。

区が専門的な知見からの相談支援を充実し、地域子育て支援拠点が養育者どうしの支え合いの機会を充実するなど、子どもの健やかな成長発達に向けて、養育者自身が見通しと安心感をもって、自ら意思決定をしていくことの支援を行っていきます。

(検討会意見より)

- ・産後は不安や負担が大きい時期。「順調」のイメージをもつことが大事。
- ・子どもの発達に応じた子育ての見通しを持てることが、親の安心感につながる。
- ・「妊娠・出産・子育てマイカレンダー」は産前産後のサービスが見やすいだけでなく、自分で選択するためのしかけ。自らの課題を自分で解決するために支えていくことが大切。
- ・親自身が自分に必要なものを発信していく。声を上げて自らサービスに近づいていくことも大切。横浜は行政だけでなく地域子育て支援拠点があることで、親子にとって身近な支援が充実していることが強み。親自身が、その支援を知り、選択するところまでを支えていくことが必要と思う。
- ・地域子育て支援拠点は、場にいる他の親子に接することで、自分の半年後、一年後の姿をダイレクトにイメージできる。

エ 切れ目のない包括的な支援とネットワークづくり

一人の担当者が継続して一人の妊産婦等に関わり、すべての相談に対応・解決することは困難ですが、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、それぞれの持つネットワークを十分に活かすことで、より多面的・包括的な支援を行うことが可能となります。

区福祉保健センターと地域子育て支援拠点の両者が連携しながら、関係機関と顔が見える日頃からのネットワークづくりを進めていきます。

個々の支援がスムーズな連携により充実し、子育て家庭に切れ目のない支援として提供されるよう、区福祉保健センターは、関係機関等から支援のために収集した情報を一元管理し、妊産婦や乳幼児の状況を包括的、継続的に把握するとともに、より効果的な支援プランの策定に役立てます。

(検討会意見より)

- ・区の特長や実情に応じて、地域の資源と有機的につながることが、まさに子育て世代包括支援センターの重要な要素。
- ・どこかに行かなければ相談できないのではなく、どこでも相談できることが重要。
- ・区と拠点の双方にネットワークはすでにある。子育て世代包括支援センターは、改めてネットワークの意味を振り返る良いきっかけではないか。
- ・今後は、地域の様々な資源とつながることがより一層重要になる。地域に対して、子育て世代包括支援センターができるからこそ協力してもらいたいと働きかけるものにしていきたい。
- ・より身近な地域のインフォーマルなネットワークを耕すための具体的な取組も大切。

オ 親子が温かく見守られる地域づくり

安心して子どもを産み育てることができ、一人一人の子どもが健やかに成長するためには、地域全体で子育て家庭を温かく見守り支えていくことが不可欠です。

区福祉保健センターでは、これまで保健師を中心にした母子保健の活動の中で、個別課題から地域課題へ展開し、子育てサークルの育成や障害児地域訓練会への支援等を行い、市民の自主的な活動を支えてきました。また、地域子育て支援拠点においては、子育て家庭と同じ視点を持つ市民の力により、行政よりも身近な支援の場をつくり、親子のニーズに応える実践を積み重ねてきました。

こうした市民の主体的な取組や、地域の中の多様な主体による協働の取組は、横浜の強みであり、今後ますます重要になってきます。

区福祉保健センターと地域子育て支援拠点は、子育て世代包括支援センターの取組を地域づくりの視点をもって進めていきます。地域子育て支援拠点のネットワークを活かして、妊産婦や子育て家庭と“地域とのつながり”をつくるほか、子育て世代包括支援センターの取組の中で把握した、子育て家庭の課題やニーズを、地域の様々な人や機関と共有し、地域全体を巻き込んで、解決に向けての協働の取組につなげていきます。身近な子育て家庭の困りごとや困難な状況に対し、関心を持ち主体的に関わる人を増やし、課題の解決に向けて多様な市民や活動団体が、出会い、つながることを支援していきます。

(検討会意見より)

- ・地域の中で親子を見守る風土が大切。地域の中で子ども誕生を喜び分かち合えること。
- ・子育て世代包括支援センターだからこそ、地域の中で親子に何が起きているのが見える。そこから新たな社会資源を作る取組や、区の施策へとつなげていくべき。
- ・子育て家庭を「見える化」することが大事。言葉でも表し、数値でも表す。それを踏まえ、当事者でない人にとっても子育てが自分事になるように、それが地域づくりにつながる。
- ・支援の場はすでにできている。それらが有機的につながることが地域づくりになり、地域力の創出になる。
- ・地福計画等、区全体が地域づくりに取り組んでいる。そこに連動して包括としての地域づくりを考えることが必要。
- ・ネットワークの基盤は育まれてきている。今後はそれをボトムアップするしかけが必要ではないか。ケア会議とはいかなくても、地域ケアプラザのエリアで顔が見える関係を耕し、インフォーマルな人・民間の施設、企業との連携をどのように構築していくかという視点が必要。
- ・地域で主体的に子育て支援をしたいと考える人や組織に対して、活動に必要な場の調整、出会いに繋がる機会づくり、情報の提供がされ、地域の子育て支援に係る資源を育成する取組が行われていることが大切
- ・拠点の居場所を中心とした機能を通して、多くの人が出会い、その出会いの中で、化学変化がおき、新たな支援へのムーブメントに繋げることが大切。

(2) 国の示す必須項目ごとの取組の方向性

ア 妊産婦及び乳幼児の実情把握

【国の通知より】

- 妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて、妊産婦及び乳幼児等の母子保健や子育てに関する支援に必要となる実情の把握を継続的に実施する。

【区】

- 母子健康手帳交付時面接では、親子の状況を把握するとともに、父母の生育歴やジェノグラム（家族構成）から家庭の全体像を把握する。（パートナー関係、人との繋がりや互助の状況、経済状況 等）また、面接後も、電話・お便り等により継続的に支援する。
- 母子健康手帳交付時面接内容を複数の目で確認することで、妊娠中から支援の必要な妊婦を把握し、早期支援につなげる。
- 医療機関と連携し、妊婦健康診査、産婦健康診査、医療機関乳幼児健康診査等で、支援を必要とする妊産婦の状況把握に努める。
- 支援の必要な親子について、区・拠点・関係機関等が把握した情報、及び支援の進捗に係る情報は、全て区が集約し、一元管理する。
- 各事業や、母子健康手帳交付時の面接等から母子の実情を把握し、課題解決のための事業化や、地域のネットワークの構築を検討する。

【拠点】

- 親子が日常的に利用できる居場所を持つ拠点で、継続的な親子の見守りを行う。
- 親との信頼関係や丁寧なコミュニケーションを持ち、親自身も気づいていない支援のニーズを把握する。
- 多機能を活用した支援の実施を通して、親子を多面的に把握するために、必要に応じ、スタッフ間で親子の状況を共有する機会を持つ。
- 拠点で把握した、支援が必要な親子の状況は、区に共有する。

【区と拠点の連携】

- 妊産婦や乳幼児の親子等の実情を、複数の視点から多面的に把握し、事業や施策に反映する。
- 区と拠点がそれぞれ把握した個別の親子の情報や支援の進捗に係る情報の共有については、必要に応じて、P28「子育て世代包括支援センターにおける連携と情報共有の基本的な考え方」に留意して進める。

母子健康手帳交付時面接からの支援の始まり

妊婦は、ひとり一人心身の状況や妊娠に対する気持ち、家族のサポート状況等が異なります。そのため、20～30分程度の短い面接の中で、こちらが案内したい情報を一方的に伝えるのではなく、妊婦の状況を適切に把握し、継続した支援が必要と判断した方には、電話等にて継続的に支援しています。

母子保健コーディネーターの配置前より、看護職による面接は行っていましたが、専任で面接をする環境となったため、より丁寧に個々の妊婦の状況を把握した支援を行うことができるようになりました。

旭区では、母子健康手帳交付時面接を笑顔で行うように心がけています。母子健康手帳交付時面接は、出産前の妊婦と話ができる大切な機会です。妊娠・出産・子育てのリスクを把握する役割もありますが、笑顔の面接が、妊婦自身の「話してみよう」、「相談してみよう」というきっかけにつながっています。

20代の妊婦の面接では、どのような質問に対しても『大丈夫です』と答える方が多く、妊娠・出産への思いを把握することが難しいと感じることがあります。短い面接の時間内で妊婦の思いをくみ取ることは難しいこともありますが、出産までの期間で少しでも多くの支援につながるよう、カンファレンスで支援方針を話し合い、その結果を踏まえ、適切な時期に電話かけを行うなど、妊婦一人一人の状況に寄り添った支援に取り組んでいます。より早い段階でアプローチすることにより、体調の確認だけでなく母親教室の参加勧奨、産前産後ヘルパーの紹介、地域子育て支援拠点や横浜子育てパートナー等の情報提供なども行っています。出産後に孤立しないためにも、妊娠中から地域子育て支援拠点へ出かける機会をもつことが大切であり、今年度2回実施であった『地域子育て支援拠点見学会』を次年度は4回に増やし実施する予定です。

また、母子健康手帳交付時面接の後にアンケートを実施し、区内の妊婦のニーズを調査したところ、「出産について気になることや知りたいこと」は、年代を問わず初産婦は『赤ちゃんを迎える準備』、経産婦は『兄弟児への接し方』となりました。年代別では、20代は『仕事との両立』、30代は『赤ちゃんを迎える準備』や『兄弟時への接し方』等となり、初産婦や経産婦、年代によってもニーズが様々に異なっていることが分かりました。今後は、妊婦のニーズの細かな傾向を踏まえながら、個々の妊婦に寄り添った情報提供等の工夫を行っていきます。

養育者自身も気づいていなかった「支援のニーズ」への気づき

拠点では、単に居場所を提供するだけでなく、スタッフによる養育者との丁寧な関わりを心掛けています。そして、その何気ない会話の中で、養育者自身が気づいていない「誰かに助けてもらう必要があること」にスタッフが気づき、支援に繋げることを大切にしています。

拠点における実情把握においては、まずは養育者の言葉に耳を傾けると共に「言葉にならない気持ち」も含めてしっかりと受け止めることが基本となります。その上で、家族の置かれている状況を把握し、一緒に課題を整理するというプロセスを大切にしています。拠点の強みである当事者目線を活かし、養育者が次の一步を踏み出せるよう、寄り添った支援をすることが大切です。

事例1

ひろばを利用していたある母親からスタッフに、第2子を妊娠したとの報告がありました。さらに話を聴くと、第1子の発達に心配があるとの話もしてくれました。この時の母親は、出産後の生活のイメージを持っていないため、特に不安を感じてはいないようでした。そこで、出産後にどのような困りごとがでてくる可能性があるかを、スタッフと母親とで一緒に考える機会を持ちました。このように、スタッフと一緒に具体的にイメージする中で、母親自身が、支援の必要性に気づき、産前産後ヘルパー、子育てサポートシステム等の利用へと繋がっていきました。

事例2

養育者が子どもを一時的に預けたいとの希望で、横浜子育てサポートシステムのスタッフと話す中で、実は子育てへの負担感が大きくなっているために預かりの利用を希望したことがわかり、相談支援につなぎ、継続して見守りました。預かりのニーズを持って拠点に来所した親子が、預かりだけでなく、他の支援に繋がりました。

イ 妊娠・出産・子育てに関する相談・情報提供・助言・保健指導

【国の通知より】

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、妊産婦等からの各種の相談に応じ、地域子育て支援拠点等と必要に応じて情報を共有し、支援を行う。

【区】

- 母子健康手帳交付時面接では、妊婦の相談に対応し、個々の状況に応じた産前産後の週数等に応じた支援メニューを示すことで、妊婦の“妊娠・出産・子育てマイカレンダー”を作成する。また、妊婦自身が支援メニューを適切に選択し、利用できるよう支援する。
- 妊娠後期（28～32W）には母子健康交付面接者におたよりを発送し、母子保健コーディネーターの相談窓口の再周知等を行う（ポピュレーションアプローチを行う）。
- 妊産婦や養育者等に情報提供した内容や助言は、継続性、統一性のある支援を行うために、個人記録や支援台帳で記録・管理する。
- 地域子育て支援拠点等を案内し、妊娠中から地域の中での相談できる場、居場所、地域の中の支援者や子育て世代どうしとの交流につなげる。

【拠点】

- 親が相談・支援のニーズを自覚せず来所した場合でも、スタッフとのコミュニケーションの中で、親が自分の潜在ニーズに気付くことで相談に繋がるなど、予防的支援を行う。
- 妊産婦やそのパートナー向けの講座を実施するなど、妊娠期からの支援の充実を図る。
- 多様な親子が日常的に集う場所であることを活かし、様々なニーズに対応する支援を実施する。

【区と拠点の連携】

- 区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、互いを理解し、連携・協力することで、それぞれの強みを活かした役割分担のもとで相談・情報提供・助言・保健指導を実施する。
- 相談窓口寄せられた相談内容などの情報を、区と拠点の関係者会議で報告し、支援の必要性の判断や関係機関との連絡調整につなげる。

連携により広がる妊産婦への支援

妊娠期は、家族や生活面で状況の変化が起こる時期でもあります。区福祉保健センターや地域子育て支援拠点を始めとする複数の機関が連携して、情報提供や相談を行っていくことが求められています。

泉区では、3か月に1回、子育て世代包括支援センターに関する、地域子育て支援拠点と区の情報交換会を実施しています。地域子育て支援拠点（施設長と横浜子育てパートナー）と区（母子保健コーディネーター、保健師・助産師）が、最近の妊婦の特徴（世代傾向・時代背景・生活状況・健康状況など）を共有し、泉区の地域特性や子育て世代の傾向を話し合い、それぞれの事業展開やケース支援に活かしています。こうした中で、妊娠中から地域子育て支援拠点を活用できることを盛り込んだ内容の「妊娠・出産・子育てマイカレンダー」をともに作成しました。

また、区で実施している母親（両親）教室に、横浜子育てパートナーが来て、地域子育て支援拠点の事業やイベントなどをPRしています。困ったときの相談先として、区役所とともに、地域子育て支援拠点の横浜子育てパートナーが認知され、顔の見える関係づくりに繋がっています。

「妊娠・出産・子育てマイカレンダー」を面接後も手元に置いてもらい、いつでも確認できるよう、各区で工夫をこらしています。港北区では、カレンダーを母子健康手帳の健診券綴りに貼り付けられるサイズで作成し、面接後にも妊婦が活用しやすくなるよう工夫しました。産科医療機関からは、「健診券綴りに添付してあったので、妊婦健診の時にもマイカレンダーを確認しましたよ。」との声をいただき、マイカレンダーは妊婦に渡すだけでなく、妊婦本人、区、医療機関の情報の共有にもつながる可能性がある事を実感しました。今後も、不安な時にはカレンダーを見返すよう妊婦に勧め、より活用されるよう取組を進めていきます。

また、都筑区では、健康づくり係と連携して妊娠中を楽しく生き生きと過ごすための健康講座を開催しています。主な内容は、歯科医師による妊婦と家族のお口の健康の話、ヘルスマイトによる食生活の話と妊娠期レシピの試食、母子保健コーディネーターの相談等で、年2回実施しています。保育も行っており、夫婦や兄弟姉妹と一緒に参加いただいています。健康づくり係と連携して妊婦を対象とした事業を開催したことで、母子保健コーディネーター業務をセンターの他部署がより深く理解することにつながり、日頃からの連携を強める機会にもなりました。

母子保健コーディネーターへの相談も徐々に増えて、妊婦や家族の相談先として定着してきたほか、母子保健コーディネーターと横浜子育てパートナーによる「子育てプチ体験会」など、現場の発意からの事業も始まりました。今後は、出産後までの切れ目のない支援の一貫として、産後のお母さんが、出産や赤ちゃんの育児について体験談を話す交流会を企画し、これから出産を迎える妊婦に参考にしてもらおうとともに、自らの体験を振り返る機会としていきます。

養育者の気持ちに寄り添う、継続した見守り支援

特に、養育者の悩みや不安が大きい場合、支援者や専門機関が支援の提案をしても、養育者が行動に移せるまでに時間を要する場合があります。大切な我が子や家族の事であるがゆえに、頭では分かっている、気持ちが100%そこに向かえないということかもしれません。そのような場面で、拠点は「養育者がぼろっと本音や弱音を言える場所」としての役割が求められます。養育者が支援の必要性に納得し、自らそれを選べるまで、身近な支援の担い手として、揺れ動く養育者の気持ちに寄り添い、スタッフ同士が連携して親子を支えることは、養育者がいつでも利用できるひろばを持つ拠点だからこそ可能な支援手法と言えます。

事例

拠点のひろばを利用していた母親の、顔色が悪く体調が優れない様子に気づいたひろばスタッフが、気になって母親に声をかけたところ、子育てをしながら親の介護もしていることが分かりました。そのため、ひろばスタッフから相談の専任スタッフである横浜子育てパートナー（利用者支援事業基本型）に引継ぎ、まずはつらい気持ちを受け止めると同時に、家庭状況の把握をする、母親に寄り添った支援を始めました。

この時、パートナーは、母親の体調に配慮し、横浜子育てサポートシステム（ファミリーサポートシステム）のスタッフと連携し、預かりの利用を提案しましたが、母親の「子育ては大変でも、自分の手で子育てをしたい」との気持ちが強く、その時は預かりの利用にはつながりませんでした。

その後は、母親の「子どもに寄り添いたい」という気持ちを尊重し、ひろば利用をしている間は、ひろばスタッフがお子さんの遊びを見守るなど、拠点が母親にとって安心して過ごせる場所となるよう、スタッフ皆でサポートすると共に、横浜子育てパートナーによる相談を継続しました。このような支援を継続する中で、母親自身の気持ちに変化が生まれ、子どもの預かりを利用する決心をすると共に、親の介護についても、区の担当部署への相談に繋がるなど、自ら、必要な支援を選ぶ行動へと繋がっていきました。

ウ 支援プランの策定

【国の通知より】

- 保健師等が、妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて、必要に応じて、個別の妊産婦等を対象とした支援プランを策定する。

【区】

- 保健師等が妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて、支援が必要な妊産婦、養育者の“支援プラン”を作成する（本市では従来行っている個別の継続支援が該当する）。支援プランは、必要に応じて、関係機関による支援も含めたものを作成する。
※国通知では、情報提供に加えて、助言支援があれば必要なサービスの選定・利用ができる妊婦には“セルフプラン”（本市では、母子健康手帳交付時面接時に全妊婦に作成・配布する『妊娠・出産・子育てマイカレンダー』）を作成している。
- 支援プラン作成後は、妊婦・家族だけではなく、医療機関、関係機関等とも連携しながら、定期的に状況を把握し、適宜、支援プランの見直しを行う。
- 特定妊婦等要保護児童対策協議会の対象になり得ると判断した場合には、所内検討会議（受理会議やケース検討会議）で協議し、組織として支援方針を決定する。

【拠点】

- 区が、より適切な支援プランを作成・更新できるよう、親子の拠点利用を通して把握した状況を区と共有する。
- 区と拠点の双方が連携しての支援が必要な場合は、支援方針の共有や役割分担を行い、連携して支援を実施するとともに、支援の進捗状況を共有する。

【区と拠点の連携】

- 地域子育て支援拠点での見守りや支援が必要と判断される特定妊婦や、より手厚い支援が必要と判断される親子については、要保護児童対策協議会の所内検討会議において、必要な情報の共有、支援の方向性、役割分担等について検討・調整し、支援プランに沿った支援を行う。

区の妊婦の特性を踏まえた支援

何らかのリスクを抱え継続した支援が必要な妊婦は、助産師・保健師が支援プランを作成しますが、外国につながる妊婦や10代の妊婦などは、言語や文化、世代の特徴にも配慮した個別の支援プランの作成が大切です。さらに、これら妊婦が地域とつながるような取組を地域と共にすすめ、個別の支援プランに活かしていくことも求められます。

南区では、未婚や10代の妊婦、外国につながる妊婦が多い傾向があり、出産・子育ての十分なイメージがなく漠然とした育児不安を抱える妊婦等への支援や外国につながる妊婦への多文化や言語等の理解を踏まえた支援が求められています。

そのため、母子保健コーディネーターは、母子健康手帳交付時面接をとおして、区役所がいつでも相談できる場所であることを周知することはもちろん、日本語でのコミュニケーションが難しい妊婦や家族に必要な情報を伝えるため、通訳や音声翻訳器を活用しています。ほかにも「外国籍の方向けの子育てチャート」（公益財団法人かながわ国際交流財団作成）を活用して説明しています。また、妊娠後期の手紙についても英語版、中国語版を作成しています。今後は出生連絡票の英語版、中国語版の翻訳を検討しています。

また、10代で妊娠・出産した経験のある母親の交流を目的とした「わかママ会」を、地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場と連携して開催しており、初めての参加に躊躇する妊婦には母子保健コーディネーターが同行して参加を促すなど、丁寧につなぐことを心掛けています。今後は親と子のつどいの広場が配信しているライン@を活用し、妊娠中から利用できる地域のプログラムについても情報提供を行っていく予定です。

エ 保健医療や福祉の関係機関との連絡調整

【国の通知より】

○妊娠・出産・産後・子育ての期間を通じて保健医療又は福祉の関係機関との連携調整を行うこと。

【区】

- 連携先となる関係機関（産科・精神科・小児科、児童相談所、子育て支援の実施機関、地域の活動者）等へ、日頃から区役所の役割や機能を理解していただくとともに、信頼関係等の構築ができるよう、積極的な情報提供や連携会議の開催等の連携に努める。
- 支援を行うにあたっての課題等の解決や連携に向けて、必要に応じて新たな連携や支援の仕組みを構築していく。

【拠点】

- ネットワーク機能、人材育成機能、利用者支援事業の地域連携等を活用し、平素から、地域団体・施設と、定例的な情報共有会議や顔の見える関係づくりを行う。
- 地域団体・施設と連携して支援を実施することで、相互理解を進め、支援の充実に繋げる。

【区と拠点の連携】

- 区と拠点のそれぞれのネットワークを横断的に活用することで、多様な支援ニーズに対応すると同時に、支援プランに基づき、一貫性のある支援を実施する。

産科医療機関との顔が見える関係づくり

各区では、区福祉保健センターと地域の産科医療機関が定期的に連絡会を開催する取組を行っています。妊娠期から産後の切れ目のない支援を行うためには、それぞれの業務や役割を理解し合い、日頃からの“頼み頼まれる関係づくり”が重要となっています。

平成 7 年より金沢区では、区内の分娩施設等と定期的な連絡会を開催しています。この会議では、産科医療機関、助産院、地域子育て支援拠点、母子訪問指導員、区職員等がメンバーとなり、区内の子育て支援に関する課題の情報共有や、具体的な解決に向けての検討を行っています。

この連絡会を通じて分娩施設から、「区が実施する支援が見えにくい」という声をいただき、特定妊婦の支援については妊娠中から連絡を密にすることとなりました。さらに、出産後の個別ケース検討会議を通じて、支援方針や役割を決める中で、区と分娩施設の理解が深まりました。

連絡会は、参加している機関どうしの情報交換の場ともなっており、新たな取組、好事例等を共有しています。

産婦健康診査実施後の区への情報提供も増えており、分娩施設と地域が連携して取り組むことが今後ますます求められています。

支援者同士の顔の見える関係による連携した支援

多様な家庭を支援するためには、地域で子育て支援を担っている人同士の連携が重要です。そのためには、日ごろから、親と子のつどいの広場、子育てひろば、私立幼稚園等はまっこ広場、子育て支援者、子育てサークル等と、顔の見える関係づくりをすることが大切です。

支援の担い手同士の連絡会等の機会を活用し、担い手同士のネットワークづくりに努め、個々の家庭のニーズに応じたきめ細やかな支援につなげていくことが大切です。

事例

拠点の利用者の中には、拠点が自宅から遠い方や、拠点より小規模でアットホームな雰囲気を希望する方もいます。ある拠点では、そのようなニーズを持つ養育者に対して、他の支援施設との繋がりを活かし、その親子の希望に沿った施設を紹介するだけでなく、他の施設の雰囲気や活動の様子なども合わせてお伝えするなど、より丁寧なご案内をしています。時には、個別の親子が利用希望している旨を、あらかじめ電話等で連絡し、初めて利用する施設であっても、行きやすいようフォローしています。

オ 地域づくり

【視点】

- 区と拠点がそれぞれの強みを活かした役割分担のもと、個別の親子を支援する役割を果たしつつ、「地域づくり」を念頭においた支援の実施に、連携して取り組む。
- 横浜市版子育て世代包括支援センターが把握した、子育てをめぐる地域課題を、関係機関、子育て支援の担い手、地域と共有し、エリア、子どもの年齢に関係なく、親子の居場所、繋がる場を作り、孤立せずに子育てができる環境をつくる。

【区】

- 保健師の専門性を活かした地域分析を行うと共に、子ども・子育て支援事業計画などの長期的かつ全市的な視点、地域福祉保健計画などを踏まえた世代を超えた他分野との連携、支援の質や量、支援の手法の適否、地域の状況など、様々な視点を踏まえ、課題や目標を明確化する。さらに、課題解決の具体的な方法を検討し、事業及び施策への反映や、地域の関係機関との連携による解決に取り組む。

【拠点】

- 地域で子育て支援を担っている施設・団体のひとつひとつと丁寧に関わりを持ち、互いの考えや活動の状況、発揮できる強みを理解し合うとともに、個別の親子の支援等においてスムーズに連携できるよう、気軽に頼み頼まれることができる良質な関係を築く。
- 地域で子育て支援を担っている施設・団体と、機会を捉えて学びを共有するなどにより、新たな支援の創出及び人材育成、活動支援を継続して行う。
- 7機能（居場所機能、相談機能、情報提供、収集機能、ネットワーク機能、人材育成機能、利用者支援事業、横浜子育てサポートシステム区支部事務局）の全ての運営において、子育て家庭と地域資源の双方への働きかけや、両者をつなぐ取り組みの継続を意識することで、新たな支援の提案やその創出をめざす。

【区と拠点の連携】

- 地域への働きかけにあたっては、区と拠点がそれぞれの強みを活かし、補い合い、連携して取り組む。
- 子育てに関わる、機関、施設、団体等との連絡会や情報共有の場などの機会を捉え、子育て支援に関する地域課題を共有すると共に、個別の支援や区域全体での支援の展開において、協力して取り組めるよう、継続的に関係を保つ。
- 区と拠点の両者が、平素から、それぞれの持つネットワークの強化及び拡大を図ると共に、それを互いに活用し合うことで、区全体のネットワークの強化を図り、支援実施に繋がる地域の土壌づくりを進める。
- 区と拠点の、両者の持つ繋がりを掛け合わせ、地域を巻き込んだ新たな支援を、連携して実施することで、多様なニーズに対応する。
- 子育て当事者自身も、支援される側から支援する側になるなど、支援の担い手の循環につながる働きかけや、地域で主体的に子育て支援をしたいと考える人、組織に対して、必要な場、出会いに繋がる機会、情報の提供を行うなど、地域の子育て資源の育成に継続して取り組む。

「支援をする側とされる側」という枠を超えた支え合いの醸成

拠点では、利用者だった方、また、今も利用している方が、支援の担い手としての役割を果たす取組も行われています。時に「支援をする側とされる側」という枠を超え、拠点に集う多様な親子が繋がり、支え合う取組を行うことも大切です。

拠点の強みである「当事者性」は、拠点スタッフの支援の姿勢によって担保されているだけでなく、「当事者の持つ力を活用した取組」によっても支えられていると言えるかもしれません。人と人との繋がりづくりを支え、「他人に助けを求められる」「困っている様子を察知して手を差し伸べられる」ような養育者のマインドを培う活動も、拠点に期待される役割のひとつです。

事例

育児休業からの復職を控えた家庭向けの講座で、前年度その講座に参加した養育者が先輩として体験談を話す取組を行っています。このような取組により、講座に参加する養育者にとっては「自分より一歩先を行く、自分と似た経験をしている身近な人」から直接話を聞くことで、これからの自分のくらしを具体的にイメージできます。一方、体験談を話す先輩養育者にとっても、育児と仕事に追われる日常から少し距離を置き、自分を振り返る貴重な機会となっています。

地域子育て支援拠点が取組む居場所の立上げ支援

拠点では、ネットワーク機能や人材育成機能を活用し、地域に子育て支援の担い手を増やす取組も行われています。支援に興味を持っている方や、ステップアップを考えている子育てサロンがあっても、居場所の立上げとなると、そのノウハウがなく難しい場合があります。また、居場所を運営するためには多くの人の協力が必要であり、それを集めることに苦慮することもあります。

本市の拠点事業は、事業開始当初から、ネットワーク機能や人材育成機能を持つことを、大きな特徴としています。これらの機能を活用し、人と人とを繋げ、支援の担い手を創出することも、これまで以上に拠点に求められる役割と言えます。

事例

ある拠点では、支援の担い手になりたいと考えている人を、日頃からの地域との繋がりの中で把握することに努めるとともに、拠点の持つひろば運営のノウハウを伝え、居場所の立上げをバックアップしています。また、拠点が持つネットワークを活用し、地縁組織やすでに活動している支援者との橋渡しをしたり、新しい居場所を支える協力者やボランティアを募るフォローをしたりもしています。

子育て世代包括支援センターにおける連携と情報共有の基本的な考え方（留意事項）

様々な機関が連携をしながら妊婦や子育て家庭を包括的に支援していくためには、必要に応じて、複数の関係機関が情報を共有し、切れ目なく支援に当たることが求められます。一方、収集した個人情報は法令（横浜市の場合は「横浜市個人情報保護条例」）に則り、適切に取り扱うことが重要です。

横浜市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）では、「本人の同意」があれば、個人情報の目的外利用が認められ、関係機関に情報の提供をすることが認められています（条例第 10 条第 1 項第 2 号）。

このことに留意をし、他の機関に個人情報の引継ぎが必要となる都度、本人に個別に説明し、同意を取るなど、丁寧な対応が必要です。（利用目的の範囲内であったとしても、対象者とのトラブルを避ける観点から、同意をとることが望ましいと考えます。）

また、個別の状況に応じ「対象者の支援のために必要な情報」に限り共有するという視点も重要です。

一方、子育て世代包括支援センターの取組の中で把握した、特に支援が必要な妊婦、児童については、児童福祉法第 25 条（要保護児童発見者の通告義務）、児童福祉法第 21 条の 10 の 5（要支援児童等の情報提供）の法的根拠に基づき、区こども家庭支援課（虐待対応調整チーム）に対し本人同意がなく通告又は情報提供を行うことが可能です。また、これを受けて関係機関が虐待対応調整チームからの求めに対して、当該者の必要な情報提供を行うことが可能です（児童福祉法第 13 条の 4）。

また、特定妊婦、要保護・要支援児童となった後は、児童福祉法第 25 条の 2 に基づく「要保護児童対策地域協議会」（以下「要対協」という。）の枠組みとして、守秘義務が課された上で、区役所の各課や関係機関が情報の共有を図ることとなります。区役所の各課や医療機関等関係機関と情報を共有する際には、要対協のケース（特定妊婦、要保護・要支援児童）であることを伝え、枠組みを超えて情報を漏らしてはならない（秘密保持：児童福祉法第 25 条の 5）ことを双方で確認し合うことが重要です。

支援者においては、日頃から個人情報保護（収集の制限、目的内利用、適正な維持管理等）についての基本的知識を習得するとともに、個別事案においては、どのような支援が必要な状況なのか、どのような法的根拠に基づく情報共有なのか、支援方針と共有する情報の範囲等について、関係する機関と十分な合意を取りながら進めていく必要があります。

また、「本人の同意を得たこと」や、提供先への引継の内容について記録をしておくことが重要です。

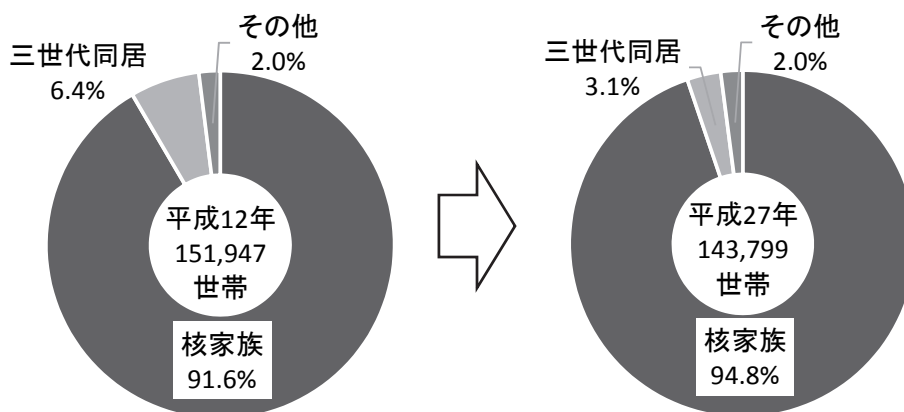
横浜市の子育て世代を取り巻く現状と課題

(1) 本市の子育て世代を取り巻く現状や課題について

ア 核家族・三世同居など世帯構成の推移

平成 27 年国勢調査によると、本市の 6 歳未満の子どものいる世帯は、核家族世帯が 94.8%、三世同居世帯が 3.1%の割合となっています。平成 12 年国勢調査と比較すると、核家族世帯が 3.2 ポイント増加する一方、三世同居世帯が 3.3 ポイント減少し、核家族化が進んでいます。

図表-参考 1 本市の 6 歳未満親族のいる家族類型別世帯数の推移（平成 12 年、平成 27 年）

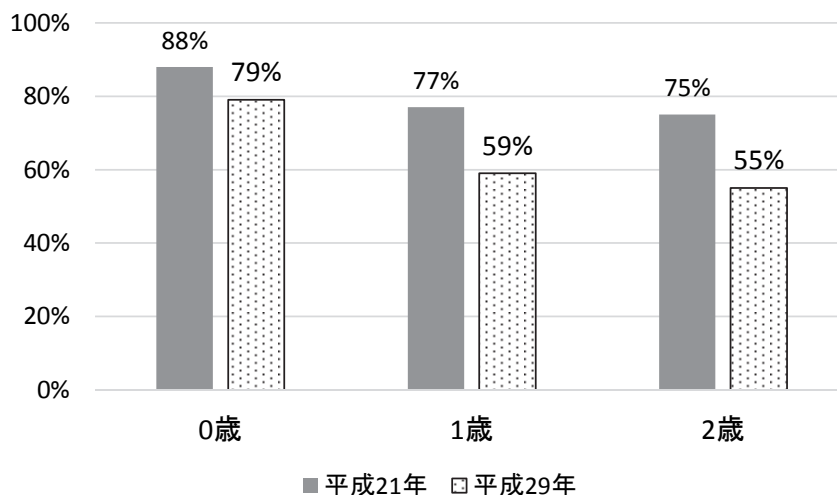


出所：国勢調査 平成 12 年、平成 27 年

イ 0～2 歳児の子どもを在宅で子育てをする割合の推移

平成 29 年 4 月時点と平成 21 年 4 月時点で、在宅で子育てをする割合を子どもの年齢別に比較すると、0 歳児が 88%から 79%と 9 ポイント減少、1 歳児が 77%から 59%と 18 ポイント減少、2 歳児が 75%から 55%と 20 ポイント減少しています。共働き世帯が増加し、保育利用率が上昇していることが背景にあります。

図表-参考 2 0～2 歳児の子どもを在宅で子育てする割合の変化（平成 21 年、平成 29 年）

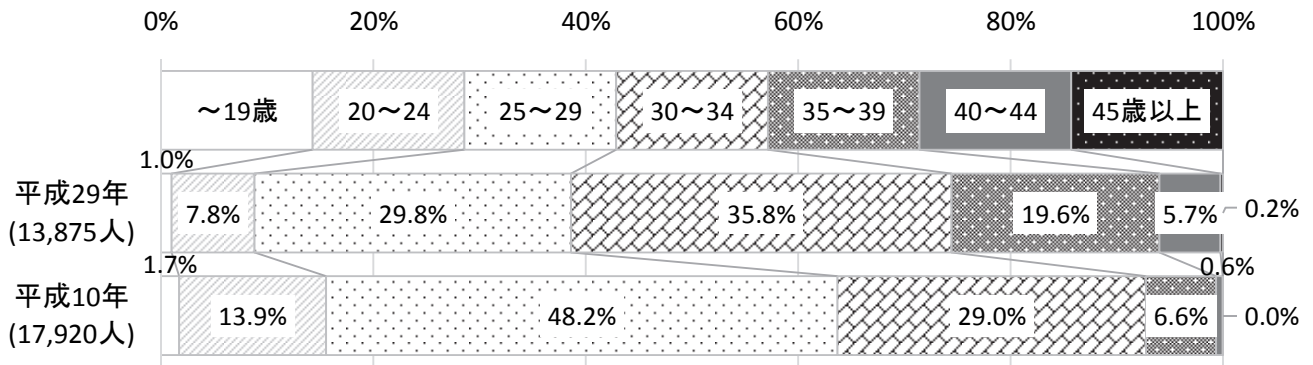


※各年 4 月時点
出所：横浜市子ども青少年局

ウ 初産婦の高齢出産の割合

平成10年と平成29年時点で、第1子を出生したときの母親の年齢（初産婦の年齢）を比較すると、35歳以上の初産婦（高齢出産）の割合は7.3%から25.6%に大きく増加しています。平成29年時点で、初産婦の4人に1人が高齢出産となっています。

図表-参考3 第1子を出生したときの母親の年齢（初産婦の年齢）の推移



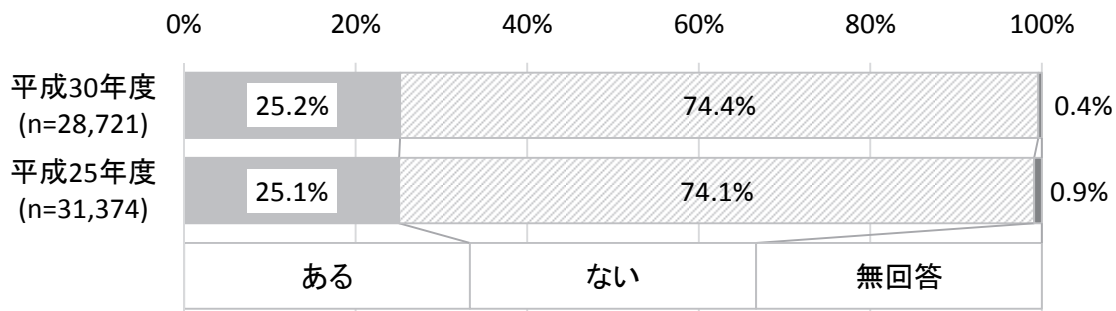
出所：横浜市人口動態統計資料

エ 赤ちゃんの世話の経験

未就学の子どものいる養育者に対して、「はじめてのお子さんが生まれる前に、赤ちゃんのお世話をしたことがありますか。」という質問をしたところ、赤ちゃんのお世話をしたことが「ない」と回答した割合は、平成25年度調査では74.1%、平成30年度調査では74.4%となっています。

4人のうち3人の方は、自分の子どもが生まれる前に赤ちゃんの世話の経験がない状況です。

図表-参考4 赤ちゃんの世話の経験



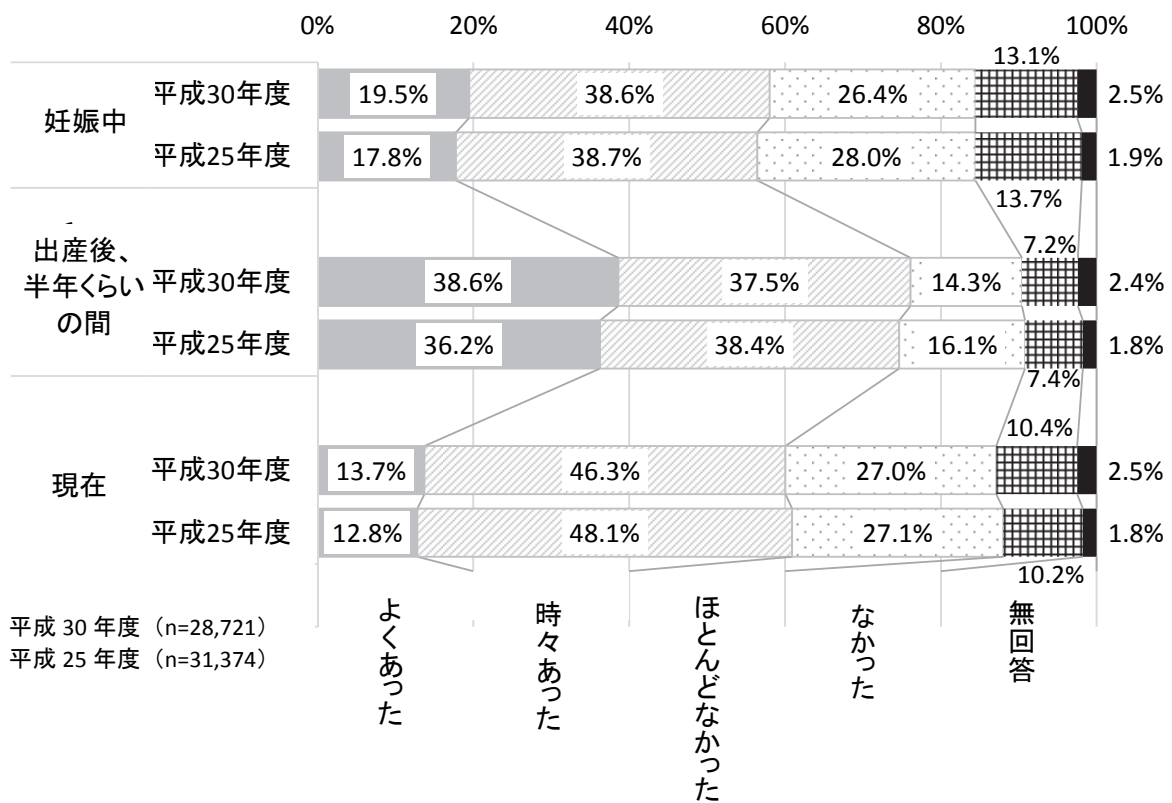
出所：横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査、平成25年度・平成30年度

オ 子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなること

「妊娠中から現在までで、子育てについて、不安を感じたり自信が持てなくなることがありますか。」という質問について、平成 30 年度調査の結果によると、不安を感じたり自信を持てなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合は、妊娠中が 58.1%、出産後、半年くらいの間が 76.1%、現在が 60.0%となっており、出産後半年くらいの間不安になる養育者が特に多いことがわかります。

平成 30 年度調査を、平成 25 年度調査と比較すると、不安を感じたり自信を持てなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合は、「妊娠中」では 1.6 ポイント、「出産後、半年くらいの間」では 1.5 ポイント増加しています。

図表参考 5 子育ての不安の有無

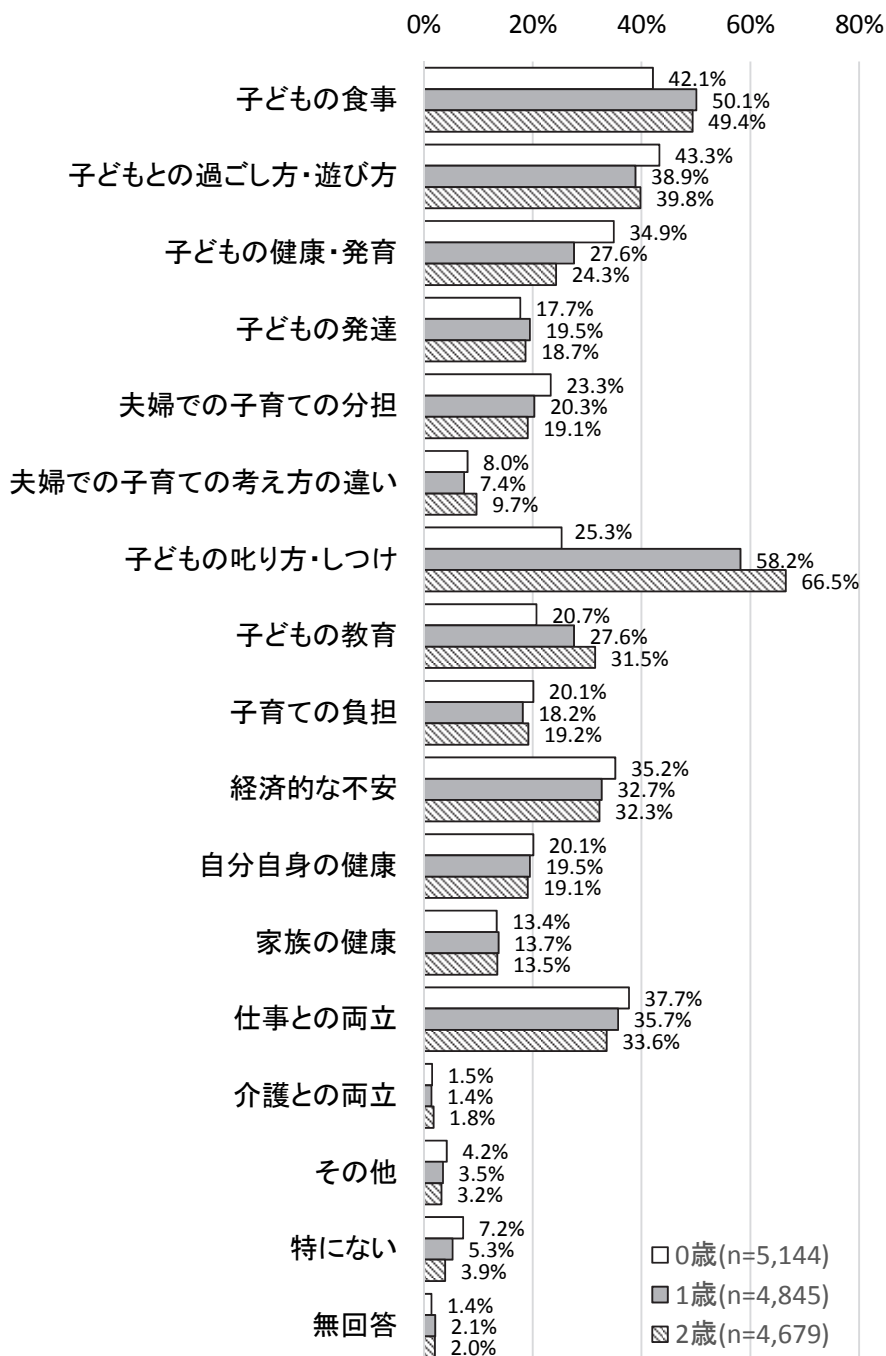


出所：横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査、平成 25 年度・平成 30 年度

カ 子育てに関する困りごと

未就学の子どもがいる養育者に対し、「現在、子育てをしていて感じている困りごとは何ですか。」と質問したところ、「特にない」と回答した割合は0歳児で7.2%、1歳児で5.3%、2歳児で3.9%となっており、9割以上の方が何らかの困りごとを感じています。困りごとの上位は、「子どもの叱り方・しつけ」、「子どもの食事」、「子どもとの過ごし方・遊び方」、「仕事との両立」となっています。

図表・参考6 子育てに関する困りごと（複数選択）

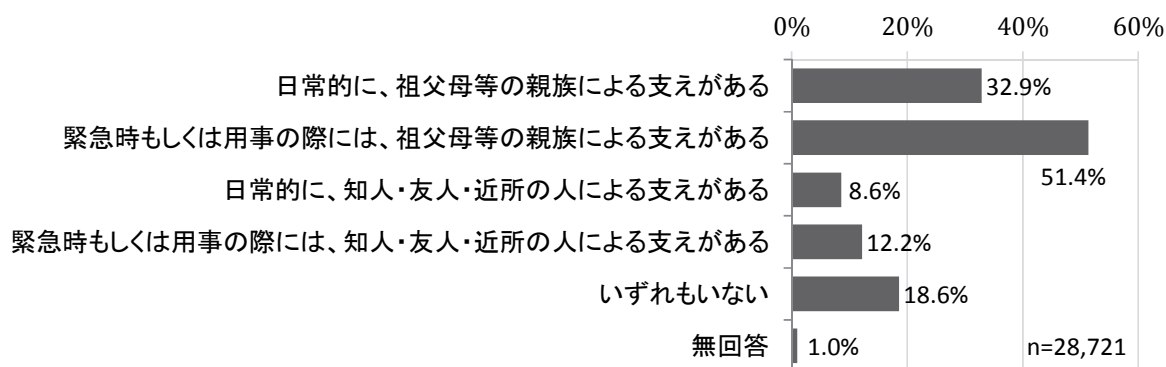


出所：横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査、平成30年度

キ 子育てに対する周囲からの支え（育児の手伝い）の有無

未就学の子どものいる養育者に対し、子育てに対する周囲からの支え（育児の手伝い）の有無についてたずねたところ、「緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族による支えがある」と回答した割合は51.4%、「日常的に、祖父母等の親族による支えがある」と回答した割合は32.9%となっています。その一方で、祖父母等の親族や友人・知人・近所の人による支えが「いずれもない」と回答した割合は18.6%となっています。

図表-参考7 子育てに対する周囲からの支え（育児の手伝い）の有無（複数選択）

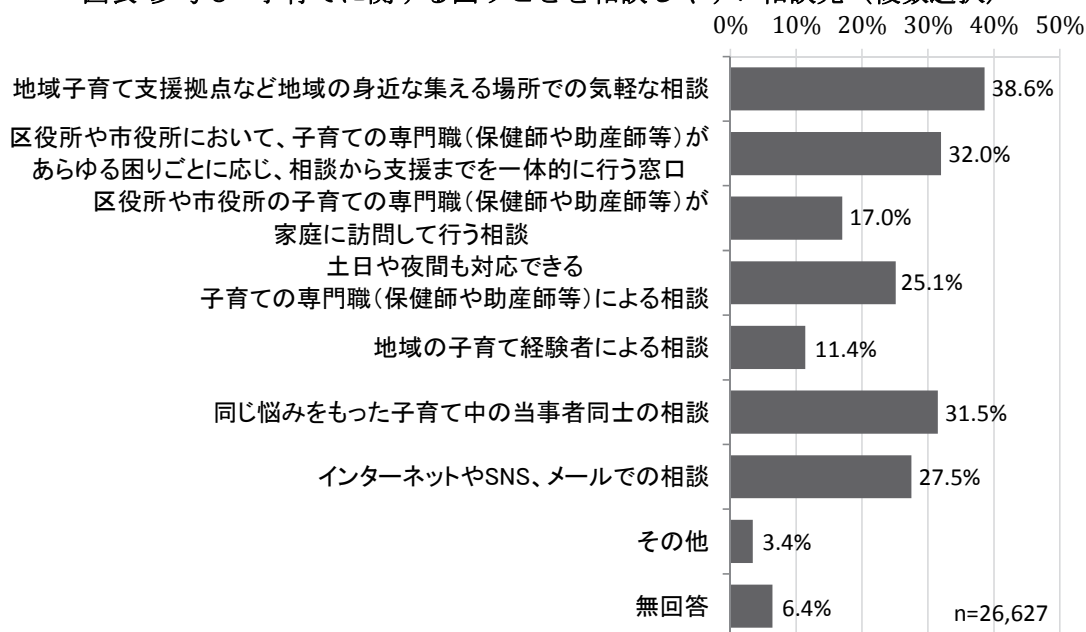


出所：横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査、平成30年度

ク 子育てに関する困りごとを相談しやすい相談先

未就学の子どものいる養育者に対し、「子育てに関する困りごとに対応するために、どのような相談先があれば相談しやすいですか。」と質問したところ、「地域子育て支援拠点などの地域の身近な集える場所での気軽な相談」が38.6%で最も多くなっています。次いで、「区役所や市役所において、子育ての専門職（保健師や助産師等）があらゆる困りごとに応じ、相談から支援までを一体的に行う窓口」が32.0%、「同じ悩みをもった子育て中の当事者同士の相談」が31.5%となっています。

図表-参考8 子育てに関する困りごとを相談しやすい相談先（複数選択）

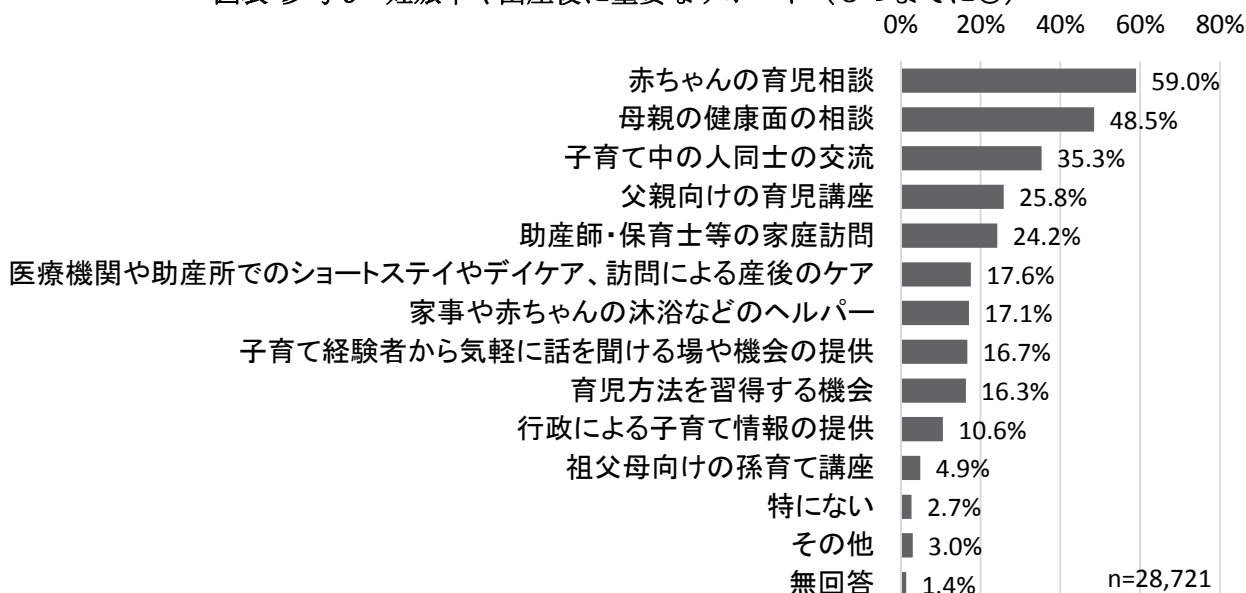


出所：横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査、平成30年度

ケ 妊娠中や出産後に重要なサポート

未就学児の養育者に対して、「妊娠中や出産後に重要なサポートはどのようなものだと思いますか。」という質問をしたところ、「赤ちゃんの育児相談」が 59.0%、「母親の健康面の相談」が 48.5%、「子育て中の人同士の交流」が 35.3%となっています。

図表-参考 9 妊娠中や出産後に重要なサポート（3つまでに○）

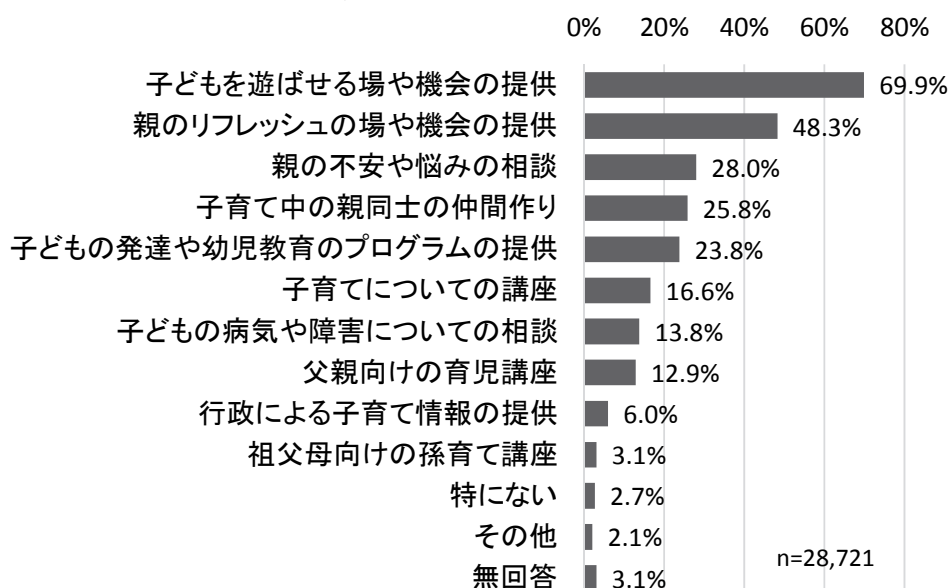


出所：横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査、平成 30 年度

コ 子育てに必要なサポート

未就学児の養育者に対して、「日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要な次のサポートで、重要だと思うものはどれですか。」という質問をしたところ、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が 69.9%、「親のリフレッシュの場や機会の提供」が 48.3%、「親の不安や悩みの相談」が 28.0%となっています。

図表-参考 10 子育てに必要なサポート（3つまでに○）

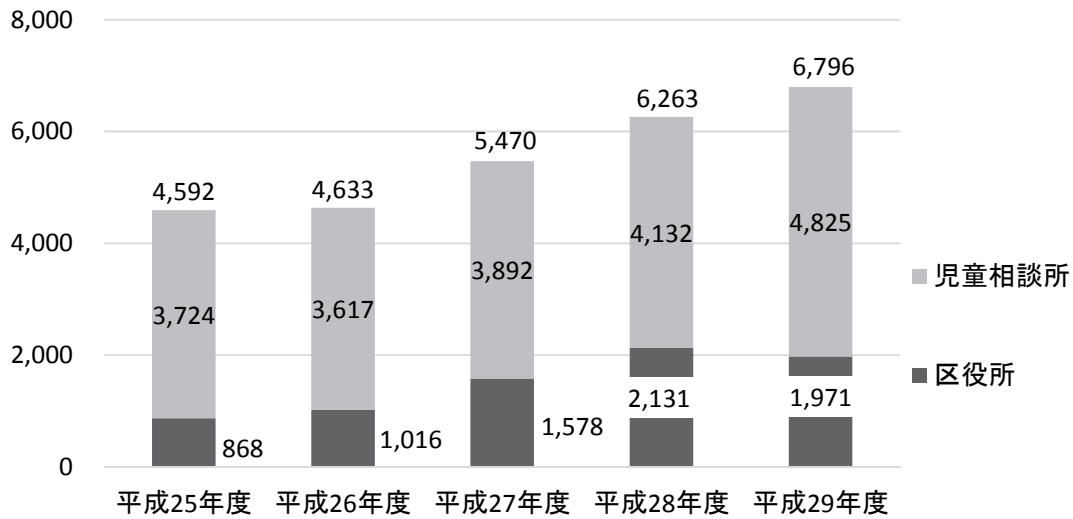


出所：横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査、平成 30 年度

サ 児童虐待相談対応件数の推移

「平成 29 年度横浜市における児童虐待の対応状況」によると、児童虐待（疑いを含む）の通告や相談に対して調査等の対応をした件数は、平成 29 年度は 6,796 件で、うち区役所の対応件数は 1,971 件となっています。区役所による対応件数は平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間で 2.3 倍に、児童相談所による対応件数は 1.3 倍に増加しています。

図表-参考 11 本市の児童虐待相談の対応件数の推移



※対応件数は、児童虐待（疑いを含む）に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数
出所：平成 29 年度横浜市における児童虐待の対応状況

横浜市版子育て世代包括支援センターあり方検討会等の開催概要（平成30年度）

	あり方検討会	（母子保健コーディネーター モデル事業の検証）	（地域子育て支援拠点事業 の振り返り）
6月	<u>6月8日(金)19時～</u> ・目的、進め方 ・区福祉保健センターと地域子育て支援 拠点の取組、モデル事業について ・目指す姿と強みについて	<u>6月26日(火)15時～</u> ・コーディネーター配置による効果 について ・妊娠期の支援について	<u>6月28日(木)18時～</u> ・現状について ・各機能の変化と強み、課題について
7月	<u>7月27日(金)19時～</u> ・区福祉保健センターと地域子育て支援 拠点の強みと課題について ・目指す姿と取組について		
8月			<u>8月8日(水)10時～</u> ・現状について ・各機能の変化と強み、課題について （多様性、多機能、ネットワーク等）
9月		<u>9月26日(金)9時～</u> ・コーディネーター配置による効果 と課題について ・出産後から産後4か月までの支 援について	<u>9月4日(火)13時～</u> ・まとめ(強みと課題、今後の可能性)
10月		<u>10月19日(金)9時～</u> ・まとめ(母子保健のサポート体制 の整理・子育て支援との連携)	
11月	<u>11月2日(金)17時～</u> ・目指す姿と取組について(切れ目のない 支援、連携に向けた視点について等)		
	<u>11月21日(水)午後</u> <u>あり方検討中間報告・意見交換会</u> （18区子ども家庭支援課・地域子育て支援拠点）79名参加		
12月	<u>素案に対する意見募集</u> （18区子ども家庭支援課・地域子育て支援拠点）		
2月	<u>2月1日(金)15時～</u> ・まとめ(基本的な考え方)		
3月	横浜市版子育て世代包括支援センターの基本的な考え方(基本指針)の確定		

横浜市版子育て世代包括支援センターあり方検討に係る委員名簿（平成30年度）

(1) 横浜市版子育て世代包括支援センターあり方検討会

所属・区分	職名	氏名
外部委員	田園調布学園大学教授	村井 祐一
外部委員	日本福祉大学教授	渡辺 颯一郎
外部委員	鶴見大学短期大学部非常勤講師 (厚労省「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」作成調査研究会委員)	大場 エミ
地域子育て支援拠点	泉区地域子育て支援拠点「すきっぷ」施設長	泉 直子
地域子育て支援拠点	金沢区地域子育て支援拠点「とことこ」施設長	安田 みゆき
地域子育て支援拠点	神奈川区地域子育て支援拠点「かなーちえ」施設長	塚原 泉
区福祉保健センター	南区こども家庭支援課長	戸矢崎 悦子
区福祉保健センター	港北区こども家庭支援課長	横森 喜久美
区福祉保健センター	磯子区こども家庭支援課長	杉山 雅之

(2) 母子保健コーディネーターモデル事業の検証

所属、区分	職名	氏名
外部委員	鶴見大学短期大学部非常勤講師	大場 エミ
区福祉保健センター	都筑区こども家庭支援課こども家庭支援担当係長	柴田 亜輝
区福祉保健センター	金沢区こども家庭支援課こども家庭支援担当係長	平林 桂
区福祉保健センター	旭区こども家庭支援課子育て支援担当係長	舗 歆奈
区福祉保健センター	泉区こども家庭支援課 保健師	小島 愛子
区福祉保健センター	南区こども家庭支援課 助産師	松本 美代子
区福祉保健センター	港北区こども家庭支援課 助産師	能川 智恵子

(3) 地域子育て支援拠点事業の振り返り

所属・区分	職名	氏名
外部委員	日本福祉大学教授	渡辺 颯一郎
地域子育て支援拠点	鶴見区地域子育て支援拠点「わっくんひろば」施設長	富樫 あかね
地域子育て支援拠点	神奈川区地域子育て支援拠点「かなーちえ」施設長	塚原 泉
地域子育て支援拠点	栄区地域子育て支援拠点「にこりんく」施設長	五十嵐 京子
区福祉保健センター	鶴見区こども家庭支援課担当係長	小嶋 宏子
区福祉保健センター	神奈川区こども家庭支援課担当係長	永見 徹
区福祉保健センター	栄区こども家庭支援課担当係長	角谷 小百合